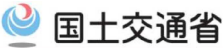


宮城県における公告資料等

- ・ 実施方針の策定の見通しについて
- ・ 実施方針
- ・ 特定事業の選定
- ・ 募集要項
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ モニタリング基本計画
- ・ 審査講評
- ・ 提案の概要
- ・ 優先交渉権者選定結果
- ・ 基本協定書
- ・ 公共施設等運営権の設定について
- ・ 実施契約書
- ・ 要求水準書
- ・ みやぎ型管理運営方式「Q & A」

下水道コンセッション事業の事例③(宮城県)



＜事業概要＞

対象事業：水道用水供給事業（2事業）、工業用水道事業（3事業）、流域下水道事業（4事業）の運転維持管理・改築等（管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く）

事業期間：20年間

運営権者：株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（メタウォーター、ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービスが設立した特別目的会社）

VFM：約10.2%（20年間で約337億円の削減効果）

運営権対価：10億円（9事業合計）

＜事業対象施設の位置図＞



みやぎ型管理運営方式 対象9事業
(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

●水道用水供給事業（2事業）

大崎広域水道事業
仙南・仙塩広域水道事業

●工業用水道事業（3事業）

仙台北部工業用水道事業
仙塩工業用水道事業
仙台圏工業用水道事業

●流域下水道事業（4事業）

仙塩流域下水道事業
阿武隈川下流域下水道事業
鳴瀬川流域下水道事業
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業（3事業）
北上川下流域下水道事業
迫川流域下水道事業
北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

＜スケジュール＞

平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施（水道、工業用水道、下水道）
平成30年度	デューデリジェンス実施（下水道）
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定
令和3年12月	運営権設定・実施契約締結
令和4年4月	事業開始（予定）

【特徴】

- ・ 国内3例目で、流域下水道施設として初めての事例
- ・ 水道、工業用水道とのバンドリング事業。

【三段階モニタリングの実施】

- ・ 運営権者によるセルフモニタリング。
- ・ 県によるモニタリング。
- ・ 経営審査委員会を設置し、運営権者と県のモニタリング結果を確認して、結果を運営権者にフィードバックし、必要に応じて運営方法の見直しを求める。

実施方針の策定の見通しについて（令和元年度）

令和元年 9 月 2 日
宮城県企業局

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の 策定時期
宮城県上工下水一体 官民連携運営事業 （みやぎ型管理運営 方式）	20 年間 （予定）	運営権者は、以下の事業に係る維持管理 及び改築に係る業務（管路等を除く）等 を実施する。 ・大崎広域水道用水供給事業 ・仙南・仙塩広域水道用水供給事業 ・仙塩工業用水道事業 ・仙台圏工業用水道事業 ・仙台北部工業用水道事業 ・仙塩流域下水道事業 ・阿武隈川下流流域下水道事業 ・鳴瀬川流域下水道事業 ・吉田川流域下水道事業	・麓山浄水場：加美郡加美町麓山 ・中峰浄水場：黒川郡大和町吉田 ・南部山浄水場：白石市福岡長袋南部山 ・大槻浄水場：仙台市宮城野区大槻 ・仙塩浄化センター：多賀城市大代 ・県南浄化センター：岩沼市下野郷 ・鹿島台浄化センター：大崎市鹿島台木間塚 ・大和浄化センター：黒川郡大和町鶴巣 ほか	令和元年 12 月 （予定）

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

実施方針

令和元年 12 月 24 日

宮城県

はじめに

宮城県は、水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業）、工業用水道事業（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）、流域下水道事業（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の3事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施することを計画している。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の定めに基づき、本事業等の実施に関する方針を定めるものである。

【 目 次 】

第 1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 特定事業等の事業内容に関する事項	1
1.1.1 事業の名称	1
1.1.2 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3 事業の背景・目的	1
1.1.4 基本運営方針	2
1.1.5 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等	3
1.1.6 事業方式	5
1.1.7 運営権設定対象施設	7
1.1.8 本事業等の業務内容	7
1.1.9 事業期間	13
1.1.10 事業の費用負担	14
1.1.11 運営権対価	15
1.1.12 料金及び維持管理負担金	15
1.1.13 利用料金	16
1.1.14 運営権者収受額の定期改定	17
1.1.15 運営権者収受額の臨時改定	19
1.1.16 改築	21
1.1.17 運営権者が受領する権利・資産	23
1.1.18 県から運営権者への職員の派遣	23
1.2. 特定事業の選定方法に関する事項	24
1.2.1 選定基準	24
1.2.2 選定結果の公表	24
第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	25
2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	25
2.2 事業者選定のスケジュール	25
2.3 優先交渉権者の選定手続	26
2.3.1 委員会による審査	26
2.3.2 審査方法	26
2.3.3 審査結果の公表	27
2.3.4 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	27
2.3.5 競争的対話等の実施	27
2.4 応募者の参加資格要件	27
2.4.1 応募者の構成	27
2.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	28

2.4.3	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	30
2.4.4	応募企業又は代表企業に求められる要件	30
2.5	優先交渉権者選定後の手続	30
2.5.1	基本協定の締結	30
2.5.2	S P Cの設立	31
2.5.3	優先交渉権者による運営準備行為	31
2.5.4	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	31
2.5.5	運営権の設定	31
2.5.6	実施契約の締結	32
2.5.7	運営権者譲渡対象資産の譲受	32
2.5.8	事業の開始	32
2.6	提案書類の取扱い	32
2.6.1	著作権	32
2.6.2	特許権等	33
2.6.3	提案内容の矛盾について	33
2.6.4	提案内容の履行義務について	33
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	34
3.1	本事業等の前提条件	34
3.1.1	県の契約等の承継	34
3.1.2	県が実施する業務への協力	34
3.1.3	県が実施する施設の統廃合等	34
3.1.4	下水汚泥の処理	35
3.1.5	指定廃棄物の管理	35
3.2	リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	35
3.2.1	不可抗力	35
3.2.2	瑕疵担保責任	36
3.2.3	特定法令等変更	37
3.2.4	特定条例等変更	37
3.2.5	需要の変動	37
3.2.6	物価の変動	38
3.2.7	国補助金制度の変更等	38
3.2.8	第三者損害	38
3.2.9	県が遂行する業務に起因する事象	38
3.3	対象事業におけるサービスの水準	38
3.3.1	水道用水供給事業	38
3.3.2	工業用水道事業	38
3.3.3	流域下水道事業	39

3.4 実施状況のモニタリング	39
3.5 要求水準違反時のペナルティ	39
3.6 保険	39
3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	40
3.7.1 運営権の処分	40
3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分	40
第 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	42
4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項	42
4.1.1 水道用水供給事業	42
4.1.2 工業用水道事業	44
4.1.3 流域下水道事業	45
4.2 土地の使用に関する事項	46
第 5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	47
5.1 実施契約に定めようとする事項	47
5.2 疑義が生じた場合の措置	47
5.3 管轄裁判所の指定	47
第 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	48
6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	48
6.1.1 運営権者事由解除	48
6.1.2 県事由解除又は終了	48
6.1.3 不可抗力解除又は終了	49
6.1.4 特定法令等変更解除	49
6.2 金融機関又は融資団と県との協議	50
第 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	51
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	51
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項	51
7.3 その他の措置及び支援に関する事項	51
第 8. その他特定事業等の実施に関し必要な事項	52
8.1 本事業等に関連する事項	52
8.1.1 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨	52
8.1.2 提案書類の作成等に係る費用	52
8.1.3 情報提供	52
8.2 実施方針に対する質問の受付	52
8.2.1 受付内容	52
8.2.2 受付期間	52
8.2.3 提出方法	52

8.2.4	質問に対するヒアリング	52
-------	-------------------	----

別紙 1 用語の定義

別紙 2 P F I 法等における用語と本事業等における用語の関係性

別紙 3 リスク分担表

別紙 4 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 特定事業等の事業内容に関する事項

1.1.1 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

1.1.2 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1.1.3 事業の背景・目的

宮城県（以下「県」という。）企業局は、現在、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の 3 事業（以下「3 事業」という。）の運営を行っている。

平成 30 年度において、水道用水供給事業では、県内 35 市町村のうち 25 市町村に対し日量約 26 万 m³の水道用水を、工業用水道事業では、仙台港地区及び内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約 9 万 m³の工業用水を供給し、流域下水道事業では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の 7 流域合計で日量約 29 万 m³の下水処理を行っている。

3 事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後 20～30 年先には管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備及び管路の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、及びこれらの事業と処理区域が重複する仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業について、3 事業を一体とし民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技

術革新等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」を実施するものである。

さらに、民間事業者における新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションにより，効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民及び地域に対して新たな価値を創出し，加えてその知見及び知識の活用が全国の課題解決の一つのモデルとなることを期待するものである。

1.1.4 基本運営方針

本事業等をより適切に実施するため，県が公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第2条第7項¹に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4号²に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める基本運営方針を以下に示す。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は，3事業全体を俯瞰し，全体最適を目指した事業運営を行う。また，短期的視点に埋没せず，長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで，県民，関係市町村及び工業用水使用者に対して，長期にわたる本事業等の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

運営権者は，性能発注の考えに基づき，自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め，適切に施設運営を行う。

また，運営権者は，公共サービスとしての3事業の重要性を認識し，施設運営について，本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い，質の向上と効率化を達成する。

3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

運営権者は，県民，関係市町村及び工業用水使用者に対して，長期的な事業計画，運営状況及び経営状況のほか，サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について情報公開を行い，説明責任を果たす。

4) 地域経済の成長，地域社会の持続的発展への貢献

¹ 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは，公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

² 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

運営権者は、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

1.1.5 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等

1) 法令

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・ その他関係法令

2) 条例

- ・ 宮城県公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
- ・ 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- ・ 宮城県都市計画法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 91 条）
- ・ 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- ・ 宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
- ・ 宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）
- ・ 宮城県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）
- ・ 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
- ・ 岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）
- ・ 宮城県布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 3 号）

- ・ 宮城県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）
- ・ 宮城県暴力団排除条例（平成 24 年宮城県条例第 60 号）
- ・ 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）
- ・ 宮城県文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）
- ・ その他関係条例

1.1.6 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条³の規定に基づき、運営権者に対して運営権設定対象施設（1.1.7 に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。

1) 運営権の設定

水道用水供給事業の大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道、工業用水道事業の仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道、仙台北部工業用水道、流域下水道事業の仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道（以下「9 個別事業」という。）ごとに、以下の 9 つの運営権を設定する。

表 1 設定する運営権

運営権	対象区域
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等 ⁴ を除く）に設定される権利	栗原市，大崎市，富谷市，松島町，大和町，大郷町，大衡村，加美町，涌谷町，美里町
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式 ⁵ （管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，富谷市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町

³ 第 16 条 公共施設等の管理者等は、選定事業者により公共施設等運営権を設定することができる。

⁴ 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「管路等」とは、場外等の管路、弁室（空気弁、手動弁が設置されている弁室）、マンホール、ハンドホール、弁きよ、鉄蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルをいう。

⁵ 低区調整池及び高区調整池における小水力発電施設は含まれない。

運営権	対象区域
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，富谷市，七ヶ浜町，利府町，大和町
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，名取市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）に設定される権利	大崎市，大和町，大衡村，加美町
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設 ⁶ 及び処理施設）の一式 ⁷ （管路等 ⁸ を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亘理町
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	大崎市，美里町
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	富谷市，大和町，大郷町，大衡村

なお、対象とする9個別事業については、一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

2) 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、本事業等を開始する前に、県との間で、P F I 法第22条第1項⁹に定

⁶ ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路をいう。

⁷ 消化ガス発電施設は含まれない。

⁸ 流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路、マンホール、マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう。

⁹ 第22条第1項 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内

めるところにより、実施契約を締結しなければならない。

なお、実施契約については、運営権単位ごとではなく、本事業等として一つの実施契約書を締結する。

1.1.7 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし、立地等は4.1に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

1.1.8 本事業等の業務内容

本事業等の範囲は、以下の1)から3)に掲げるものとする。運営権者は、運営権に

関府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
- 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
- 四 派遣職員（第78条第1項に規定する国派遣職員及び第79条第1項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項
- 五 その他内閣府令で定める事項

基づいて実施する業務¹⁰のほか、実施契約及び要求水準書の定めに従って、本事業等に係る全ての業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）に示す。

運営権者は、本事業期間中、本事業等に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務¹¹を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。委託等を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は、要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

- ・ 事業計画¹²の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 利用料金の収受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験¹³及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土¹⁴の適正処理¹⁵

¹⁰ 運営権設定対象施設の運営等に含まれる業務をいい、1.1.8の1)乃至3)に掲げる業務においては、1)のうち①、②、④（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、⑤（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）及び⑥（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）、2)、並びに3)のうち①（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）の業務をいう。

¹¹ 経営に係る企画・管理業務等とする予定である。

¹² 経営、改築、維持管理に対する計画をいう。

¹³ 水道法第20条に基づく水質検査は、県が実施する。

¹⁴ 浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁵ 有効利用及び適正な処理・処分をいう。

- ・ 受水市町村との調整・対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

B) 工業用水道事業

a) 維持管理業務¹⁶

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
- ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務¹⁶

¹⁶ 仙台北部工業用水道事業における門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟の維持管理業務及び改築業務は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利に係る維持管理業務及び改築業務に含まれる。

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

C) 流域下水道事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの汚泥¹⁷の適正処理¹⁸
- ・ 流域関連市町村との調整・対応
- ・ 河川・海岸管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- ・ 交付金の申請への協力及び会計検査への協力

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務¹⁹

- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検
- ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務

¹⁷ 汚泥の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁸ 運営権者は，仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。消化ガスに係る条件は，要求水準書（案）に示す。

¹⁹ 運営権設定対象施設以外で，県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については，県が行うものとする。

④ 本事業用地²⁰及び運営権設定対象施設等²¹の保安等に係る業務

- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安
- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全

⑤ 土地、建築物及び工作物等貸付業務²²

- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地、建築物及び工作物等貸付業務
- ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務

⑥ 関連業務

A) 水道用水供給事業

- ・ 県の要請に応じた水質計測機器²³の保守点検・修繕・改築
- ・ 市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築

B) 工業用水道事業

- ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務

C) 流域下水道事業

- ・ 県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
- ・ 県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査
- ・ 県の要請に応じた大雨時洪水対応
- ・ 研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力²⁴

2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業²⁵のことをいう。

²⁰ 運営権設定対象施設が立地する土地をいう。

²¹ 「本事業用地及び運営権設定対象施設等」の「等」とは、第二受水テレメータ室が立地する土地、第二受水テレメータ室、大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物をいう。

²² 運営権者は、県及び県が指定する者が引き続き使用する運営権設定対象施設が立地する土地並びに当該土地上の建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて貸し付け、又は使用させるものとする。実施契約書（案）に示す条件に基づく土地貸付業務により収益が発生した場合には、運営権者に帰属する。

²³ 本事業開始日までに県が設置する予定の機器である。

²⁴ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

²⁵ 附帯事業における収益は運営権者に帰属する。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条²⁶に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

①本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場

²⁶ 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

合、運営権者は協議に応じなければならない。

③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設²⁷の維持管理業務

1.1.9 事業期間

1) 本事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度の末日（1.1.9 - 2）の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和24年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により1.1.9 - 3)の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は、実施契約書（案）に示す。

3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業等が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次

²⁷ 民間事業者が所有し、運営する、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを用いる発電施設であり、運営権者は、当該発電施設の所有者である民間事業者との合意により、当該発電施設の維持管理業務を受託することができる。

のとおりである。

①運営権

本事業終了日に、運営権は消滅する。

②運営権設定対象施設の引渡し

本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

④本事業等に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）に示す。

本事業等の実施のために、運営権者が本事業用地内に所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に公有財産貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

⑤業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担²⁸により、本事業等が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。

1.1.10 事業の費用負担

運営権者は、以下1)～3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業等の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

²⁸ 県及び県が指定する者において発生する費用の負担を求めるものではない。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用²⁹は、実費精算³⁰を行うものとする。

2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条例若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する³¹。

1.1.11 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を、本事業開始日より前の県が指定する期日までに一括して県に支払うものとする。

県は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する運営権対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、合意延長に係る対価の追加的支払請求を受けることはない。

なお、県は、9個別事業ごとの運営権対価³²を募集要項等公表時まで示す。

1.1.12 料金及び維持管理負担金

1) 料金及び維持管理負担金の定義

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金とは、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）第 6 条³³における料金をいう。

流域下水道事業における維持管理負担金とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2³⁴の規定に基づく維持管理に要する費用の市町村の負担金をいう。

²⁹ 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2 第 1 項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

³⁰ 実費精算は、改築発注単位で行う。

³¹ ただし、研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

³² 運営権対価は、固定額であり、優先交渉権者選定手続における審査項目としない。

³³ 第 6 条 水道用水供給事業又は工業用水道事業の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

³⁴ 第 31 条の 2 第 3 条第 2 項又は第 25 条の 10 第 1 項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金及び流域下水道事業における維持管理負担金を総称して、「料金等」という。

2) 料金及び維持管理負担金の定期改定

県は、料金等の定期改定を行う³⁵。定期改定により設定された料金等が継続して適用される期間をそれぞれ「料金期間」という。

1.1.13 利用料金

1) 利用料金の定義

本事業期間中、県は業務分担に応じた額を料金等として収受し、運営権者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項³⁶に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、利用料金を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

なお、県は、3.5に示す要求水準違反違約金及び6.1.1 - 2)に示す契約解除違約金が発生したときは、自ら保管する利用料金を、当該違約金に引き当てることができる。

2) 運営権者収受額の提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込³⁷及び県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の費用見込額を提示する。

応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体³⁸にわたって義務事業及び附帯事業の実施に必要となる額（以下「運営権者収受額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者収受額は、県の提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者収受額の提案に当たって、運営権者収受額の構成項目ごとの内訳を示すこととする。

³⁵ 料金等の定期改定は、令和6年度、令和11年度、令和16年度及び令和21年度に行うことを予定している。

³⁶ この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第16条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

³⁷ 実施契約に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、優先交渉権者選定に当たって県が提示する水量見込から変更しないものとする。

³⁸ 本事業期間を20年間として提案するものとし、1.1.9 - 2)の規定により本事業期間が延長される場合を想定しないものとする。

表 2 運営権者収受額の構成

構成項目	説明
ア) 人件費	給料，手当，賃金，報酬，法定福利費及び退職給付費をいう。
イ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。
ウ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源（電力等）に係る費用をいう。
エ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。
オ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。
カ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。
キ) 償却費 ³⁹	改築に係る資産の減価償却費をいう。
ク) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。
ケ) その他営業費用	通信運搬費等，上記ア)～ク)に区分されない営業費用をいう。
コ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。
サ) 事業報酬	支払利息，配当等をいう。

3) 利用料金の収受

運営権者は，本事業期間を 20 年間として運営権者収受額を均等割した月次の運営権者収受額（以下「月次運営権者収受額」という。）を基準額として，水量実績に応じて調整を行った額⁴⁰を，毎月，利用料金として収受する。料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額については，1.1.14 の規定に基づき需要⁴¹の変動及び物価の変動等の影響を考慮した定期改定を行うほか，事業環境が著しく変化し，運営権者の経営に著しい影響を与える場合には，1.1.15 の規定に基づき臨時改定を行う。

1.1.14 運営権者収受額の定期改定

県及び運営権者は，料金等の定期改定に併せて，料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の定期改定」という。）を行う。運営権者収受額の定期改定は，本事業開始日及び各運営権者収受額の定期改定時からそれぞれ 5 年以内に行うものとする。

1) 需要の変動

運営権者収受額の定期改定にあたり県が提示する運営権者収受額の定期改定後の料金期間（以下「次期料金期間」という。）の水量見込が，実施契約締結時に県が

³⁹ 運営権者収受額の提案においては，運営権者が負担することとなる改築費総額をいう。また，流域下水道事業においては，対象外とする。

⁴⁰ 月次運営権者収受額を，水量見込及び水量実績の差によって生じる利用料金収入の差に基づいて調整した額とする。詳細は，実施契約書（案）に示す。

⁴¹ 流域下水道事業においては，処理水量をいう。

提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合，県及び運営権者は，実施契約に定める算定方法に基づき，次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし，改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は，需要の変動の影響を受ける構成項目（以下「需要変動費」という。）に限ることとし，詳細は，実施契約書（案）に示す。

表 3 需要変動費

構成項目	需要変動費
ア) 人件費	
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	
オ) 保守点検費	
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	
ク) 資産減耗費	
ケ) その他営業費用	
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について，次期料金期間に適用する物価水準が，優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合，県及び運営権者は，実施契約に定める算定方法に基づき，次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし，改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は，物価の変動の影響を受ける構成項目（以下「物価変動費」という。）に限ることとし，詳細は，実施契約書（案）に示す。

表 4 物価変動費

構成項目	物価変動費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○

構成項目	物価変動費
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。

4) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の 1)～3)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の定期改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、(仮称)経営審査委員会⁴²から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる。

1.1.15 運営権者収受額の臨時改定

事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて、直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の臨時改定」という。）を行う。臨時改定された月次運営権者収受額は、運営権者収受額の臨時改定時点から、その直後に到来する運営権者収受額の定期改定時までの期間においてのみ適用される。事業環境の著しい変化の概要は、以下に示すものとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

1) 著しい需要の変動

⁴² 外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。

各工業用水道事業における契約水量が変更され、実施契約締結時の契約水量と比較して一定割合（以下「需要割合」という。）を超えて契約水量が変動する場合、当該工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用（以下「改定対象費」という。）に限ることとする⁴³。

また、各工業用水道事業の需要割合は、募集要項等公表時までを示す。

表 5 改定対象費

構成項目	改定対象費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	
ウ) 動力費	
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、当月に適用する物価水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準）と比較して一定割合（以下「物価割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価変動費に限ることとする⁴⁴。

⁴³ 著しく需要が減少した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×（1-需要割合）とする。著しく需要が増加した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×（1+需要割合）とする。さらに、臨時改定後の改定対象費については、水量実績を考慮することなく、臨時改定後の改定対象費に相当する額を運営権者は収受することとする。

⁴⁴ 著しく物価が下落した場合（物価の減少割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1-（x-物価割合）}とする。著しく物価が上昇した場合（物価の増加割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1+（x-物価割合）}とする。

物価に係る指標の定義及び物価割合は、募集要項等公表時までを示す。

3) 著しい動力費の変動

各流域下水道事業において、実施契約に定める動力費に係る指標について、当月に適用する動力費水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する動力費水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する動力費水準）と比較して一定割合（以下「動力費割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、動力費に限ることとする⁴⁵。

動力費に係る指標の定義及び動力費割合は、募集要項等公表時までを示す。

4) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、義務事業及び附帯事業について運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の臨時改定を行う。

5) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の 1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の臨時改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の臨時改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の臨時改定を行うことができる。

1.1.16 改築

1) 改築に係る提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9 個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。

⁴⁵ 著しく動力費が下落した場合（動力費の減少割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 - (x - \text{動力費割合})\}$ とする。著しく動力費が上昇した場合（動力費の増加割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1 + (x - \text{動力費割合})\}$ とする。

なお、流域下水道事業に係る改築提案額は、優先交渉権者選定に当たって県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとする。

2) 改築計画書の作成

運営権者は、優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に、必要に応じて改築実施時期等の調整⁴⁶を行った上で、改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する。ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者はその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。

県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする。

運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認⁴⁷した場合に限り変更が認められる。

水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う⁴⁸こととする。

なお、支払方法は実施契約書（案）に示す。

3) 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。ただし、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書とし、運営権者は、運営権の範囲内において、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。

⁴⁶ 提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止めに県を求めることができる。

⁴⁷ 提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする。

⁴⁸ 運営権者は、県に対し、当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加を示す根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、県に支払うべき金額から当該増加費用を控除するものとする。

なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力⁴⁹するものとする。

4) 改築を行った施設の所有

県又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属するものとする。

5) 本事業開始日以降に県が実施する工事

本事業開始日以降に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、これに協力⁴⁹するものとする。

1.1.17 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産を、以下の1)～3)に示す。

1) 運営権

1.1.6 - 1)に示す運営権

2) 本事業用地の使用権

公有財産貸付契約による本事業用地及び運営権設定対象施設の使用権

3) 運営権者譲渡対象資産

本事業等の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

1.1.18 県から運営権者への職員の派遣

県は、PFI法第80条⁵⁰に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。

⁴⁹ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

⁵⁰ 第80条 前2条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

1.2. 特定事業の選定方法に関する事項

1.2.1 選定基準

県は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、本事業期間にわたり、県自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条⁵¹に基づき、同法第2条第4項⁵²に規定する選定事業とする。

1.2.2 選定結果の公表

県は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

⁵¹ 第7条 公共施設等の管理者等は、第5条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

⁵² 第2条第4項 この法律において「選定事業」とは、第7条の規定により選定された特定事業をいう。

第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業等への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、P F I 事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業等の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2.2 事業者選定のスケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表 6 スケジュール

時期（予定）	内容
令和元年 12 月	実施方針の公表
令和元年 12 月 ～令和 2 年 1 月	実施方針に関する説明会
	実施方針に対する質問の受付
令和 2 年 3 月	特定事業の選定・公表
	募集要項等（募集要項，要求水準書（案），優先交渉権者選定基準，基本協定書（案），実施契約書（案），関連資料集等）の公表
	募集要項等に関する説明会
	募集要項等に対する質問の受付
令和 2 年 5 月	第一次審査書類の提出期限
令和 2 年 6 月～12 月	競争的対話の実施
令和 2 年 12 月	第二次審査書類の提出期限
令和 3 年 3 月	優先交渉権者の選定
	基本協定の締結
令和 3 年 6 月又は 9 月	県議会に運営権設定を提案
令和 3 年 7 月又は 10 月	厚生労働大臣に運営権設定に係る許可を申請
令和 3 年 10 月	運営権設定
令和 3 年 12 月	実施契約の締結
令和 4 年 4 月	本事業等開始

2.3 優先交渉権者の選定手続

2.3.1 委員会による審査

県は、P F I 法第 11 条第 1 項⁵³に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成 19 年宮城県条例第 14 号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案の審査及び評価等を行う。

委員会の委員は、以下のとおりである。

なお、委員は今後追加される場合がある。

（委員）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長） 東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

宮城県総務部長

（臨時委員）

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

2.3.2 審査方法

第一次審査及び第二次審査の 2 段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。県は、参加資格要件を充足することを確認のうえ、参加資格確認の結果を通知する。申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することができない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定

⁵³ 第 11 条第 1 項 公共施設等の管理者等は、第 7 条の特定事業の選定及び第 8 条第 1 項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

県は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

2.3.3 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載により、公表する。

2.3.4 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載により、公表する。

2.3.5 競争的対話等の実施

県は、参加資格確認の結果通知後、提案審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 現場確認及び資料閲覧（参加資格があるとされた者ごとに複数回を予定）
- ② 参加資格があるとされた者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（参加資格があるとされた者ごとに複数回を予定）
- ③ 県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

2.4 応募者の参加資格要件

2.4.1 応募者の構成

- ① 応募者は、1.1.8に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は

様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（3.7.2 - 2）に定める本議決権株式をいう。以下同じ。）すべて⁵⁴の割当てを受けるものとする。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、2.4.2の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が2.4.1 ④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又はコンソーシアム構成員が、他のコンソーシアム構成員となることは認めない。
- ⑦ 応募企業又はコンソーシアム構成員が2.4.2及び2.4.3の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。

2.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

⁵⁴ 7.2 に示す株式会社民間資金等活用事業推進機構による出資を除く。

- ④ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号⁵⁵に該当しない者であること。
- ⑥ 外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号⁵⁶又は第4号⁵⁷に該当する者にあつては、同法第27条第1項⁵⁸の規定により、2.5.2に記載する特別目的会社（以下「SPC」という。）の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと。
- ⑦ 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に基づく資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 県が発注した「平成29年度みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務」を受託した株式会社日本総合研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁵⁹でないこと。
- ⑨ 県が発注した「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務（以下「アドバイザー業務」という。）」受託者及びアドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。アドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

有限責任あずさ監査法人

株式会社 KPMG FAS

KPMG 税理士法人

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

⁵⁵ 第26条第1項第2号 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

⁵⁶ 第26条第1項第3号 会社で、第1号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

⁵⁷ 第26条第1項第4号 前2号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第1号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの

⁵⁸ 第27条第1項 外国投資家は、対内直接投資等（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）のうち第3項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

⁵⁹ 「資金面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

株式会社東京設計事務所

- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑪ 本県の知事、副知事、又は公営企業管理者が役員等となっている法人に該当しない者であること。
- ⑫ 上記⑧から⑪までに定める者を本事業等の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

2.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、次に掲げる実績要件を満たす必要がある。

応募企業は、次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあっては、①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。なお、①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。

- ① 平成22年度以降、上水道事業において、処理能力日量2.5万立方メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。
- ② 平成22年度以降、下水道事業において、処理能力日量10万立方メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。

2.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業の要件には、参加表明書及び参加資格確認申請書提出の日における資本金の最低金額を定める予定としている。詳細は募集要項で公表する。

2.5 優先交渉権者選定後の手続

2.5.1 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、県は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

2.5.2 S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P C として、会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中は S P C の本社所在地を宮城県外に移転させないものとする。

2.5.3 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査等を実施することができるほか、本事業等を円滑に開始するための協議を県と行う。

2.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続

県は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定及び水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定をするにあたり、厚生労働大臣に対し、水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う⁶⁰。S P C は、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続に協力するものとする。

2.5.5 運営権の設定

県は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

⁶⁰ 水道事業者等が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、水道法第 24 条の 6 及び第 31 条並びに水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。）第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 に規定されており、これらの規程に基づき、水道施設運営権の設定の許可の申請が行われる。申請に必要な提出書類一式（申請書、水道施設運営等事業実施計画書及びその他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。））は、県が厚生労働大臣に提出する。

2.5.6 実施契約の締結

県と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、県は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産貸付契約の締結

なお、県は、P F I 法第 19 条第 3 項⁶¹及び第 22 条第 2 項⁶²の定める事項を県ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日までに運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。

譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

2.5.8 事業の開始

運営権者は、事業開始に当たり、引継ぎを完了し、運営権対価を県に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受けるなどの実施契約上の義務を履行した上で、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

2.6 提案書類の取扱い

2.6.1 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。

なお、提案書類は返却しない。

⁶¹ 第 19 条第 3 項 公共施設等の管理者等は、第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第 2 号に掲げる事項を公表しなければならない。

⁶² 第 22 条第 2 項 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第 2 号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

2.6.2 特許権等

県は、提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任は負わない。

2.6.3 提案内容の矛盾について

文書による記載内容と，提示図面あるいはイメージ図等に矛盾がある場合には，文書による記載内容を優先するものとする。

2.6.4 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が，提案審査において県に提示した提案については，運営権者がこれを履行する義務を負う。なお，プレゼンテーションを実施した場合には，プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

第 3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 本事業等の前提条件

以下に、本事業等特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）及び関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業等の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業等の業務範囲については 1.1.8 の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

3.1.1 県の契約等の承継

県が本事業等を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、本事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

3.1.2 県が実施する業務への協力

県は、3 事業における管路等に係る業務を行うことから、当該業務に関連して県から要請があった場合は、運営権者は県に協力⁶³するものとする。

また、県の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとする。

3.1.3 県が実施する施設の統廃合等

県は、本事業開始日までに以下を新設する予定である。

- ・ 仙南・仙塩広域水道用水供給事業における（仮称）連絡管調整池（令和 3 年中に工事完了予定）。
- ・ 仙台北部工業用水事業における濁度低減処理施設（令和 2 年度中に工事完了予定）。

大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理に係る費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新費用を抑制した提案を求めるものとする。

このほか、今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がある。

⁶³ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

なお、施設の統廃合⁶⁴を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である。

3.1.4 下水汚泥の処理

運営権者は、阿武隈川下流流域下水道事業の県南浄化センターにおける汚泥燃料化施設の使用を前提とする必要はなく、応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを提案することができる。

なお、提案は必須ではなく、汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない。

3.1.5 指定廃棄物の管理⁶⁵

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における南部山浄水場敷地内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）に基づき指定された指定廃棄物（浄水発生土）が保管されている。本事業開始日以降においても、指定廃棄物の管理については、県が行うものとする。

3.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担

県及び運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業等において、その自主性及び創意工夫を発揮して義務事業及び附帯事業を行うこととされていること、並びに任意事業を広範に行うことができるとされていることに鑑み、実施契約等に特段の定めのない限り、本事業等に係るリスクは運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙 3 にリスク分担表として示す。

以下、例外的に県がリスクを負担することがある場合等を列挙する。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

3.2.1 不可抗力

- ・ 県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、洪水、高潮、地震、戦争、テロ、暴動、放射能汚染、放火等本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力事象」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、運営権者は直ちにその内容を県、関係市町村、工業用水使用者及

⁶⁴ 運営権設定対象施設外における施設の追加並びに運営権者の業務範囲を超える調整が必要な施設の追加及び変更（管路の工事等）を伴うものをいう。

⁶⁵ 運営権者は、県が引き続き使用する土地、建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて使用させるものとする。

び関係機関に通知・連絡する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、運営権者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、かかる措置を取った場合、速やかに県に報告するものとする。

- ・ 県及び運営権者は、各々が所掌する施設での被害状況を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や給水・処理の継続等について、協議の上、必要な対応を行う。
- ・ 県は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等⁶⁶に基づく運営権設定対象施設の復旧を行うこととし、運営権者は必要な協力を行うものとする。また、9個別事業に係るサービスの停止及び再開に際しては、運営権者は、県、関係市町村、工業用水使用者及び関係機関と適切に連携するものとする。
- ・ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として県が負担する。ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの、運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、運営権者の負担とする。

3.2.2 瑕疵担保責任

- ・ 運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合、本事業開始日より1年以内に限り、瑕疵による事業への影響を明らかにした上で、運営権者は県に対して協議を申し入れることができるものとする。運営権者が本事業開始日より前に当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合は、当該瑕疵に起因する費用等を県が負担することとし、その方法は県及び運営権者の協議により定める。
- ・ 募集要項等、県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合であっても、県は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵についての責任を負わない。

⁶⁶ 水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱をいう。

3.2.3 特定法令等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、県及び運営権者に生じた損失は各自が負担する⁶⁷。ただし、特定法令等変更に対応するために新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。
- ・ 特定法令等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.4 特定条例等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び県の計画等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、県は、運営権者に生じた損失を補償する。ただし、1.1.14 - 3)及び1.1.15 - 4)の規定に従い運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行うことにより運営権者に生じる損失を補填できる場合、県は、運営権者に生じる損失の補償を行わないものとする。
- ・ 特定条例等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.5 需要の変動

- ・ 県及び運営権者は、本事業等に関する需要の変動に応じ、1.1.14 - 1)及び1.1.15 - 1)に規定する方法に従って、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行う。
- ・ 上記以外の需要の変動に基づく運営権者が収受する利用料金の増減に係るリスクは、運営権者が負う。

⁶⁷ 特定法令等変更の場合であっても、1.1.14 - 3)及び1.1.15 - 4)に該当する場合に、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行うことは妨げられない。

3.2.6 物価の変動

- ・ 県及び運営権者は、本事業等に関する物価の変動に応じ、1.1.14 - 2)並びに1.1.15 - 2)及び3)に規定する方法に従って、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行う。
- ・ 上記以外の物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に係るリスクは、運営権者が負う。

3.2.7 国補助金制度の変更等

- ・ 国補助金制度が変更される場合においては、県及び運営権者は、協議の上、実施契約の継続等に向けた措置を講ずる。
- ・ 国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合においては、県及び運営権者は、協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行う。

3.2.8 第三者損害

- ・ 既存施設の存在そのものにより、近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害のリスクは、県の負担とする。

3.2.9 県が遂行する業務に起因する事象

- ・ 県が遂行する業務に起因する運営権者の業務遂行の中断及び不能並びに施設・設備の損傷等のリスクは、県の負担とする。

3.3 対象事業におけるサービスの水準

3.3.1 水道用水供給事業

運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.2 工業用水道事業

運営権者は、県及び工業用水使用者と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、浄水供給している仙塩工業用水道事業及び濁度低減処理施設設置予定の仙台北部工業用水道事業について適切な水運用を実施するとともに、浄水施設の出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.3 流域下水道事業

運営権者は、県と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管路から県の流域幹線管路に流入した下水を円滑に処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う。また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。

なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3.5 要求水準違反時のペナルティ

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、運営権者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。

運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は運営権者に代わり、本事業等を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3.6 保険

運営権者が付保すべき保険については、要求水準書（案）に示す。運営権者は、その他に本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付

保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。

3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

3.7.1 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業等に関連して県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項⁶⁸に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、県は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う⁶⁹。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ①譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- ②譲受人が、運営権者が所有し、本事業等の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

運営権者が本事業等の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処

⁶⁸ 第26条第2項 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

⁶⁹ 改正水道法施行後において、県が水道供給事業に係る運営権の譲渡を許可しようとするときは、水道法第31条により水道供給事業に準用される同第24条の11の規定に従い、事前に厚生労働大臣に協議してこれを行う。

分」と総称する。)について、以下のとおり県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業等が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

運営権設定対象施設のうち主な施設を以下に示す。

4.1.1 水道用水供給事業

表 7 主な運営権設定対象施設の立地（水道用水供給事業）

区分		施設		立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	漆沢水系	取水・導水施設	門沢取水堰	左岸：加美郡加美町字門沢下窪 右岸：加美郡加美町字水芋屋敷
			芋沢沈砂池	加美郡加美町芋沢小土山
			芋沢沈砂池管理棟	加美郡加美町芋沢小土山
		浄水施設	麓山浄水場 ⁷⁰	加美郡加美町麓山
		送水施設	松山第二調整池	大崎市松山千石字与作松
			松山増圧ポンプ	大崎市松山千石字上林坊
			テレメータ室等	複数あるため，立地は別紙4に示す
			長谷地中継所	加美郡加美町原長谷
			小池ヶ平中継所	遠田郡涌谷町字下郡小池ヶ平
	南川水系	取水・導水施設	魚板取水堰	左岸：黒川郡大和町吉田字魚板 右岸：黒川郡大和町吉田字麓北
			南川沈砂池・南川取水ポンプ場	黒川郡大和町吉田字麓北
		浄水施設	中峰浄水場	黒川郡大和町吉田字中峯
		送水施設	テレメータ室等	複数あるため，立地は別紙4に示す

⁷⁰ 濁度低減処理施設及び工水配水池を除く。

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式 (管路等を除く)	取水・導水施設	取水塔	刈田郡七ヶ宿町字大倉山
		導水口	白石市小原清水
		ガンド沢制御室	白石市福岡蔵本字神楽石
	浄水施設	南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山
	送水施設	高区調整池	仙台市太白区茂庭字馬越石
		低区調整池	白石市白川津田字大新田
		(仮)連絡管調整池 ⁷¹	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山
		制御室	複数あるため、立地は別紙4に示す
		テレメータ室	複数あるため、立地は別紙4に示す
		青麻山中継所	刈田郡蔵王町宮字青麻下山

⁷¹ 本事業開始日までに稼働予定の施設である。

4.1.2 工業用水道事業

表 8 主な運営権設定対象施設の立地（工業用水道事業）

区分	施設		立地
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水・導水施設	郷六取水口	仙台市青葉区郷六字龍沢
		郷六沈砂池	仙台市青葉区郷六字針金
	浄水施設	大楯浄水場	仙台市宮城野区大楯
	配水施設	鶴ヶ谷ポンプ場	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字金堀
		富谷配水池	富谷市穀田字土屋沢
		仙塩七北田川水管橋流量計・濁度計	仙台市宮城野区福室
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水施設	熊野堂取水場	名取市高館熊野堂字五反田山
	配水施設	熊野堂配水池	名取市高館熊野堂字五反田山
		柳生弁室	名取市高館熊野堂飛島
		南・北幹線南側流量計	仙台市宮城野区港
		南・北幹線北側流量計	仙台市宮城野区港
		中野連絡ポンプ場	仙台市宮城野区中野
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）	浄水施設	濁度低減処理施設 ⁷² ・工水配水池（麓山浄水場内）	加美郡加美町麓山
	配水施設	桔梗平配水池	黒川郡大衡村桔梗平

⁷² 本事業開始日までに稼働予定の施設である。

4.1.3 流域下水道事業

表 9 主な運営権設定対象施設の立地（流域下水道事業）

区分	施設		立地
下水道法に基づく 仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	仙塩浄化センター	多賀城市大代
	排水施設	塩釜中継ポンプ場	塩竈市中の島
		流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す
下水道法に基づく 阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川
	排水施設	亘理ポンプ場	亘理郡亘理町荒浜字山神
		角田ポンプ場	角田市神次郎字中田
		名取ポンプ場	名取市杉ヶ袋高原
		大河原ポンプ場	柴田郡大河原町新東
		仙台ポンプ場	仙台市太白区四郎丸字昭和南
		丸森ポンプ場	伊具郡丸森町舘矢間舘山字巻河原
		流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す
下水道法に基づく 鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新三ツ屋
	排水施設	松山第1中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野字薬師
		松山第2中継ポンプ場	大崎市松山長尾字富田上
		鹿島台中継ポンプ場	大崎市鹿島台広長字一盃清水東
		小牛田ポンプ場	遠田郡美里町青生
		三本木ポンプ場	大崎市三本木桑折

区分	施設		立地
下水道法に基づく 吉田川流域下水道 事業の事業用資産 の一式（管路等を 除く）	処理施設	大和浄化センター	黒川郡大和町鶴巣下草字作 内田
	排水施設	海老沢ポンプ場	黒川郡大衡村大衡字古舘
		大郷ポンプ場	黒川郡大郷町中村
		大和・大衡ポンプ 場	黒川郡大和町落合蒜袋字新 田
		大和・富谷ポンプ 場 ⁷³	黒川郡大和町もみじヶ丘
		流量計	複数あるため、立地は別紙 4 に示す

4.2 土地の使用に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条第 1 項第 1 号⁷⁴に規定する公有財産であり，財産の分類は同法第 238 条第 4 項⁷⁵に規定する行政財産にあたる。県は，運営権者が本事業用地の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み，運営権者に対して，公有財産貸付契約書に記載される条件で，本事業期間中は本事業用地を無償で 사용할ことができるようにする。

⁷³ 建物を除く。

⁷⁴ 第 238 条第 1 項第 1 号 この法律において「公有財産」とは，普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産（後略）

⁷⁵ 第 238 条第 4 項 行政財産とは，普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産をいい，普通財産とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第 5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業等
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び収受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保（モニタリング等）
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

5.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、必要に応じて（仮称）経営審査委員会に意見を求めた上でこれを定めるものとする。
協議の方法等については、実施契約において定める。

5.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業等の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業等の引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、1.1.9 - 4)- ③及び④と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

6.1.1 運営権者事由解除

1) 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業等の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・県は運営権を取り消す。
- ・県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金（契約解除の原因となった事由により県に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

6.1.2 県事由解除⁷⁶又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務（運営権者収受額の改定等のリスク負担に関する事項を含む）を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

⁷⁶ 特定条例等変更による解除を含む。

- ・ 県は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該運営権設定対象施設に係る本事業等との関係においてのみ実施契約を終了するものとする。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 県は、運営権者に対し、実施契約に定める契約解除違約金（契約解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により県に生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

6.1.3 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・ 不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・ 不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業等の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業等の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失したときを除き、県は、運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力事象により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

6.1.4 特定法令等変更解除

1) 解除事由

- ・ 特定法令等変更により運営権者が本事業等を継続することができなくなったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・ 県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 特定法令等変更により県及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

なお、6.1.2 県事由解除又は終了、6.1.3 不可抗力解除又は終了及び6.1.4 特定法令等変更解除に関しては、本事業等のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業等のうち、一部の事業について実施契約の解除及び運営権の取消しが生じた場合、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った解除対象事業に係る運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。

6.2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業等の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業等は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり，多様な資金調達上の工夫の一環として，応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において，応募者が，株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき，株式会社民間資金等活用事業推進機構は，当該応募者のコンソーシアム構成員に該当しないものとし，応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお，県は同機構の出融資を確約するものではなく，同機構の出融資の詳細，条件等については，応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

7.3 その他の措置及び支援に関する事項

県は，運営権者が本事業等を実施するにあたり，必要な許認可等について，必要に応じて協力する。また，法令の改正等により，その他の支援が適用される可能性がある場合は，県及び運営権者で協議する。

第 8. その他特定事業等の実施に関し必要な事項

8.1 本事業等に関連する事項

8.1.1 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語，通貨は円とする。

8.1.2 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は，応募者の負担とする。

8.1.3 情報提供

本事業等に関する情報提供は，以下のホームページ等を通じて適宜行う。

県のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>

8.2 実施方針に対する質問の受付

8.2.1 受付内容

本事業等への参画について県へ関心表明書等を提出した営利法人より，実施方針に対する質問を受け付ける。質問の提出に当たっては，県が指定する様式を用いることとする。

8.2.2 受付期間

令和元年 12 月 25 日（水）から令和 2 年 1 月 15 日（水）まで

8.2.3 提出方法

県のホームページに提出方法を記載する。

8.2.4 質問に対するヒアリング

提出された質問のうち，県において確認が必要と判断したものについては，質問を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

別紙 1 用語の定義

実施方針における用語	定義
経営	事業計画の作成，実施体制の確保，財務管理，利用料金の収受，モニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
維持管理	要求水準（水量，水質等）を充足するように，対象施設の運転管理，保守点検，修繕及びこれらに付随する業務を行うこと。
運転管理	対象施設に係る要求水準を充足するように，対象施設で安定的な水処理等を行うほか，日常点検，水質検査等を行うこと。
保守点検	対象施設の機能を保持するために，消耗品や部品の交換，定期点検等を行うこと。
修繕	老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として，対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う工事その他の行為のこと（更新は伴わない）。
改築	更新又は長寿命化により所定の耐用年数を新たに確保すること及び附帯事業に関して附設を行うこと。
更新	対象施設の機能を確保するため，既存の設備を新たに置き替えること。義務事業の実施に必要な設備を導入すること。
長寿命化	設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
附設	附帯事業の実施に必要な施設を導入すること。
設置	任意事業の実施に必要な施設を導入すること。

別紙2 PFI法等における用語と本事業等における用語の関係性

P F I 法及び運営権ガイドライン における用語			実施方針における用語	
運営等	運営		経営	
			維持管理	運転管理
	維持管理	修繕		保守点検
		資本的支出		改築
			更新	
	長寿命化			
建設・改修			附設	
建設・改修			設置	

別紙 3 リスク分担表

1. 全般

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
事業移管	県帰責による事業開始の遅延	県の手続遅延による本事業等開始の遅延	○	
	不可抗力等による事業開始の遅延	不可抗力，第三者損害による本事業等開始の遅延	○	
	上記以外による事業開始の遅延	運営権者の手続遅延による本事業等開始の遅延		○
不可抗力 (不可抗力による契約解除の場合は，3. その他に示す。)	天災（暴風，洪水，高潮，地震その他異常天然現象），人為的事象（戦争，テロ，暴動等），その他（放射能汚染，放火等），通常予見可能な範囲外のものであって，本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える事象のうち，実施契約に定める一定の要件を満たした事象	災害復旧事業となる天災。 人為的事象，その他通常予見可能な範囲外のものであって，本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える事象。ただし，以下を除外する。 ＜除外対象＞ ・災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額 ¹ 未満の場合。 ・運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの。 ・維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの。	○	
	上記以外			○
法令等変更	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不利な影響を及ぼす法令・通知等の変更		2, 3	
	上記の法令・通知等の変更による新たな設備投資に係る費用		○	
	上記以外の法令・通知等の変更による運営権者の費用の増減		2, 3	
	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び計画等の変更		2, 3	

¹ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法，水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱に示される一定額をいう。

² 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の定期改定を行う。

³ 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の臨時改定を行う。

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
税制変更	水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国税の変更		○	○
	広く一般的に適用される税制の変更	法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制度の変更による費用の増減	2, 3	
	水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県税の変更		○	
第三者損害	既存施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	施設による電波障害、日照妨害、風害等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	県が遂行する業務に起因する第三者損害	騒音、悪臭、振動等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害	騒音、悪臭、振動等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等		○
	任意事業に起因する第三者損害			○
	運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	失火、改築中の資材の落下等に起因する第三者の身体財産へ損害		○
住民・利用者との関係	本事業等を運営権者が実施するという事実そのものにより生ずる避けることのできない反対運動及び訴訟等		○	
	運営権者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等			○
金利・為替変動	金利上昇、為替変動による資金調達に要する利息の増加			○
物価の変動	通常想定される物価の変動による運営権者の費用の増減		2	
	上記以外の著しい物価の変動による運営権者の費用の増減		3	
動力費の変動	流域下水道事業における著しい動力費の変動による運営権者の費用の増減		3	

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
需要の変動	需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		2	
	工業用水道事業における著しい需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		3	
許認可	本事業等の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって県に帰責がある場合		○	
	本事業等の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって運営権者に帰責がある場合			○
国補助金制度の変更等	国補助金制度が変更される場合及び国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合		協議	
資金調達	運営権者が本事業等のための資金調達に失敗した場合			○
計画・設計・仕様変更	事業内容、用途の変更等、県側の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○	
	上記以外の理由により計画・設計等が変更される場合			○
業務遂行の中断・不能	県帰責による業務遂行の中断・不能	管路の改築・維持管理，土木構造物の改築に起因する業務遂行の中断・不能	○	
	上記以外の理由による業務遂行の中断・不能 ⁴	運転・制御ミス，ユーティリティ調達不備		○
利用料金不払	利用料金不払による運営権者の減収	滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における利用料金不払による運営権者の減収		○
瑕疵担保	運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業開始日より1年以内に限る）		○	
	運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業終了日より1年以内に限る）			○
	事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了日より1年以内に限る）			○

⁴ 不可抗力事象によるものを除く。

2. 維持管理及び改築

リスクの種類			リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
					県	運営権者
維持管理	3 事業	電力供給	電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられるもの	非常用発電の確保に向けた燃料調達		○
			電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップで対応不可能なもの		○	
		薬品関係	薬品関係の供給停止，供給能力低下			○
		施設・設備の損傷	県が遂行する業務に起因する施設・設備の損傷	管路の改築・維持管理，土木構造物の改築に起因する施設の損傷	○	
			上記以外の理由による施設・設備の損傷 ⁵			○
	水道用水供給事業及び工業用水道事業	水量の変動	新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足		○	
			一時的な水量不足に起因する配水・給水制限			○
			洪水・積雪による取水障害 ⁶	流木，土砂流入，スノージャムによる取水障害		○
		恒常的な原水水質の変化	追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化		○	
			要求水準書に定められた範囲の恒常的な原水水質の変化			○
		一時的な原水水質の変化	送水・配水停止を伴う一時的な原水水質の変化（運営権者帰責による送水・配水停止を除く）	大雨による原水汚濁の上昇，原水水質の変化（カビ臭，藻類発生による pH 上昇等），油の流入等による水質悪化	○	
			送水・配水停止を伴わない一時的な原水水質の変化			○
		浄水発生土の処分	浄水発生土の処理費用の増加	浄水発生土検出成分（ヒ素等）に起因する処理費用の増加		○
	流域下水道事業	流入水量の変化	要求水準書で設定した施設能力を明らかに超えて流入水量が増加した場合	大雨等による流入水量の増加	○	
			上記以外			○
		流入水質の変化	要求水準書で設定した範囲を超える流入水質の変化に伴う処理費用の増減	悪質排水の流入	○	
			上記以外	処理負荷（BOD）の変動等		○
		汚泥の処理	運営権設定対象外の施設から搬入される汚泥の性状に起因する汚泥処理の不具合		○	
			上記以外に起因する汚泥処理の不具合			○

⁵ 不可抗力事象によるものを除く。

⁶ 不可抗力事象によるもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業に該当するもの）を除く。

リスクの種類		リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
				県	運営権者
改築	測量・調査	県の指示や変更による遅延，測量・調査費用の増加		○	
		上記以外			○
	設計	県の指示や変更による遅延，設計費用の増加		○	
		上記以外			○
	施工	県の指示や変更による遅延，工事費の増加		○	
		上記以外			○

3. その他

リスクの種類		リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
				県	運営権者
附帯事業		附帯事業の採算性の悪化，事業の不履行			○
任意事業		任意事業の採算性の悪化，事業の不履行			○
契約解除	運営権者事由によるもの				○
	県事由によるもの			○	
	所有権の消滅			○	
	不可抗力			○	○
	特定法令等変更		特定法令等の変更により運営権者が本事業等を継続することができなくなる場合	○	○

別紙 4 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

1. 水道用水供給事業

区分		施設		立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	小野田 高区受水テレメータ室
				加美郡加美町字麓山
				小野田 低区受水テレメータ室
				加美郡加美町字南小路
				小野田 低区受水流量計室
				加美郡加美町字南小路
				中新田 受水テレメータ室
				加美郡加美町米泉字西野
				古川第 1 受水テレメータ室
				大崎市古川大崎字天望
				松山第 1 受水テレメータ室
				大崎市松山千石字本丸
				鹿島台 受水テレメータ室
				大崎市鹿島台平渡字鷹待嶽
				南郷 受水テレメータ室
				大崎市鹿島台木間塚字柿ノ木平
				涌谷 受水テレメータ室
				遠田郡涌谷町涌谷字八幡山
				小牛田 受水テレメータ室
				遠田郡美里町北浦字蜂谷森
				田尻・瀬峰 高清水受水テレメータ室
				大崎市田尻小塩字伝々山
				田尻・瀬峰 高清水受水流量計室
				大崎市田尻小塩字伝々山
				三本木 受水テレメータ室
				大崎市三本木字白板
				大衡 受水テレメータ室
				黒川郡大衡村駒場字戸口
				第 1 幹線テレメータ室
				加美郡加美町米泉字田川
				第 1 幹線流量計室
				加美郡加美町米泉字高田原
				中新田 分岐流量計室
				加美郡加美町米泉字田川
				第 2 幹線テレメータ室
				加美郡加美町字矢越
				第 2 幹線流量計室
				加美郡加美町字矢越
				古川 第一分岐流量計室
				加美郡加美町字矢越
				第 3・4 幹線テレメータ室
				大崎市古川中沢字中沖上
				第 3 幹線流量計室
				大崎市古川中沢字中沖上
				第 4 幹線流量計室
				大崎市古川中沢字中沖上
				第 5 幹線テレメータ室
				大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第 5 幹線流量計室
				大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				三本木 分岐流量計室
				大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第 6 幹線テレメータ室
				大崎市松山千石字極楽橋
				第 6 幹線流量計室
				大崎市松山千石字極楽橋
				松山 分岐流量計室
				大崎市松山千石字極楽橋
				第 7・8 幹線テレメータ室
				大崎市松山千石字鷹ノ橋

区分		施設			立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	第 7 幹線流量計	大崎市松山千石字鷹ノ橋
				第 8 幹線流量計室	大崎市松山千石字大橋
				第 9 幹線テレメータ室	大崎市松山字五輪崎
				第 9 幹線流量計室	大崎市松山字五輪崎
				鹿島台分岐流量計室	大崎市鹿島台船越山野町
				南郷分岐流量計室	大崎市鹿島台船越沢
				第 10 幹線テレメータ室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				第 10 幹線流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				小牛田分岐流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				大衡・大和分岐テレメータ室	黒川郡大衡村大衡字北原
				大衡分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木
				大和分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木
	南川水系	送水施設	テレメータ室等	大和受水テレメータ室	黒川郡大和町吉田字中峰
				富谷受水テレメータ室	富谷市二ノ関館山
				富谷幹線流量計室	富谷市二ノ関
				大郷受水テレメータ室	黒川郡大郷町中村字屋敷前
				大郷幹線流量計室	黒川郡大郷町中村屋敷前
				松島受水テレメータ室	宮城郡松島町初原字欠田

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	送水施設	制御室	檜原制御室（高区制御室）
			白石市福岡長袋字檜原山
			宮制御室
			刈田郡蔵王町宮字明神裏
			矢附制御室
			刈田郡大字矢附字鉢附
			小村崎制御室
			刈田郡蔵王町大字小村崎字上葉の木沢
			足立制御室
			柴田郡村田町足立西中久保
			中沖制御室
			仙台市太白区坪沼南
			塩の瀬制御室
			仙台市太白区坪沼字塩ノ瀬
			茂庭制御室
			仙台市太白区茂庭台
			折立制御室
			仙台市青葉区茂庭寺下
			郷六制御室
			仙台市青葉区郷六字葛岡
			長命ヶ丘制御室
			仙台市泉区上谷刈字立脇
			寺岡制御室
			仙台市泉区根白石紫山
			松森制御室
			仙台市泉区松森字刺松
			森郷制御室
			宮城郡利府町森郷字町頭
		テレメータ室	山根制御室（低区制御室）
			白石市福岡長袋字山根入
			大谷制御室
			柴田郡大河原町大谷字後田
			船岡制御室
			柴田郡柴田町船岡新栄
			中谷地制御室
			岩沼市南長谷中谷地
			祝田制御室
			亶理郡亶理町字祝田
			蔵王テレメータ室
			刈田郡蔵王町大字円田字上桔梗
			村田西原テレメータ室
			柴田郡村田町大字村田字西原
			仙台芋沢テレメータ室
			仙台市青葉区芋沢横向山
			仙台国見テレメータ室
			仙台市青葉区国見
			仙台中山テレメータ室
			仙台市泉区南中山（南中山配水池）
			富谷テレメータ室
			富谷市富谷大清水上
			利府森郷テレメータ室
			宮城郡利府町森郷字名古曾
			多賀城テレメータ室
			宮城郡利府町森郷字大窪南（森郷配水池）
			七ヶ浜テレメータ室
			宮城郡七ヶ浜町花淵浜大日堂（君が丘配水池）
			塩釜テレメータ室
			塩竈市伊保石（梅の宮浄水場）
			松島テレメータ室
			宮城郡松島町桜渡戸字土井下（桜渡戸配水池）
			白石内田前テレメータ室
			白石市大平森合字内田前
			大河原金ヶ瀬テレメータ室
			柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部
			角田江尻テレメータ室
			角田市江尻字寺前（角田江尻浄水場）
			柴田船迫テレメータ室
			柴田郡柴田町大字本船迫字沢田
			岩沼テレメータ室
			岩沼市南長谷字山小屋
			名取テレメータ室
			名取市愛島塩手岩沢
			亶理逢隈テレメータ室
			亶理郡亶理町逢隈下郡八ツ入（大森山配水池）
			山元山寺テレメータ室
			亶理郡山元町山寺字新山

2. 流域下水道事業

区分	施設			立地
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市鶴ヶ谷
			No.3 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市高崎字水入
			No.4 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市大代
			No.5 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市宮城野区岩切字小児
			No.10 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市鶴ヶ谷
			No.15 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市泉区松森字台
			No.17 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市宮城野区岩切字台屋敷
			No.19 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市中央
			No.20 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市泉区市名坂
			No.21 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市南宮字八幡
			No.22 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市南宮字庚申
			No.24 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市市川字立石
			No.9 流量計(七ヶ浜幹線)	多賀城市大代
			No.16 流量計(七ヶ浜幹線)	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字北遠山
			No.2 流量計(塩釜幹線)	多賀城市大代
			No.13 流量計(仙台幹線)	多賀城市栄
			No.14 流量計(仙台幹線)	仙台市宮城野区中野字新沼
			No.18 流量計(仙台幹線)	多賀城市町前
			No.6 流量計(多賀城幹線)	多賀城市中央
			No.11 流量計(多賀城幹線)	多賀城市留ヶ谷
			No.7 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江刈
			No.8 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江刈
			No.12 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町飯土井字長者前
			No.23 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江刈

区分	施設			立地
下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	阿武隈川幹線第 1-1 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字西台前
			阿武隈川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字雨沼裏
			阿武隈川幹線第 2 流量計	伊具郡丸森町大字舘矢間木沼字水門
			大河原幹線流量計	柴田郡大河原町大谷字保料前
			白石川幹線第 1-1 流量計	柴田郡村田町大字沼辺字立石
			白石川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町北船岡
			白石川幹線第 2 流量計	刈田郡蔵王町宮字櫛林
			白石川幹線第 3 流量計	刈田郡蔵王町字一本松東
			村田幹線流量計	柴田郡大河原町字小島
			蔵王幹線流量計	刈田郡蔵王町塩沢
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字作内田
			No.2 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字十文字
			No.3 流量計	黒川郡大和町吉岡字南白鳥
			No.4 流量計	黒川郡大和町落合松坂字附ノ川
			No.6 流量計	黒川郡大和町鶴巢字北目大崎
			No.10 流量計	黒川郡大和町落合

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

特定事業の選定

令和2年3月11日

宮城県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき，水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業），工業用水道事業（仙塩工業用水道事業，仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）及び流域下水道事業（仙塩流域下水道事業，阿武隈川下流流域下水道事業，鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の 3 事業における，P F I 法に基づく公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので，第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 11 日

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1. 事業概要

(1) 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

(2) 事業の対象となる公共施設等

- ・水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）
- ・下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車車庫及び管路等を除く）
- ・下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

(3) 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

(4) 事業方式

本事業は，P F I 法第 16 条¹の規定に基づき，運営権者（P F I 法第 9 条第 4 号²に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に対して運営権設定対象施設（(2)に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る公共

¹ 第 16 条 公共施設等の管理者等は，選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

² 第 9 条第 4 号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

施設等運営権（PFI法第2条第7項³に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。

(5) 事業期間

本事業並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）の事業期間（以下「本事業期間」という。）は、令和4年4月1日から令和24年3月31日までを予定している。ただし、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権の設定を受けた運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、最長5年間、事業期間を延長することができる。

なお、運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とし、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

(6) 本事業等の業務内容

本事業等の範囲は、以下の1)から3)に掲げるものとする。

1) 義務事業

- ① 経営に関する業務
- ② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務
- ③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務
- ④ 本事業用地（運営権設定対象施設が立地する土地をいう。以下同じ。）及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務
- ⑤ 土地、建築物及び工作物等貸付業務
- ⑥ 関連業務
 - A) 水道用水供給事業
 - ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力
 - ・ 県の要請に応じた水質計測機器の保守点検・修繕・改築
 - ・ 市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築
 - B) 工業用水道事業
 - ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力

³ 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

- ・工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務

C) 流域下水道事業

- ・研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力
- ・県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
- ・県の要請に応じた大雨時及び地震発生時等の一部の管路の点検調査
- ・県の要請に応じた大雨時洪水対応

2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

- ① 本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業
- ② 県内市町村及び一部事務組合が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業
- ③ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務

(7) 事業の費用負担

運営権者は、以下1)～3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業等の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用⁴は、実費精算⁵を行うものとする。

2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条例若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する⁶。

(8) 利用料金

本事業期間中、県は業務分担に応じた額を料金等として収受し、運営権者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、利用料金を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

⁴ 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

⁵ 実費精算は、改築発注単位で行う。

⁶ ただし、研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

2. 評価の内容

(1) 評価の方法

本事業のうち義務事業のみを対象として、県が自ら実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額と、P F I 事業として運営権者が実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額とを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

上記に加えて、本事業等をP F I 事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的な評価

1) 前提条件

県が自ら実施する場合及びP F I 事業として運営権者が実施する場合の予定事業費の算定にあたり設定した主な前提条件は以下のとおりである。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表 1 前提条件の比較

項目	県が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合
共通	事業期間：20年 水量（水道用水供給事業）：令和11年度までについては、各市町村との覚書別表に示された年度別需給水量を採用した。 令和11年度以降については、各市町村計画における人口増減率と同水準で推移するものと想定した。 水量（工業用水道事業）：令和2年度の契約水量（見通し）が継続するものと想定した。 排水量（流域下水道事業）：令和10年度までについては、各市町村の計画水量を採用した。令和10年度以降については、各市町村計画における人口増減率と同水準で推移するものと想定した。 割引計算：予定事業費総額については現在価値に割り戻さないものとした。	
県職員給与費	県における計画値に基づき算定した。	業務の減に伴い一定の減員が実現するものとして算定した。
経費	県における計画値に基づき算	効率化により一定のコスト削

項目	県が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合
	定した。	減が実現するものとして算定した。 また、運営権者が実施することによる特有の費用（SPC運営経費、支払保険料、公租公課等）を考慮した。
改築に係る費用	実耐用年数を考慮して、一定のサイクルで更新が発生するものとして算定した。	発注時期の創意工夫による最適化及び新たな技術の導入等により一定のコスト削減が実現するものとして算定した。
支払利息	県における計画値に基づき算定した。	運営権対価を公的資金補償金免除繰上償還に充当すると想定し、これに伴う支払利息の減を考慮した。

2) 評価結果

県が自ら実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額と、P F I 事業として運営権者が実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額とを比較した結果、247億円の縮減が期待できることが確認された。

(3) 定性的な評価

本事業等をP F I 事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待できるとともに、3事業の基盤強化を図ることができる。

① 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営の実現

運営権者が本事業期間を通じて3事業一体運営を行うことにより、事業の全体最適を目指した長期的視点に基づく計画的な運営を行うことが期待できる。

② 本事業期間にわたる不断の見直しによる質の向上と効率的な運営

運営権者が性能発注の考えに基づき、本事業期間にわたり3事業における経営、維持管理、改築の各業務について、運営権者が一括して運営することにより、各業務間の有機的な連携や新たな技術や運営ノウハウの活用等による不断の見直しを見込むことができ、質の向上と効率的な運営が期待できる。

③ 必要な人材の確保及び育成、地域社会への貢献

運営権者が長期にわたる運営を行うことにより、運営に必要な人材の確保や、専門技術及び経営手法の継承による人材育成が期待できる。また、地元企業との連携、地元人材の雇用など、地域の持続的な発展に貢献することが期待できる。

(4) 総合評価

本事業を、P F I 法に基づく特定事業として実施することにより、本事業期間にわたり、県が自ら実施したときと比べ、事業費総額を247億円縮減することが期待できる。また、定量的な効果だけでなく、定性的な効果についても期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにP F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

募集要項

令和 2 年 12 月 24 日改訂版

宮城県

はじめに

宮城県（以下「県」という。）は、水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業）、工業用水道事業（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）、流域下水道事業（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の3事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施することを計画している。

県は、本事業等の実施にあたり、民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社に対して、本事業公共施設等運営権者（PFI法第9条第4号¹に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（PFI法第2条第7項²に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定するとともに「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施契約」（以下「実施契約」という。）を締結する。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）募集要項」は、公募型プロポーザル方式による本事業等の優先交渉権者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用し、また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束する。

なお、県は、本公募において実施する優先交渉権者との競争的対話等を通じて本事業等に関して合意した事項について、実施契約等に定めることがある。

¹ 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

² 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

【 目 次 】

第 1. 公募の概要	1
1.1 公共施設等の管理者の名称	1
1.2 担当課	1
1.3 募集要項等	1
第 2. 本事業等に関する事項	3
2.1 本事業等の事業内容に関する事項	3
2.1.1 事業の名称	3
2.1.2 事業の背景・目的	3
2.1.3 基本運営方針	4
2.1.4 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等	4
2.1.5 事業方式	7
2.1.6 運営権設定対象施設	9
2.1.7 本事業等の業務内容	9
2.1.8 事業期間	15
2.1.9 事業の費用負担	17
2.1.10 運営権対価	17
2.1.11 料金及び維持管理負担金	18
2.1.12 利用料金	18
2.1.13 運営権者収受額の定期改定	21
2.1.14 運営権者収受額の臨時改定	22
2.1.15 改築	25
2.1.16 運営権者が受領する権利・資産	26
2.1.17 県から運営権者への職員の派遣	27
第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	28
3.1 事業者選定のスケジュール	28
3.2 公募手続等	29
3.2.1 守秘義務対象の開示資料の貸与	29
3.2.2 募集要項に対する質問の受付及び回答の公表	29
3.2.3 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付及び回答の公表	30
3.2.4 実施契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書（案）及びモニタリング基本 計画書（案）に対する質問の受付及び回答の公表	31
3.2.5 第一次審査	32
3.2.6 第二次審査における開示資料等	32
3.2.7 競争的対話等の実施	33
3.2.8 第二次審査	33

3.3 優先交渉権者の選定手続	34
3.3.1 委員会による審査	34
3.3.2 審査方法	35
3.3.3 委員会事務局	35
3.3.4 審査結果の公表	35
3.3.5 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	35
3.4 応募者の参加資格要件	35
3.4.1 応募者の構成	35
3.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	36
3.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	39
3.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件	40
3.5 優先交渉権者選定後の手続	40
3.5.1 基本協定の締結	40
3.5.2 S P Cの設立	40
3.5.3 優先交渉権者による運営準備行為	40
3.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	40
3.5.5 運営権の設定	41
3.5.6 実施契約の締結	41
3.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受	41
3.5.8 事業の開始	41
3.6 応募に関する留意事項	42
3.6.1 応募の前提	42
3.6.2 提案書類の作成方法	42
3.6.3 提案書類の取扱い	42
3.6.4 県からの提示資料の取扱い	43
3.6.5 応募の無効	43
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	45
4.1 本事業等の前提条件	45
4.1.1 県の契約等の承継	45
4.1.2 県が実施する業務への協力	45
4.1.3 県が実施する施設の統廃合等	45
4.1.4 下水汚泥の処理	46
4.1.5 指定廃棄物の管理	46
4.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	46
4.3 対象事業におけるサービスの水準	46
4.3.1 水道用水供給事業	46

4.3.2 工業用水道事業	47
4.3.3 流域下水道事業	47
4.4 実施状況のモニタリング	47
4.5 要求水準違反時のペナルティ	47
4.6 保険	48
4.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	48
4.7.1 運営権の処分	48
4.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分	49
第 5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	50
5.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項	50
5.1.1 水道用水供給事業	50
5.1.2 工業用水道事業	52
5.1.3 流域下水道事業	53
5.2 土地の使用に関する事項	54
第 6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	55
6.1 実施契約に定めようとする事項	55
6.2 疑義が生じた場合の措置	55
6.3 管轄裁判所の指定	55
第 7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	56
7.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	56
7.2 金融機関又は融資団と県との協議	56
第 8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	57
8.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	57
8.2 財政上及び金融上の支援に関する事項	57
8.3 その他の措置及び支援に関する事項	57
第 9. 本事業等に関連する事項	58
9.1 募集要項等の修正	58
9.2 情報提供	58

別紙 1 用語の定義

別紙 2 P F I 法等における用語と本事業等における用語の関係性

別紙 3 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

第1. 公募の概要

1.1 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1.2 担当課

宮城県企業局水道経営課（以下「担当課」という。）

所在地：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-3430

電子メールアドレス：miyagigata@pref.miyagi.lg.jp

県は、本公募において実施する事務に関し、以下のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

- ① 有限責任あずさ監査法人
- ② 株式会社 KPMG FAS
- ③ KPMG 税理士法人
- ④ ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- ⑤ 株式会社東京設計事務所

なお、本募集要項において公募アドバイザー宛に提出することになっている書類は、以下に送付するものとする。

宛先： 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部
宮城県上工下水道担当事務局

所在地： 〒100-8174 東京都千代田区大手町 1-9-2

大手町フィナンシャルシティグランキューブ 12 階

電子メールアドレス：miyagi-water@jp.kpmg.com

1.3 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑨までの書類（これらに補足資料、県のホームページへの掲載などにより公表したこれらに対する質問回答書（宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針に対する質問への回答を含まない。）、その他これらに関して県が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から⑧までの書類は、第一次審査に係る審査書類（以下「第一次審査書類」という。）及び第二次審査に係る審査書類（以下「第二次審査書類」という。）並びに本事業等の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成す

るに当たっての前提条件であり、①から⑥までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料集に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

なお、本募集要項を除く募集要項等の記載において、用語の定義がなされていないものについては、本募集要項を参照すること。

- ① 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）募集要項
- ② 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑤ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）モニタリング基本計画書（案）（以下「モニタリング基本計画書（案）」という。）
- ⑥ 関連資料集
- ⑦ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑧ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑨ 参考資料集

なお、募集要項等と宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（令和元年 12 月 24 日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2. 本事業等に関する事項

2.1 本事業等の事業内容に関する事項

2.1.1 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

2.1.2 事業の背景・目的

宮城県企業局は、現在、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の3事業（以下「3事業」という。）の運営を行っている。

平成30年度において、水道用水供給事業では、県内35市町村のうち25市町村に対し日量約26万 m^3 の水道用水を、工業用水道事業では、仙台港地区及び内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約9万 m^3 の工業用水を供給し、流域下水道事業では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の7流域合計で日量約29万 m^3 の下水処理を行っている。

3事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後20～30年先には管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備及び管路の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、及びこれらの事業と処理区域が重複する仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業について、3事業を一体とし民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」を実施するものである。

さらに、民間事業者における新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーシ

ョンにより、効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民及び地域に対して新たな価値を創出し、加えてその知見及び知識の活用が全国の課題解決の一つのモデルとなることを期待するものである。

2.1.3 基本運営方針

本事業等をより適切に実施するため、県が公共施設等運営権（以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者に遵守を求める基本運営方針を以下に示す。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は、3事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行う。また、短期的視点に埋没せず、長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期にわたる本事業等の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

運営権者は、性能発注の考えに基づき、自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め、適切に施設運営を行う。

また、運営権者は、公共サービスとしての3事業の重要性を認識し、施設運営について、本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い、質の向上と効率化を達成する。

3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

運営権者は、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期的な事業計画、運営状況及び経営状況のほか、サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について情報公開を行い、説明責任を果たす。

4) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

運営権者は、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

2.1.4 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等

1) 法令

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 工業用水法（昭和31年法律第146号）

- ・ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・ その他関係法令

2) 条例

- ・ 宮城県公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
- ・ 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- ・ 宮城県都市計画法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 91 条）
- ・ 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- ・ 宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
- ・ 宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）
- ・ 宮城県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）
- ・ 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
- ・ 岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）
- ・ 宮城県布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 3 号）
- ・ 宮城県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）
- ・ 宮城県暴力団排除条例（平成 24 年宮城県条例第 60 号）
- ・ 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）

- ・ 宮城県文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）
- ・ その他関係条例

2.1.5 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条³の規定に基づき、運営権者に対して運営権設定対象施設（2.1.6 に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。

1) 運営権の設定

水道用水供給事業の大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道、工業用水道事業の仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道、仙台北部工業用水道、流域下水道事業の仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道（以下「9 個別事業」という。）ごとに、以下の 9 つの運営権を設定する。

表 1 設定する運営権

運営権	対象区域
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等 ⁴ を除く）に設定される権利	栗原市、大崎市、富谷市、松島町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式 ⁵ （管路等を除く）に設定される権利	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町

³ 第 16 条 公共施設等の管理者等は、選定事業者には公共施設等運営権を設定することができる。

⁴ 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「管路等」とは、場外等の管路、弁室（空気弁、手動弁が設置されている弁室）、マンホール、ハンドホール、弁きよ、鉄蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルをいう。

⁵ 低区調整池及び高区調整池における小水力発電施設は含まれない。

運営権	対象区域
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）に設定される権利	大崎市，大和町，大衡村，加美町
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設 ⁶ 及び処理施設）の一式 ⁷ （管路等 ⁸ を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亘理町
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車車庫及び管路等を除く）に設定される権利	大崎市，美里町
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	富谷市，大和町，大郷町，大衡村

なお、対象とする9個別事業については、一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

2) 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、本事業等を開始する前に、県との間で、P F I 法第22条第1項⁹に定めるところにより、実施契約を締結しなければならない。

⁶ ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路いう。

⁷ 消化ガス発電施設は含まれない。

⁸ 流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路、マンホール、マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう。

⁹ 第22条第1項 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員（第78条第1項に規定する国派遣職員及び第79条第1項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項

五 その他内閣府令で定める事項

なお、実施契約については、運営権単位ごとではなく、本事業等として一つの実施契約書を締結する。

2.1.6 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし、立地等は5.1に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫及び管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

2.1.7 本事業等の業務内容

本事業等の範囲は、以下の1)から3)に掲げるものとする。運営権者は、運営権に基づいて実施する業務¹⁰のほか、実施契約及び要求水準書の定めに従って、本事業等に係る全ての業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表

¹⁰ 運営権設定対象施設の運営等に含まれる業務をいい、2.1.7の1)乃至3)に掲げる業務においては、1)のうち①，②，④（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。），⑤（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）及び⑥（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。），2)，並びに3)のうち①（運営権設定対象施設内で実施する業務に限る。）の業務をいう。

する要求水準書（案）に示す。

運営権者は、本事業期間中、本事業等に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。委託等を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は、要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

- ・ 事業計画¹¹の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 利用料金の収受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験¹²及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土¹³の適正処理¹⁴
- ・ 受水市町村との調整・対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検

¹¹ 経営、改築、維持管理に対する計画をいう。

¹² 水道法第20条に基づく水質検査は、県が実施する。

¹³ 浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁴ 有効利用及び適正な処理・処分をいう。

- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

B) 工業用水道事業

a) 維持管理業務¹⁵

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
- ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務¹⁵

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

¹⁵ 仙台北部工業用水道事業における門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟の維持管理業務及び改築業務は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利に係る維持管理業務及び改築業務に含まれる。

C) 流域下水道事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの汚泥¹⁶の適正処理¹⁷
- ・ 流域関連市町村との調整・対応
- ・ 河川・海岸管理者との調整

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- ・ 交付金の申請への協力及び会計検査への協力

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務¹⁸

- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検
- ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務

¹⁶ 汚泥の売却収益は運営権者に帰属する。

¹⁷ 運営権者は，仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。消化ガスに係る条件は，要求水準書（案）に示す。

¹⁸ 運営権設定対象施設以外で，県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については，県が行うものとする。

- ④ 本事業用地¹⁹及び運営権設定対象施設等²⁰の保安等に係る業務
- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安
 - ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全
- ⑤ 土地、建築物及び工作物等貸付業務²¹
- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地、建築物及び工作物等貸付業務
 - ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務
- ⑥ 関連業務
- A) 水道用水供給事業
- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力²²
 - ・ 県の要請に応じた水質計測機器²³の保守点検・修繕・改築
 - ・ 市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築
- B) 工業用水道事業
- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力²²
 - ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
 - ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務
- C) 流域下水道事業
- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力²²
 - ・ 県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
 - ・ 県の要請に応じた大雨時及び地震発生時等の一部の管路の点検調査
 - ・ 県の要請に応じた大雨時洪水対応

2) 附帯事業

¹⁹ 運営権設定対象施設が立地する土地をいう。

²⁰ 「本事業用地及び運営権設定対象施設等」の「等」とは、第二受水テレメータ室が立地する土地、第二受水テレメータ室、大和・富谷ポンプ場が立地する土地及び大和・富谷ポンプ場建物をいう。

²¹ 運営権者は、県及び県が指定する者が引き続き使用する運営権設定対象施設が立地する土地並びに当該土地上の建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて貸し付け、又は使用させるものとする。実施契約書（案）に示す条件に基づく土地貸付業務により収益が発生した場合には、運営権者に帰属する。

²² 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

²³ 本事業開始日までに県が設置する予定の機器である。

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業²⁴のことをいう。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条²⁵に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

① 本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

② 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事

²⁴ 附帯事業における収益は運営権者に帰属する。

²⁵ 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。

③ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設²⁶の維持管理業務

2.1.8 事業期間

1) 本事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日（以下「本事業開始日」という。）を始期とし、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度の末日（2.1.8 - 2）の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和24年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により2.1.8 - 3）の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は、実施契約書（案）に示す。

3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とする。

²⁶ 民間事業者が所有し、運営する、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを用いる発電施設であり、運営権者は、当該発電施設の所有者である民間事業者との合意により、当該発電施設の維持管理業務を受託することができる。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業等が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

① 運営権

本事業終了日に、運営権は消滅する。

② 運営権設定対象施設の引渡し

本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

③ 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

なお、残存価値相当額の支払については、本事業終了時を想定しているが、本事業期間中の支払の提案も認める²⁷ものとする。

④ 本事業等に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）に示す。

本事業等の実施のために、運営権者が本事業用地内に所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に公有財産貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

⑤ 業務の引継ぎ

²⁷ 本事業期間中の支払の提案があった場合には、競争条件を揃えるための措置を行うものとする。

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担²⁸により、本事業等が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。

2.1.9 事業の費用負担

運営権者は、以下 1)～3) 及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業等の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用²⁹は、実費精算³⁰を行うものとする。

2) 法令等又は県条約若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条約若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する³¹。

2.1.10 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を、本事業開始日より前の県が指定する期日までに一括して県に支払うものとする。支払いに当たっては、消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。

県は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する運営権対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、合意延長に係る対価の追加的支払請求を受けることはない。

9 個別事業ごとの運営権対価³²を、以下に示す。

表 2 運営権対価

事業名	運営権対価（税抜）
大崎広域水道用水供給事業	1.4 億円

²⁸ 県及び県が指定する者において発生する費用の負担を求めるものではない。

²⁹ 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2 第 1 項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

³⁰ 実費精算は、改築発注単位で行う。

³¹ ただし、研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

³² 運営権対価は、固定額であり、優先交渉権者選定手続における審査項目としない。

事業名	運営権対価（税抜）
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	3.1 億円
仙塩工業用水道事業	0.3 億円
仙台圏工業用水道事業	0.3 億円
仙台北部工業用水道事業	0.3 億円
仙塩流域下水道事業	1.4 億円
阿武隈川下流流域下水道事業	1.6 億円
鳴瀬川流域下水道事業	0.6 億円
吉田川流域下水道事業	1.0 億円
合計	10.0 億円

2.1.11 料金及び維持管理負担金

1) 料金及び維持管理負担金の定義

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金とは、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）第 6 条³³における料金をいう。

流域下水道事業における維持管理負担金とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 31 条の 2³⁴の規定に基づく維持管理に要する費用の市町村の負担金をいう。

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金及び流域下水道事業における維持管理負担金を総称して、「料金等」という。

2) 料金及び維持管理負担金の定期改定

県は、料金等の定期改定を行う³⁵。定期改定により設定された料金等が継続して適用される期間をそれぞれ「料金期間」といい、本事業開始日から令和 5 年度末までを「第 1 料金期間」とし、令和 6 年度から令和 10 年度末までを「第 2 料金期間」、令和 11 年度から令和 15 年度末までを「第 3 料金期間」、令和 16 年度から令和 20 年度末までを「第 4 料金期間」、令和 21 年度から本事業終了日を予定している令和 24 年 3 月 31 日までを「第 5 料金期間」と表す。

2.1.12 利用料金

³³ 第 6 条 水道用水供給事業又は工業用水道事業の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

³⁴ 第 31 条の 2 第 3 条第 2 項又は第 25 条の 10 第 1 項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

³⁵ 料金等の定期改定は、令和 6 年度、令和 11 年度、令和 16 年度及び令和 21 年度に行うことを予定している。

1) 利用料金の定義

本事業期間中、県は業務分担に応じた額を料金等として収受し、運営権者は、業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項³⁶⁾に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、利用料金を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

なお、県は、4.5に示す要求水準違反違約金及び実施契約書（案）に定める契約解除違約金が発生したときは、自ら保管する利用料金を、当該違約金に引き当てることができる。

2) 運営権者収受額等の提案

県は、本公募に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込³⁷⁾及び県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の消費税及び地方消費税を除いた費用見込額を提示する。

応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体³⁸⁾にわたって義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業（ただし、運営権者が費用負担をしないこととされている業務を除く。）の実施に必要となる額（以下「運営権者収受額」という。）に本事業期間終了時の残存価値相当額を加えた額（以下「運営権者提案額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者提案額は、県の提示する9個別事業ごとの上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者提案額の提案に当たって、運営権者収受額の構成項目ごとの内訳及び本事業期間終了時の残存価値相当額を示すこととする。

表 3 運営権者提案額の上限³⁹⁾

事業名	運営権者提案額の上限（税抜）
大崎広域水道用水供給事業	300 億円
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	324 億円
仙塩工業用水道事業	52 億円

³⁶⁾ この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第16条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

³⁷⁾ 実施契約に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、本公募に当たって県が提示する水量見込から変更しないものとする。

³⁸⁾ 本事業期間を20年間として提案するものとし、2.1.8 - 2)の規定により本事業期間が延長される場合を想定しないものとする。

³⁹⁾ 流域下水道事業に係る改築費用を除く。

事業名	運営権者提案額の上限（税抜）
仙台圏工業用水道事業	33 億円
仙台北部工業用水道事業	15 億円
仙塩流域下水道事業	272 億円
阿武隈川下流流域下水道事業	264 億円
鳴瀬川流域下水道事業	43 億円
吉田川流域下水道事業	100 億円
合計	1,403 億円

表 4 運営権者収受額の構成

構成項目	説明
ア) 人件費	給料，手当，賃金，報酬，法定福利費及び退職給付費をいう。
イ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。
ウ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源（電力等）に係る費用をいう。
エ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。
オ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。
カ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。
キ) 償却費 ⁴⁰	改築に係る資産の減価償却費をいう。
ク) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。
ケ) その他営業費用	通信運搬費等，上記ア)～ク)に区分されない営業費用をいう。
コ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。
サ) 事業報酬	支払利息，配当等をいう。

3) 利用料金の収受

運営権者は、本事業期間を 20 年間として運営権者収受額を均等割した月次の運営権者収受額（以下「月次運営権者収受額」という。）を基準額として、水量実績に応じて調整を行った額⁴¹を、毎月、利用料金として収受する。料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額については、2.1.13 の規定に基づき需要⁴²の変動及び物価の変動等の影響を考慮した定期改定を行うほか、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合には、2.1.14 の規定に基づき臨時改定を行

⁴⁰ 改築費総額から本事業期間終了時の残存価値相当額を除いた額をいう。また、流域下水道事業においては、対象外とする。

⁴¹ 月次運営権者収受額を、水量見込及び水量実績の差によって生じる利用料金収入の差に基づいて調整した額とする。詳細は、実施契約書（案）に示す。

⁴² 流域下水道事業においては、処理水量をいう。

う。

2.1.13 運営権者収受額の定期改定

県及び運営権者は、料金等の定期改定に併せて、料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の定期改定」という。）を行う。運営権者収受額の定期改定は、本事業開始日及び各運営権者収受額の定期改定時からそれぞれ5年以内に行うものとする。

1) 需要の変動

運営権者収受額の定期改定にあたり県が提示する運営権者収受額の定期改定後の料金期間（以下「次期料金期間」という。）の水量見込が、実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、需要の変動の影響を受ける構成項目（以下「需要変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 5 需要変動費

構成項目	需要変動費
ア) 人件費	
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	
オ) 保守点検費	
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	
ク) 資産減耗費	
ケ) その他営業費用	
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、次期料金期間に適用する物価水準が、優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額

の改定を行う。ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価の変動の影響を受ける構成項目（以下「物価変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 6 物価変動費

構成項目	物価変動費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。

4) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の 1)～3)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の定期改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会⁴³から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる。

2.1.14 運営権者収受額の臨時改定

事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運

⁴³ 外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。

営権者は、必要に応じて、直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の臨時改定」という。）を行う。臨時改定された月次運営権者収受額は、運営権者収受額の臨時改定時点から、その直後に到来する運営権者収受額の定期改定時までの期間においてのみ適用される。事業環境の著しい変化の概要は、以下に示すものとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

1) 著しい需要の変動

各工業用水道事業における契約水量が変更され、実施契約締結時の契約水量と比較して一定割合（以下「需要割合」という。）を超えて契約水量が変動する場合、当該工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用（以下「改定対象費」という。）に限ることとする⁴⁴。

なお、各工業用水道事業の需要割合は、以下のとおりである。

表 7 需要割合

事業名	需要割合
仙塩工業用水道事業	4%
仙台圏工業用水道事業	5%
仙台北部工業用水道事業	5%

2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、当月に適用する物価水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準）と比較して一定割合（以下「物価割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、物価変動費に限ることとする⁴⁵。

⁴⁴ 著しく需要が減少した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×（1-需要割合）とする。著しく需要が増加した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×（1+需要割合）とする。さらに、臨時改定後の改定対象費については、水量実績を考慮することなく、臨時改定後の改定対象費に相当する額を運営権者は収受することとする。

⁴⁵ 著しく物価が下落した場合（物価の減少割合がxである場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費×{1-（x-物価割合）}とする。著しく物価が上昇した場合（物価

なお、3事業の物価割合は、以下のとおりである。

表 8 物価割合

事業名	物価割合
水道用水供給事業	5%
工業用水道事業	4%
流域下水道事業	4%

3) 著しい動力費の変動

各流域下水道事業において、実施契約に定める動力費に係る指標について、当月に適用する動力費水準が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する動力費水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する動力費水準）と比較して一定割合（以下「動力費割合」という。）を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

ただし、改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は、動力費に限ることとする⁴⁶。

なお、動力費割合は、17%である。

4) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、義務事業及び附帯事業について運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。

また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。

5) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額の臨時改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定について協議を行う。当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の臨時改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会

の増加割合が x である場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金期間における物価変動費 $\times \{1+ (x-\text{物価割合})\}$ とする。

⁴⁶ 著しく動力費が下落した場合（動力費の減少割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1- (x-\text{動力費割合})\}$ とする。著しく動力費が上昇した場合（動力費の増加割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金期間における動力費 $\times \{1+ (x-\text{動力費割合})\}$ とする。

から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の臨時改定を行うことができる。

2.1.15 改築

1) 改築に係る提案

県は、本公募に当たって、9 個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。

なお、流域下水道事業に係る改築提案額は、本公募に当たって県が事業別に提示する改築費用の上限額（消費税及び地方消費税を含まない。）及びその合計額を上回らないものとする。

表 9 改築費用の上限額

事業名	改築費用の上限額（税抜）
仙塩流域下水道事業	125 億円
阿武隈川下流流域下水道事業	74 億円
鳴瀬川流域下水道事業	16 億円
吉田川流域下水道事業	50 億円
合計	265 億円

2) 改築計画書の作成

運営権者は、優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に、必要に応じて改築実施時期等の調整⁴⁷を行った上で、改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する。ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和 5 年 3 月 31 日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者は原則としてその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。

県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする。

運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認⁴⁸した場合に限り変更が認められる。

⁴⁷ 提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止めを県に求めることができる。

⁴⁸ 提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする。

水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う⁴⁹こととする。

なお、支払方法は実施契約書（案）に示す。

3) 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。ただし、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書とし、運営権者は、運営権の範囲内において、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。

なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力⁵⁰するものとする。

4) 改築を行った施設の所有

県又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属するものとする。

5) 本事業開始日以降に県が実施する工事

本事業開始日以降に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、これに協力⁵⁰するものとする。

2.1.16 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産を、以下の1)～3)に示す。

1) 運営権

2.1.5 - 1)に示す運営権

⁴⁹ 運営権者は、県に対し、当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加を示す根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、県に支払うべき金額から当該増加費用を控除するものとする。

⁵⁰ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

2) 本事業用地の使用権

公有財産貸付契約による本事業用地及び運営権設定対象施設の使用権

3) 運営権者譲渡対象資産

本事業等の運営に必要な備品及び消耗品等の資産

2.1.17 県から運営権者への職員の派遣

県は、P F I 法第 80 条⁵¹に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。

⁵¹ 第 80 条 前 2 条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 事業者選定のスケジュール

県は、以下のスケジュールに沿い、優先交渉権者を選定する予定である。なお、県は本スケジュールを変更することができる。

表 10 スケジュール

時期（予定）	内容
令和 2 年 3 月	募集要項等（募集要項，優先交渉権者選定基準，基本協定書（案），実施契約書（案），要求水準書（案），モニタリング基本計画書（案），関連資料集等）の公表
令和 2 年 4 月	募集要項に対する質問の受付 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付 実施契約書（案），基本協定書（案），要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）に対する質問の受付
令和 2 年 5 月	第一次審査書類の受付期限
令和 2 年 6 月～ 12 月	競争的対話の実施
令和 3 年 1 月	第二次審査書類の受付期限
令和 3 年 3 月	優先交渉権者の選定 基本協定の締結
令和 3 年 6 月又は 9 月	県議会に運営権設定を提案
令和 3 年 7 月又は 10 月	厚生労働大臣に運営権設定に係る許可を申請
厚生労働大臣による運営権設定に係る許可取得後速やかに	運営権設定 実施契約の締結
令和 4 年 4 月	本事業等開始

3.2 公募手続等

3.2.1 守秘義務対象の開示資料の貸与

1) 守秘義務対象資料

県は、関心表明書、誓約書及び報告書開示に係る同意書（以下「誓約書等」という。）を提出した者にのみ提供される貸与資料（以下「守秘義務対象資料」という。）を貸与する。

また、第一次審査の実施までに守秘義務対象資料の追加又は修正が発生した場合には、県が守秘義務対象資料を受けた者に対し、追加又は修正された守秘義務対象資料を送付する。

なお、第一次審査以降について、県は、3.2.6 に示す手続を行った者に対し、第二次審査における守秘義務対象資料（以下「守秘義務対象資料（第二次）」という。）を貸与する予定である。

2) 誓約書等の提出

守秘義務対象資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるために、誓約書等を提出しなければならない。

受付期限：令和2年4月17日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：様式集及び記載要領に従って記入し、1.2 の公募アドバイザーまで電子メールにより送信した上で、受付期限までに原本を郵送等することとする。ただし、県が認めた場合は、上記受付期間後であっても誓約書等の提出を受け付ける。

貸与方法：誓約書等を1.2 の公募アドバイザーが受領し、内容の不足がないことを確認できた上で、速やかに守秘義務対象資料を郵送等することとする。

3) 守秘義務対象資料の破棄

守秘義務対象資料の貸与を受けた者は、誓約書の定めに従い、その使用を終えた時点で責任を持って守秘義務対象資料を破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を1.2 の公募アドバイザーまで郵送等することとする。

3.2.2 募集要項に対する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

県は、本事業等への参画について関心表明書等を提出した営利法人より、募集要項に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：令和2年3月19日（木）～令和2年4月3日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：募集要項に対する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、1.2 の公募アドバイザーまで電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、質問者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。電子メール以外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項に対する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に県ホームページへの掲載の方法により公表する。

また、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日前に回答を公表することがある。

なお、公平を期すため、質問者への直接回答は行わない。

回答公表予定日：令和2年4月中旬

3.2.3 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

県は、本事業等への参画について関心表明書等を提出した営利法人より、優先交渉権者選定基準に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：令和2年3月19日（木）～令和2年4月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：優先交渉権者選定基準に対する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、1.2 の公募アドバイザーまで電子メールにより送信すること。

なお、質問の回答を通知された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、質問者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。電子メール以

外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、優先交渉権者選定基準に対する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答予定日に参加表明書を提出した者に対し、電磁的方法（いわゆるバーチャルデータルーム、以下「VDR」という。）等を通じて開示する。

また、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答予定日前に回答を公表することがある。

なお、公平を期すため、質問者への直接回答は行わない。

回答予定日：令和2年5月上旬

3.2.4 実施契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）に対する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

県は、本事業等への参画について関心表明書等を提出した営利法人より、実施契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：令和2年3月19日（木）～令和2年4月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：実施契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）に対する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、1.2 の公募アドバイザーまで電子メールにより送信すること。

なお、質問の回答を通知された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、質問者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。電子メール以外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施契約書（案）、基本協定書（案）、

要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）に対する質問のうち県が必要と判断したもの及びその回答を、回答予定日に参加表明書を提出した者に対し、VDR等を通じて開示する。

また、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答予定日前に回答を公表することがある。

なお、公平を期すため、質問者への直接回答は行わない。

回答予定日：令和2年5月中旬

3.2.5 第一次審査

1) 第一次審査書類の受付

第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第一次審査書類を作成し、県に提出する。

受付期間：令和2年4月20日（月）午前9時から令和2年5月1日（金）午後5時まで

提出方法：第一次審査参加者は、第一次審査書類の原本並びに電子データ（Microsoft Word ファイル形式及びPDF形式）が保存されているCD-R又はDVD-Rを1.2の担当課に対し、持参又は郵送等することとする。持参する場合は、第一次審査参加者は、希望する提出時間を前日までに担当課に連絡することとし、担当課の指示する場所に持参することとする。郵送等する場合は、追跡情報が確認できる方法で県に発送するとともに、伝票番号等、県が発送状況を確認できる情報を電子メールにより送信することとする。

なお、郵送等する場合には、令和2年5月1日（金）の消印有効とする。

2) 参加資格要件の確認

第一次審査では、第一次審査参加者から、様式集及び記載要領に定めるところにより作成された第一次審査書類を受け付ける。県は、3.4記載の参加資格要件を充足することを確認のうえ、参加資格確認の結果を通知する。受付期限までに第一次審査書類を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本公募に参加することができない。

3) 第一次審査結果の通知

県は、参加資格確認の結果を、応募企業又は代表企業に対して令和2年5月29日（金）までに通知する。

3.2.6 第二次審査における開示資料等

1) 誓約書等（第二次）の提出

守秘義務対象資料（第二次）貸与兼アクセス権申込書及び誓約書（第二次）（以下「誓約書等（第二次）」という。）の提出を条件とする守秘義務対象資料（第二次）の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、誓約書等（第二次）を提出しなければならない。

受付期間：令和2年4月20日（月）午前9時から令和2年5月1日（金）午後5時まで（必着）

様式集及び記載要領に従って作成し、1.2の公募アドバイザーに対し、上記期日までにMicrosoft Word ファイル形式で電子メールにより送信した上で、速やかに1.2の公募アドバイザーへ原本を郵送等することとする。ただし、県が認めた場合は、上記受付期間後であっても誓約書等（第二次）の提出を受け付ける。

貸与方法：守秘義務対象資料（第二次）については、主としてVDRによる貸与を想定しており、誓約書等（第二次）等を1.2の公募アドバイザーが受領後、内容の不足がないことを確認できた上で、1.2の公募アドバイザーよりVDRへのアクセス方法等を通知する。

2) 守秘義務対象資料（第二次）の破棄

守秘義務対象資料（第二次）の貸与を受けた者は、誓約書等（第二次）の定めに従い、その使用を終えた時点で責任を持って守秘義務対象資料（第二次）を破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書（第二次）を1.2の公募アドバイザーまで郵送等することとする。

3.2.7 競争的対話等の実施

県は、参加資格確認の結果通知後、第二次審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

競争的対話等は、以下の順番で行われる。

- ① 現場確認・資料閲覧（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ② 第二次審査参加者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定（第二次審査参加者ごとに複数回を予定）
- ③ 県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整

3.2.8 第二次審査

1) 第二次審査書類の受付

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、県に対し第二次審査書類を提出する。県は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

第二次審査書類提出後、第二次審査参加者は、3.3.1の委員会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間：令和3年1月6日（水）午前9時から令和3年1月13日（水）午後5時まで（必着）

提出方法：第二次審査参加者は、希望する提出時間を前日までに担当課に連絡することとし、担当課の指示する場所に持参することとする。

なお、1者以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す。

2) 第二次審査結果の通知

県は第二次審査の結果を、第二次審査参加者の応募企業又は代表企業に対して、令和3年3月に通知する。

3.3 優先交渉権者の選定手続

3.3.1 委員会による審査

県は、PFI法第11条第1項⁵²に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案の審査及び評価等を行う。

委員会の委員は、以下のとおりである（委員長・副委員長以下、50音順）。

なお、委員は今後変更される場合がある。

（委員）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長）東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

⁵² 第11条第1項 公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

田邊 信之	宮城大学事業構想学群教授
宮城県総務部長 (臨時委員)	
大村 達夫	東北大学名誉教授 東北大学未来科学技術共同研究センター シニアリサーチ フェロー
佐野 大輔	東北大学大学院環境科学研究科准教授
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

3.3.2 審査方法

第一次審査及び第二次審査の２段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、県において参加資格要件の充足を確認し、結果を委員会に報告する。

第二次審査では、委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

県は、委員会の審査及び評価等の答申を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的には優先交渉権者選定基準に示す。

3.3.3 委員会事務局

委員会の事務局は、担当課が担当し、公募アドバイザーが補助する。

3.3.4 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載により、公表する。

3.3.5 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

県は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、その旨を県のホームページへの掲載により、公表する。

3.4 応募者の参加資格要件

3.4.1 応募者の構成

- ① 応募者は、2.1.7に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（4.7.2 - 2）に定める本議決権株式をいう。以下同じ。）すべて⁵³の割当てを受けるものとする。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であつて、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、3.4.2の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が3.4.1 ④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又はコンソーシアム構成員が、他のコンソーシアム構成員となることは認めない。
- ⑦ 応募企業又はコンソーシアム構成員が3.4.2及び3.4.3の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。

3.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要があ

⁵³ 8.2に示す株式会社民間資金等活用事業推進機構による出資を除く。

る。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条に定めのある，特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に，債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項第 2 号⁵⁴に該当しない者であること。
- ⑥ 外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項第 3 号⁵⁵又は第 4 号⁵⁶に該当する者（外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第 60 号）の施行後にあつては，同法第 26 条第 1 項第 3 号，第 4 号又は第 5 号に該当する者）にあつては，同法第 27 条第 1 項⁵⁷の規定により，3.5.2 に記載する特別目的会社（以下「S P C」という。）の株式の取得について，対内直接投資等に係る事前届出を行い，その結果，当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者，又は変更の勧告を受け，当該勧告に応諾しない者でないこと⁵⁸。

⁵⁴ 第 26 条第 1 項第 2 号 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

⁵⁵ 第 26 条第 1 項第 3 号 会社で，第 1 号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き，会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第 4 号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

⁵⁶ 第 26 条第 1 項第 4 号 前 2 号に掲げるもののほか，法人その他の団体で，第 1 号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの

⁵⁷ 第 27 条第 1 項 外国投資家は，対内直接投資等（相続，遺贈，法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）のうち第 3 項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは，政令で定めるところにより，あらかじめ，当該対内直接投資等について，事業目的，金額，実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

⁵⁸ 本参加資格要件との関係で，外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する者（外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第 60 号）の施行後にあつては，同法第 26 条第 1 項第 3 号，第 4 号又は第 5 号に該当する者）にあつては，第二次審査書類の受付期限までに不作為期間が経過するよう，優先交渉権者の選定後速やかに S P C を設立することを前提として，令和 2 年 9 月中に外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に基づく事前届出を完了することが望ましい。また，第二次審査書類の受付期限までに，同法第 27 条第 2 項に基づく不作為期間が経過しない者にあつては，令和 3 年 2 月 20 日までに不作為期間が終了していなければならない。

- ⑦ 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 9 年 11 月 1 日施行）に基づく資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和 60 年 7 月 8 日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 第一次審査書類提出時に、3.3.1 に示す委員との利害関係に関する申出書を提出していること⁵⁹。ただし、第一次審査書類受付期間以降に、新たな利害関係が生じた場合やコンソーシアム構成員の追加を行った場合は、応募者は当該事実発生日から 10 日以内に県に申出書を提出するものとする。また、委員の変更があった場合は、県の指示に従い利害関係に関する申出書を提出するものとする。
- ⑨ 県が発注した「平成 29 年度みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務」を受託した株式会社日本総合研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者⁶⁰でないこと。
- ⑩ 県が発注した「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務（以下「アドバイザー業務」という。）」受託者及びアドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。アドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。
- 有限責任あずさ監査法人
株式会社 KPMG FAS
KPMG 税理士法人
ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
株式会社東京設計事務所
- ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに

⁵⁹ 利害関係とは、委員と応募企業又はコンソーシアム構成員の間において、第一次審査書類の受付期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、次のいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいう。

① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。

② 委員本人と応募者との間に経済的関係を有していること。

③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有していること。

④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していること。

なお、応募者と委員との間で利害関係が認められた場合であっても、当該応募者の応募を無効とするものではない。また、申出の内容について、県が応募者に対し、聴き取りを行う場合がある。

⁶⁰ 「資金面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者，支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- ⑫ 本県の知事，副知事，又は公営企業管理者が役員等となっている法人に該当しない者であること。
- ⑬ 上記⑨から⑫までに定める者を本事業等の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑭ 第一次審査書類提出時に，以下に示す業務を受嘱している者（親会社を有する場合にあっては当該親会社）⁶¹は，参加表明書提出に際しての誓約書を提出していること。

大崎広水・仙北工水施設運転及び設備点検業務委託

仙南・仙塩広水施設運転及び設備点検業務委託

仙塩・仙台圏工業用水道施設管理運営包括委託

仙塩流域下水道の管理及び運営に関する業務

阿武隈川下流流域下水道の管理及び運営に関する業務

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道の管理及び運営に関する業務

3.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は，次に掲げる実績要件を満たす必要がある⁶²。

応募企業は，次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあっては，①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。なお，①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。

- ① 平成 22 年度以降，上水道事業において，処理能力日量 2.5 万立方メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請⁶³として行った実績を同一施設で連続して 3 年以上有していること。
- ② 平成 22 年度以降，下水道事業において，処理能力日量 10 万立方メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の運転管理業務を元請⁶³として行った実績を同一施設で連続して 3 年以上有していること。

⁶¹ 受嘱しているものが共同企業体の場合には，その構成員も対象とする。

⁶² 応募企業又はコンソーシアム構成員の親会社の実績及び応募企業又はコンソーシアム構成員の子会社の実績は含まれない。

⁶³ 元請が共同企業体の場合は，共同企業体の代表企業または共同企業体の中で運転管理業務を主として行った事業者の実績を認めるものとする。

3.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書提出日において、資本金 50 億円以上であること。

3.5 優先交渉権者選定後の手続

3.5.1 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、県は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

3.5.2 S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P C として、会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中は S P C の本社所在地を宮城県外に移転させないものとする。

3.5.3 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査等を実施することができるほか、本事業等を円滑に開始するための協議を県と行う。

3.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続

県は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定及び水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定をするにあたり、厚生労働大臣に対し、水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う⁶⁴。S P C は、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続に

⁶⁴ 水道事業者等が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、水道法第 24 条の 6 及び第 31 条並びに水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。）第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 に規定されており、これらの規程に基づき、水道施設運営権の設定の許可の申請が行われる。申請に必要な提出書類一式（申請書、水道施設運営等事業実施計画書及びその他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。））は、県が厚生労働大臣に提出する。

協力するものとする。

3.5.5 運営権の設定

県は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

3.5.6 実施契約の締結

県と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。また、県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

県は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産貸付契約の締結

なお、県は、P F I 法第 19 条第 3 項⁶⁵及び第 22 条第 2 項⁶⁶の定める事項を県ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

3.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日までに運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。

譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

3.5.8 事業の開始

運営権者は、事業開始に当たり、引継ぎを完了し、運営権対価を県に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受けるなどの実施契約上の義務を履行した上で、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

⁶⁵ 第 19 条第 3 項 公共施設等の管理者等は、第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第 2 号に掲げる事項を公表しなければならない。

⁶⁶ 第 22 条第 2 項 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第 2 号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

3.6 応募に関する留意事項

3.6.1 応募の前提

1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

2) 費用負担等

本公募におけるすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

3) 書面主義

本公募に関して、県に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

4) 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

5) 本公募状況の取扱

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、第一次審査の受付から第二次審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

3.6.2 提案書類の作成方法

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

3.6.3 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

1) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を無償で利用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

2) 特許権等

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任は負わない。

3) 提案書類の公開について

県は、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を必要に応じて、公開する場合があるとともに、宮城県情報公開条例（平成 11 年条例第 10 号）に基づき、開示する場合がある。

なお、提案書類を公表された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

4) 提案内容の矛盾について

文書による記載内容と、提示図面あるいはイメージ図等に矛盾がある場合には、文書による記載内容を優先するものとする。

5) 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、第二次審査において県に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

3.6.4 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

3.6.5 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「3.4 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、受付期限に適合しないとき
- ⑤ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑥ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑦ 2 通以上の提案書類を提出したとき

- ⑧ 県の許可なく，本事業等の選定に関し，県職員又は公募アドバイザーに接触したとき
- ⑨ 県の許可なく，本事業等の選定に関し，委員会の委員又は委員会の委員が属する法人に働きかけをしたとき
- ⑩ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 本事業等の前提条件

以下に、本事業等特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）及び関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業等の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業等の業務範囲については2.1.7の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

4.1.1 県の契約等の承継

県が本事業等を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、本事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

4.1.2 県が実施する業務への協力

県は、3事業における管路等に係る業務を行うことから、当該業務に関連して県から要請があった場合は、運営権者は県に協力⁶⁷するものとする。

また、県の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとする。

4.1.3 県が実施する施設の統廃合等

県は、本事業開始日までに以下を新設する予定である。

- ・ 仙台北部工業用水道事業における濁度低減処理施設（令和2年度中に工事完了予定）。

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における姥ヶ懐調整池については、令和4年7月に供用開始予定である。

大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理に係る費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新費用を抑制した提案を求めるものとする。

このほか、今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がある。

⁶⁷ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

なお、施設の統廃合⁶⁸を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である。

4.1.4 下水汚泥の処理

運営権者は、阿武隈川下流流域下水道事業の県南浄化センターにおける汚泥燃料化施設の使用を前提とする必要はなく、応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを提案することができる。

なお、提案は必須ではなく、汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない。

4.1.5 指定廃棄物の管理⁶⁹

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における南部山浄水場敷地内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）に基づき指定された指定廃棄物（浄水発生土）が保管されている。本事業開始日以降においても、指定廃棄物の管理については、県が行うものとする。

4.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担

県及び運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業等において、その自主性及び創意工夫を発揮して義務事業及び附帯事業を行うこととされていること、並びに任意事業を広範に行うことができるとされていることに鑑み、実施契約等に特段の定めのない限り、本事業等に係るリスクは運営権者が負うものとする。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容の詳細については、実施契約書（案）に示す。

4.3 対象事業におけるサービスの水準

4.3.1 水道用水供給事業

運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものと

⁶⁸ 運営権設定対象施設外における施設の追加並びに運営権者の業務範囲を超える調整が必要な施設の追加及び変更（管路の工事等）を伴うものをいう。

⁶⁹ 運営権者は、県が引き続き使用する土地、建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて使用させるものとする。

する。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

4.3.2 工業用水道事業

運営権者は、県及び工業用水使用者と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、浄水供給している仙塩工業用水道事業及び濁度低減処理施設設置予定の仙台北部工業用水道事業について適切な水運用を実施するとともに、浄水施設の出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

4.3.3 流域下水道事業

運営権者は、県と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管路から県の流域幹線管路に流入した下水を円滑に処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

4.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う。また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。

なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

4.5 要求水準違反時のペナルティ

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、運営権者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。

運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、

県は運営権者に代わり、本事業等を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

4.6 保険

県は、運営権者に対し保険の付保を義務付けないが、運営権者は、その他に本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県へ通知するものとする。

4.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

4.7.1 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業等に関連して県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項⁷⁰に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、県は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う⁷¹。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業等の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

運営権者が本事業等の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

⁷⁰ 第26条第2項 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

⁷¹ 改正水道法施行後において、県が水道用水供給事業に係る運営権の譲渡を許可しようとするときは、水道法第31条により水道用水供給事業に準用される同第24条の11の規定に従い、事前に厚生労働大臣に協議してこれを行う。

4.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業等が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

運営権設定対象施設のうち主な施設を以下に示す。

5.1.1 水道用水供給事業

表 11 主な運営権設定対象施設の立地（水道用水供給事業）

区分		施設		立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	漆沢水系	取水・導水施設	門沢取水堰	左岸：加美郡加美町字門沢下窪 右岸：加美郡加美町字水芋屋敷
			芋沢沈砂池	加美郡加美町芋沢小土山
			芋沢沈砂池管理棟	加美郡加美町芋沢小土山
		浄水施設	麓山浄水場 ⁷²	加美郡加美町麓山
		送水施設	松山第二調整池	大崎市松山千石字与作松
			松山増圧ポンプ	大崎市松山千石字上林坊
			テレメータ室等	複数あるため、立地は別紙3に示す
			長谷地中継所	加美郡加美町原長谷
			小池ヶ平中継所	遠田郡涌谷町字下郡小池ヶ平
	南川水系	取水・導水施設	魚板取水堰	左岸：黒川郡大和町吉田字魚板 右岸：黒川郡大和町吉田字麓北
			南川沈砂池・南川取水ポンプ場	黒川郡大和町吉田字麓北
		浄水施設	中峰浄水場	黒川郡大和町吉田字中峯
		送水施設	テレメータ室等	複数あるため、立地は別紙3に示す

⁷² 濁度低減処理施設及び工水配水池を除く。

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水・導水施設	取水塔	刈田郡七ヶ宿町字大倉山
		導水口	白石市小原清水
		ガンド沢制御室	白石市福岡蔵本字神楽石
	浄水施設	南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山
	送水施設	高区調整池	仙台市太白区茂庭字馬越石
		低区調整池	白石市白川津田字大新田
		姥ヶ懐調整池 ⁷³	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山
		制御室等	複数あるため、立地は別紙3に示す
		テレメータ室	複数あるため、立地は別紙3に示す
		青麻山中継所	刈田郡蔵王町宮字青麻下山

⁷³ 令和4年7月供用開始予定の施設である。

5.1.2 工業用水道事業

表 12 主な運営権設定対象施設の立地（工業用水道事業）

区分	施設		立地
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水・導水施設	郷六取水口	仙台市青葉区郷六字龍沢
		郷六沈砂池	仙台市青葉区郷六字針金
	浄水施設	大槻浄水場	仙台市宮城野区大槻
	配水施設	鶴ヶ谷ポンプ場	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字金堀
		富谷配水池	富谷市穀田字土屋沢
		仙塩七北田川水管橋 流量計・濁度計	仙台市宮城野区福室
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水施設	熊野堂取水場	名取市高館熊野堂字五反田山
	配水施設	熊野堂配水池	名取市高館熊野堂字五反田山
		柳生弁室	名取市高館熊野堂飛島
		南・北幹線南側流量計	仙台市宮城野区港
		南・北幹線北側流量計	仙台市宮城野区港
		中野連絡ポンプ場	仙台市宮城野区中野
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）	浄水施設	濁度低減処理施設 ⁷⁴ ・工水配水池（麓山浄水場内）	加美郡加美町麓山
	配水施設	桔梗平配水池	黒川郡大衡村桔梗平

⁷⁴ 本事業開始日までに稼働予定の施設である。

5.1.3 流域下水道事業

表 13 主な運営権設定対象施設の立地（流域下水道事業）

区分	施設		立地
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	仙塩浄化センター	多賀城市大代
	排水施設	塩釜中継ポンプ場	塩竈市中の島
		流量計	複数あるため、立地は別紙 3 に示す
下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川
	排水施設	亘理ポンプ場	亘理郡亘理町荒浜字山神
		角田ポンプ場	角田市神次郎字中田
		名取ポンプ場	名取市杉ヶ袋高原
		大河原ポンプ場	柴田郡大河原町新東
		仙台ポンプ場	仙台市太白区四郎丸字昭和南
		丸森ポンプ場	伊具郡丸森町舘矢間舘山字巻河原
		流量計	複数あるため、立地は別紙 3 に示す
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産の一式（鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車車庫及び管路等を除く）	処理施設	鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新三ツ屋
	排水施設	松山第 1 中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野字薬師
		松山第 2 中継ポンプ場	大崎市松山長尾字富田上
		鹿島台中継ポンプ場	大崎市鹿島台広長字一盃清水東
		小牛田ポンプ場	遠田郡美里町青生
		三本木ポンプ場	大崎市三本木桑折

区分	施設		立地
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	大和浄化センター	黒川郡大和町鶴巣下草字作内田
	排水施設	海老沢ポンプ場	黒川郡大衡村大衡字古舘
		大郷ポンプ場	黒川郡大郷町中村
		大和・大衡ポンプ場	黒川郡大和町落合蒜袋字新田
		大和・富谷ポンプ場 ⁷⁵	黒川郡大和町もみじヶ丘
		流量計	複数あるため、立地は別紙 3 に示す

5.2 土地の使用に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条第 1 項第 1 号⁷⁶に規定する公有財産であり，財産の分類は同法第 238 条第 4 項⁷⁷に規定する行政財産にあたる。県は，運営権者が本事業用地の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み，運営権者に対して，公有財産貸付契約書に記載される条件で，本事業期間中は本事業用地を無償で利用できるようにする。

⁷⁵ 建物を除く。

⁷⁶ 第 238 条第 1 項第 1 号 この法律において「公有財産」とは，普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産（後略）

⁷⁷ 第 238 条第 4 項 行政財産とは，普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産をいい，普通財産とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

6.1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業等
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び収受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保（モニタリング等）
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

6.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、必要に応じて（仮称）経営審査委員会に意見を求めた上でこれを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

6.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

7.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業等の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業等の引継ぎを行う義務を負うものとし、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用及び本事業等に係る運営権者が所有する資産等については、2.1.8 - 4) - ③及び④と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容の詳細については、実施契約書（案）に示す。

7.2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業等の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとする。

8.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業等を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業等は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり，多様な資金調達上の工夫の一環として，応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において，応募者が，株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき，株式会社民間資金等活用事業推進機構は，当該応募者のコンソーシアム構成員に該当しないものとし，応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお，県は同機構の出融資を確約するものではなく，同機構の出融資の詳細，条件等については，応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

8.3 その他の措置及び支援に関する事項

県は，運営権者が本事業等を実施するにあたり，必要な許認可等について協力する。また，法令の改正等により，その他の支援が適用される可能性がある場合は，県及び運営権者で協議する。

第9. 本事業等に関連する事項

9.1 募集要項等の修正

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、県は募集要項等を修正し改訂版を公表する。

9.2 情報提供

本事業等に関する情報提供は、以下のホームページ等を通じて適宜行う。

県のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>

別紙 1 用語の定義

募集要項における用語	定義
経営	事業計画の作成，実施体制の確保，財務管理，利用料金の収受，モニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
維持管理	要求水準（水量，水質等）を充足するように，対象施設の運転管理，保守点検，修繕及びこれらに付随する業務を行うこと。
運転管理	対象施設に係る要求水準を充足するように，対象施設で安定的な水処理等を行うほか，日常点検，水質検査等を行うこと。
保守点検	対象施設の機能を保持するために，消耗品や部品の交換，定期点検等を行うこと。
修繕	老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として，対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う工事その他の行為のこと（更新は伴わない）。
改築	更新又は長寿命化により所定の耐用年数を新たに確保すること及び附帯事業に関して附設を行うこと。
更新	対象施設の機能を確保するため，既存の設備を新たに取り替えること。義務事業の実施に必要な設備を導入すること。
長寿命化	設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
附設	附帯事業の実施に必要な施設を導入すること。
設置	任意事業の実施に必要な施設を導入すること。

別紙2 PFI法等における用語と本事業等における用語の関係性

P F I 法及び運営権ガイドライン における用語			募集要項における用語	
運営等	運営		経営	
			維持管理	運転管理
				保守点検
	維持管理	修繕	修繕	
		資本的支出	改築	更新
				長寿命化
		附設		
建設・改修			設置	

別紙 3 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

1. 水道用水供給事業

区分		施設			立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	小野田 高区受水テレメータ室	加美郡加美町字麓山
				小野田 低区受水テレメータ室	加美郡加美町字南小路
				小野田 低区受水流量計室	加美郡加美町字南小路
				中新田 受水テレメータ室	加美郡加美町米泉字西野
				古川 第 1 受水テレメータ室	大崎市古川大崎字天望
				松山 第 1 受水テレメータ室	大崎市松山千石字本丸
				鹿島台 受水テレメータ室	大崎市鹿島台平渡字鷹待嶽
				南郷 受水テレメータ室	大崎市鹿島台木間塚字柿ノ木平
				涌谷 受水テレメータ室	遠田郡涌谷町涌谷字八幡山
				小牛田 受水テレメータ室	遠田郡美里町北浦字蜂谷森
				田尻・瀬峰 高清水受水テレメータ室	大崎市田尻小塩字伝々山
				田尻・瀬峰 高清水受水流量計室	大崎市田尻小塩字伝々山
				三本木 受水テレメータ室	大崎市三本木字白板
				大衡 受水テレメータ室	黒川郡大衡村駒場字戸口
				第 1 幹線テレメータ室	加美郡加美町米泉字田川
				第 1 幹線流量計室	加美郡加美町米泉字高田原
				中新田 分岐流量計室	加美郡加美町米泉字田川
				第 2 幹線テレメータ室	加美郡加美町字矢越
				第 2 幹線流量計室	加美郡加美町字矢越
				古川 第一分岐流量計室	加美郡加美町字矢越
				第 3・4 幹線テレメータ室	大崎市古川中沢字中沖上
				第 3 幹線流量計室	大崎市古川中沢字中沖上
				第 4 幹線流量計室	大崎市古川中沢字中沖上
				第 5 幹線テレメータ室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第 5 幹線流量計室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				三本木 分岐流量計室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第 6 幹線テレメータ室	大崎市松山千石字極楽橋
				第 6 幹線流量計室	大崎市松山千石字極楽橋
				松山 分岐流量計室	大崎市松山千石字極楽橋
				第 7・8 幹線テレメータ室	大崎市松山千石字鷹ノ橋

区分		施設			立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	第7幹線流量計室	大崎市松山千石字鷹ノ橋
				第8幹線流量計室	大崎市松山千石字大橋
				第9幹線テレメータ室	大崎市松山字五輪崎
				第9幹線流量計室	大崎市松山字五輪崎
				鹿島台分岐流量計室	大崎市鹿島台船越山野町
				南郷分岐流量計室	大崎市鹿島台船越沢
				第10幹線テレメータ室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				第10幹線流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				小牛田分岐流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				大衡・大和分岐テレメータ室	黒川郡大衡村大衡字北原
				大衡分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木
				大和分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木
	南川水系	送水施設	テレメータ室等	大和受水テレメータ室	黒川郡大和町吉田字中峰
				富谷受水テレメータ室	富谷市二ノ関館山
				富谷幹線流量計室	富谷市二ノ関
				大郷受水テレメータ室	黒川郡大郷町中村字屋敷前
				大郷幹線流量計室	黒川郡大郷町中村屋敷前
				松島受水テレメータ室	宮城郡松島町初原字欠田

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	送水施設	制御室等	檜原制御室（高区制御室）
			白石市福岡長袋字檜原山
			宮制御室
			刈田郡蔵王町宮字明神裏
			矢附制御室
			刈田郡大字矢附字鉢附
			小村崎制御室
			刈田郡蔵王町大字小村崎字上葉の木沢
			足立制御室
			柴田郡村田町足立西中久保
			中沖制御室
			仙台市太白区坪沼南
			塩の瀬制御室
			仙台市太白区坪沼字塩ノ瀬
			茂庭制御室
			仙台市太白区茂庭台
			折立制御室
			仙台市青葉区茂庭寺下
			郷六制御室
			仙台市青葉区郷六字葛岡
			長命ヶ丘制御室
			仙台市泉区上谷刈字立脇
			寺岡制御室
			仙台市泉区根白石紫山
			松森制御室
			仙台市泉区松森字刺松
			森郷制御室
			宮城郡利府町森郷字町頭
			山根制御室（低区制御室）
			白石市福岡長袋字山根入
			大谷制御室
			柴田郡大河原町大谷字後田
			船岡制御室
			柴田郡柴田町船岡新栄
			中谷地制御室
			岩沼市南長谷中谷地
			祝田制御室
			亶理郡亶理町字祝田
			長岡制御室
			岩沼市大字長岡字雲井
			東足立制御室
			柴田郡村田町大字足立字岫
			姥ヶ懐トンネル流量計
			岩沼市志賀字大畑地内
	テレメータ室	蔵王テレメータ室	刈田郡蔵王町大字円田字上桔梗
			村田西原テレメータ室
			柴田郡村田町大字村田字西原
			仙台芋沢テレメータ室
			仙台市青葉区芋沢横向山
			仙台国見テレメータ室
			仙台市青葉区国見
			仙台中山テレメータ室
			仙台市泉区南中山（南中山配水池）
			富谷テレメータ室
			富谷市富谷大清水上
			利府森郷テレメータ室
			宮城郡利府町森郷字名古曽
			多賀城テレメータ室
			宮城郡利府町森郷字大窪南（森郷配水池）
			七ヶ浜テレメータ室
			宮城郡七ヶ浜町花淵浜大日堂（君が丘配水池）
			塩釜テレメータ室
			塩竈市伊保石（梅の宮浄水場）
			松島テレメータ室
			宮城郡松島町桜渡戸字土井下（桜渡戸配水池）
			白石内田前テレメータ室
			白石市大平森合字内田前
			大河原金ヶ瀬テレメータ室
			柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部
			角田江尻テレメータ室
			角田市江尻字寺前（角田江尻浄水場）
			柴田船迫テレメータ室
			柴田郡柴田町大字本船迫字沢田
			岩沼テレメータ室
			岩沼市南長谷字山小屋
			名取テレメータ室
			名取市愛島塩手岩沢
			亶理逢隈テレメータ室
			亶理郡亶理町逢隈下郡八ツ入（大森山配水池）
			山元山寺テレメータ室
			亶理郡山元町山寺字新山

2. 流域下水道事業

区分	施設		立地
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市鶴ヶ谷
			No.3 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市高崎字水入
			No.4 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市大代
			No.5 流量計(七北田川左岸幹線)
			仙台市宮城野区岩切字小児
			No.10 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市鶴ヶ谷
			No.15 流量計(七北田川左岸幹線)
			仙台市泉区松森字台
			No.17 流量計(七北田川左岸幹線)
			仙台市宮城野区岩切字台屋敷
			No.19 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市中央
			No.20 流量計(七北田川左岸幹線)
			仙台市泉区市名坂
			No.21 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市南宮字八幡
			No.22 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市南宮字庚申
			No.24 流量計(七北田川左岸幹線)
			多賀城市市川字立石
			No.9 流量計(七ヶ浜幹線)
			多賀城市大代
			No.16 流量計(七ヶ浜幹線)
			宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字北遠山
			No.2 流量計(塩釜幹線)
			多賀城市大代
			No.13 流量計(仙台幹線)
			多賀城市栄
			No.14 流量計(仙台幹線)
			仙台市宮城野区中野字新沼
			No.18 流量計(仙台幹線)
			多賀城市町前
			No.6 流量計(多賀城幹線)
			多賀城市中央
			No.11 流量計(多賀城幹線)
			多賀城市留ヶ谷
			No.7 流量計(利府幹線)
			宮城郡利府町神谷沢新江刈
			No.8 流量計(利府幹線)
			宮城郡利府町神谷沢新江刈
			No.12 流量計(利府幹線)
			宮城郡利府町飯土井字長者前
			No.23 流量計(利府幹線)
			宮城郡利府町神谷沢新江刈

区分	施設			立地
下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	阿武隈川幹線第 1-1 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字西台前
			阿武隈川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字雨沼裏
			阿武隈川幹線第 2 流量計	伊具郡丸森町大字館矢間木沼字水門
			大河原幹線流量計	柴田郡大河原町大谷字保料前
			白石川幹線第 1-1 流量計	柴田郡村田町大字沼辺字立石
			白石川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町北船岡
			白石川幹線第 2 流量計	刈田郡蔵王町宮字櫛林
			白石川幹線第 3 流量計	刈田郡蔵王町字一本松東
			村田幹線流量計	柴田郡大河原町字小島
			蔵王幹線流量計	刈田郡蔵王町塩沢
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字作内田
			No.2 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字十文字
			No.3 流量計	黒川郡大和町吉岡字南白鳥
			No.4 流量計	黒川郡大和町落合松坂字附ノ川
			No.6 流量計	黒川郡大和町鶴巢字北目大崎
			No.10 流量計	黒川郡大和町落合

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

優先交渉権者選定基準

令和 2 年 12 月 24 日改訂版

宮城県

【目次】

第 1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ及び考え方	1
1.1 優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
1.2 評価の基本的な考え方	1
第 2. 優先交渉権者選定の方法	2
2.1 選定方法の概要.....	2
2.2 優先交渉権者選定の体制.....	2
第 3. 審査の手順	3
第 4. 第一次審査	4
第 5. 第二次審査	5
5.1 提案審査の実施.....	5
5.2 提案審査における審査及び評価.....	5
5.2.1 提案項目等	5
5.2.2 評価における得点化の方法.....	5
5.2.3 下水道事業に係る改築費用の得点の計算方法.....	6
5.2.4 運営権者提案額の得点の計算方法	6
5.2.5 調査基準額を下回った場合における調査の実施	7
5.2.6 任意事業の考え方及び提案.....	7
第 6. 優先交渉権者等の選定.....	7
別紙 1 提案項目ごとの評価基準及び留意事項	

第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ及び考え方

1.1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準」（以下「本基準」という。）は、県が、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、募集要項と一体である。

募集要項において定義されている用語は、本基準において別段の規定がない限り、本基準においても同じ意味を有するものとする。

1.2 評価の基本的な考え方

県は、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理のみならず、民間事業者における新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションにより、効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民等及び地域に対して新たな価値を創出し、加えてその知見及び知識の活用が全国の課題解決の一つのモデルとなることを期待している。このため、これらの実現が期待できる提案を評価するものとする。

第2. 優先交渉権者選定の方法

2.1 選定方法の概要

本事業等では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合がある。このため、P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式により、提案を総合的に評価するものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を確認する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業方針等について審査及び評価等を行う「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

提案書類では、事業者名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。応募者以外の協力会社の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。また、以下に示す委員会に対しては、応募者の名称は通知しない。

2.2 優先交渉権者選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、P F I 法第 11 条第 1 項に規定する客観的な評価を行うため、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成 19 年宮城県条例第 14 号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会の委員の具体的な名称は募集要項に記載のとおりである。

県は、委員会における審査及び評価等の答申を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3. 審査の手順

審査は、以下の手順で実施する。

なお、各審査の結果については、応募者へ個別に通知するほか、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果とその講評を県のホームページにおいて公表する。

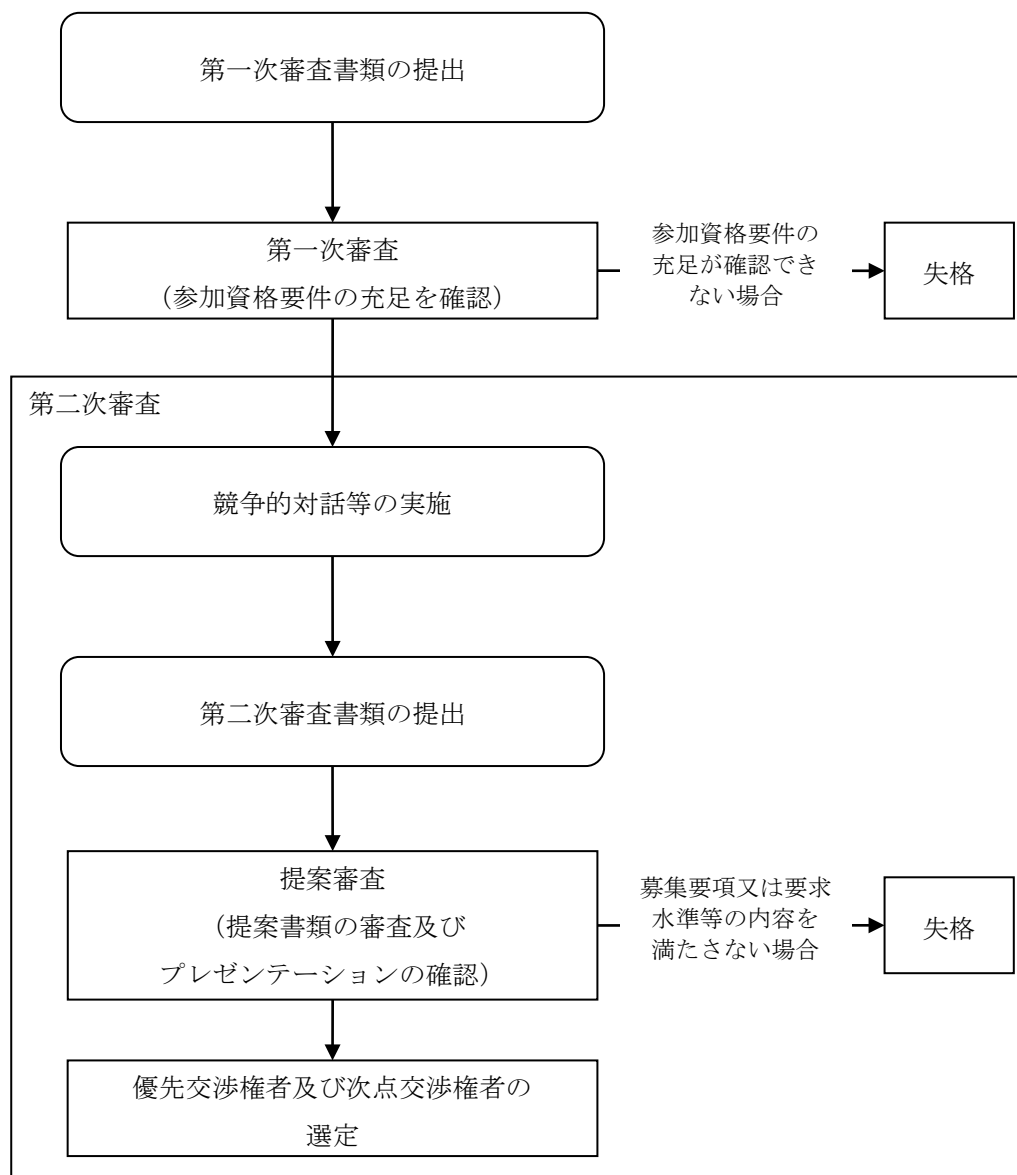


図 1 審査の手順

第4. 第一次審査

応募者は、様式集及び記載要領の内容に従い、第一次審査書類を作成する。県は、応募者が提出した第一次審査書類について、募集要項に示す参加資格要件の充足を確認し、参加資格要件の充足が確認できない応募者は失格とする。県は、第一次審査の結果を委員会に報告する。

なお、第一次審査書類には、確認事項を証明するために必要な添付資料を含むものとする。

表 1 第一次審査の確認事項

確認事項	必要書類
応募者の構成	様式 3-1/3-2 参加表明書 様式 3-3/3-4 応募者の名称等 添付資料 会社概要等
応募企業又はコンソーシアム 構成員に共通の参加資格	様式 4-2 参加資格確認申請書
応募企業又はコンソーシアム 構成員に求められる実績要件	様式 4-5 実績に関する書類 添付資料 内容を証明するために必要な資料
応募企業又は代表企業に求め られる要件	様式 4-6 資本金に関する誓約書 添付資料 資本金が確認できる資料

第5. 第二次審査

第二次審査は、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）から提出された第二次審査書類を審査及び評価を行った上で、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査の具体的な内容は以下のとおりである。

5.1 提案審査の実施

第二次審査参加者は、県との競争的対話を経た上で、様式集及び記載要領の内容に従い、第二次審査書類を作成する。委員会は、第二次審査参加者が提案する本事業等に関する具体的な事業方針等が適切なものとなっているかについて、第二次審査書類に含まれる提案審査書類及び委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を基に審査及び別紙 1 に基づく評価を行う。

5.2 提案審査における審査及び評価

5.2.1 提案項目等

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領並びに別紙 1 の内容に従い、提案審査書類を作成する。

なお、提案審査書類における記載上の留意事項、提案項目、記載必須項目及び評価基準は、別紙 1 に記載のとおりである。

5.2.2 評価における得点化の方法

得点化の方法及び評価基準は、表 2 及び別紙 1 に記載のとおりである。

委員が審査を行うに当たっては、提案項目ごとに評価基準に挙げた事項を考慮し、その提案の評価に応じた得点を与える。評価基準は「標準未満」、「標準」、「良」、「優」とし、「標準」及び「良」の評価基準を満たしたものは「良」を、「標準」、「良」及び「優」の評価基準を満たしたものを「優」と評価する。

なお、提案項目のうち、「標準未満」の評価を一つでも受けた第二次審査参加者は失格とする。

委員会は、提案項目ごとに委員の得点の平均点（以下「平均点」という。）を算出し、平均点を合計したものを委員会の得点結果とする。ただし、この得点の計算方法により算出された得点結果が同点となる第二次審査参加者がいる場合、流域下水道事業に係る改築費用の得点及び運営権者提案額の得点以外の提案項目の平均点を合計したものを委員会の参考得点結果とし、参考得点結果の優劣に従って順位を付ける。さらに、参考得点結果についても同点となった場合には、運営権者提案額の低い順に順位をつける。

なお、得点化の際は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

表 2 得点化の方法

評価	得点
優	配点×1.0
良	配点×0.8
標準（要求水準を満たしている）	配点×0.6
標準未満	－

5.2.3 下水道事業に係る改築費用の得点の計算方法

第二次審査参加者が提案する流域下水道事業に係る改築費用は、募集要項に示す流域下水道事業ごとの改築費用の上限額を上回らないものとし、流域下水道事業ごとの改築費用の上限額の合計額（以下「改築費用の上限額」という。）より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{配点} \times (\text{改築費用の上限額} - \text{改築費用提案額}) / (\text{改築費用の上限額} - \text{改築費用基準額})$$

第二次審査参加者が提案した流域下水道事業に係る改築費用において、改築費用提案額が県の設定した改築費用の基準額（以下「改築費用基準額」という。）を下回る場合であっても、流域下水道事業に係る改築費用の得点は5点を上限とする。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、改築費用基準額は公表しない。

5.2.4 運営権者提案額の得点の計算方法

第二次審査参加者が提案する運営権者提案額は、募集要項に示す9個別事業ごとの上限額を上回らないものとし、9個別事業ごとの提案上限額の合計額（以下「運営権者提案額の上限額」という。）より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{配点} \times (\text{運営権者提案額の上限額} - \text{運営権者提案額}) / (\text{運営権者提案額の上限額} - \text{運営権者提案額の基準額})$$

第二次審査参加者が提案した運営権者提案額において、運営権者提案額が県の設定した運営権者提案額の基準額を下回る場合であっても、運営権者提案額の得点は40点を上限とする。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、運営権者提案額の基準額は公表しない。

5.2.5 調査基準額を下回った場合における調査の実施

流域下水道事業に係る改築費用及び運営権者提案額の得点化に当たっては、流域下水道事業に係る改築費用及び運営権者提案額それぞれに対して、調査基準額を設定し、調査基準額を下回る第二次審査参加者の提案について、委員会は調査を実施する。調査においては、当該第二次審査参加者の提案書類から流域下水道事業に係る改築費用及び運営権者提案額の算定根拠を確認するほか、必要に応じて当該第二次審査参加者に追加資料（内訳書）の提出及びヒアリングを求めることがある。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、調査基準額は公表しない。

5.2.6 任意事業の考え方及び提案

任意事業は、義務事業・附帯事業との区分経理を求められているとおり、義務事業・附帯事業の範囲に含まれない事業である。任意事業の提案がある場合には、様式集及び記載要領に定める様式に記載すること。

なお、任意事業の提案は評価の対象としない。また、運営権者は任意事業について実施義務を負わないものとする。ただし、コスト削減等義務事業の効率的または効果的な運営に貢献する任意事業を提案する場合、運営権者が実施義務を負うことを条件に、当該事業を提案審査書類に記載することを妨げないものとする。

第6. 優先交渉権者等の選定

県は、委員会における審査及び評価等の答申を受けて、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

別紙 1 提案項目ごとの評価基準及び留意事項

【提案全体に係る留意点】

- 1) 書式や页数制限等の詳細について、様式集及び記載要領の内容に従い、提案審査書類を作成すること。
- 2) 各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。ただし、各提案項目に共通する施策については、任意の一項目に施策の内容を記載し、その他の項目においては当該記載箇所を参照することは妨げない。
- 3) 各提案項目において記載する施策が一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定するものである場合は、その旨を明記すること。なお、特段の条件なく実施する施策は、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定する施策よりも、これが高く評価されることに留意すること。
- 4) 提案審査書類の作成に当たっては、複数のシナリオを想定することを妨げるものではないが、各提案項目において目標値や具体的な施策を提案するに当たっては、提案審査書類全体を通じて採用する一のシナリオを特定・明示した上で、当該採用したシナリオに基づいて記載すること。
- 5) 応募者が提案する各提案項目の施策については、提案項目「1-1 本事業等の全体方針」及び「1-2 9 個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策」との対応関係を明確に示すこと。
- 6) 提案審査書類の得点化に当たっては、各項目の様式に記載された内容のみを評価の対象とし、他の項目に当該項目の内容を記載したとしても、二重に評価することとは行わない。
- 7) 協力会社とは、本事業等に関し、委託等される者を指す。
- 8) 実績及び資格等を証明するために必要な資料には、原則として契約書や証明書等の写しを含むものとし、提案項目となる施策等は記載しないこと。
- 9) 信頼性の高い根拠を基に提案審査書類を作成することとする。
- 10) 3 事業については、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の順に記載すること。
- 11) 9 個別事業については、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業の順に記載すること。

【別紙 1 に係る留意点】

- 1) 記載必須項目と留意事項の番号は対応関係にある。
- 2) 別紙においては、便宜的に 3 事業それぞれを上水、工水、下水と記載している。

提案項目		評価基準			記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
1. 全体事業方針（10 点）					
1-1 本事業等の全体方針（7 点）					
①20 年間にわたる 3 事業一体運営の全体方針	「標準」を満たしていない。	本事業等の特性や、基本運営方針の十分な理解を踏まえ、本事業等の全体方針が明記されている。また、各提案項目と整合している。	具体的な内容が提案されており、3 事業一体運営、イノベーション及び環境負荷低減に係る創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①3 事業一体運営のビジョンや経営戦略について記載するとともに、応募者が考える 3 事業一体運営の効果を明記し、その効果を最大限発揮するため方針を記載すること。 ①新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションに関する方針を記載すること。 ①環境負荷低減に関する方針を記載すること。 ①個別の施策や数値の記載は必要としない。 ①各提案項目における提案を結び付け，提案全体を貫くストーリーを記載すること。
1-2 9 個別事業ごとの現状分析，課題整理及び対応策（3 点）					
①本事業等に対する現状分析，課題整理及び対応策	「標準」を満たしていない。	分析及び課題整理が的確であり，課題を踏まえた対応策が明記されている。また，各提案項目と整合している。	対応策について，民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に，評価の対象とする。	①現状分析，課題整理及び対応策が，単に検討を羅列したものではなく，各提案項目と関連する内容となっていること。

提案項目		評価基準			記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
2. 事業実施体制（11 点）					
2-1 役割分担及び機関設計（3 点）					
①応募企業又はコンソーシアム構成員の果たす役割及び位置づけ，並びに出資構成 ②SPC組織図	「標準」を満たしていない。	本事業等の実施のために必要と考える実績やノウハウが示されており，SPCの事業実施体制がこれを確保するに足るものとなっている。 また，SPCの意思決定のプロセスが明記されており，ガバナンスの確保と意思決定の迅速化に配慮している。	効率的かつ効果的な新たな運営方法が示されており，民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に，評価の対象とする。	①SPC設立時及び本事業開始日における，出資者の議決権付株式及び無議決権株式の保有比率，並びに出資者ごとの出資額（資本金と資本準備金の合計額）を記載すること。また，応募企業又はコンソーシアム構成員の議決権比率については，合計を 100%とすること。
2-2 9 個別事業の遂行能力（3 点）					
①9 個別事業の事業実施体制図 ②業務責任者の専門的能力及び資格 ③協力会社との協業体制	「標準」を満たしていない。	9 個別事業ごとに，事業実施体制及び必要人員数が明記されており，必要な専門的能力及び資格を有する者が業務責任者として配置されている。 協力会社に業務の一部を委託等する場合は，委託業務の内容，業務の監督，指導体制が合理的である。	事業全体を俯瞰し，全体最適を目指した事業運営を行うために必要となる創意工夫が明記されている。 運転管理に従事するコンソーシアム構成員又は協力会社が，9 個別事業全てにおいて，同等以上の処理方式であり，かつ同一施設で連続して 3 年以上の実績を有する。	「良」を上回る提案があった場合に，評価の対象とする。	①運転管理に従事する者の実績として，9 個別事業ごとに各 1 件記載すること。 ①運転管理に従事するコンソーシアム構成員又は協力会社の運転管理業務の実績については，実績を証明するために必要な資料（仕様書，契約書及び履行が完了したことを示す資料を含むが，これらに限らない）を添付することとし，当該添付資料については頁数制限に含まない。 なお，日本以外の国又は地域の実績を記載する場合には，当該添付資料については原文書，日本語訳及び当該日本語訳が原文書の忠実な翻訳であることの証明（第三者が発行したものに限り）を含めること。 ②業務責任者の専門的能力及び資格については，内容を証明するために必要な資料を添付することとし，当該添付資料については頁数制限に含まない。

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
					③運転管理業務を委託等する場合には、受託者、請負者及びそれらの再委託先又は下請負先との協業体制及び各社の実績を本提案項目に記載すること。	
2-3 人員確保の確実性（3点）						
①9 個別事業の人員確保のための計画	「標準」を満たしていない。	本事業等の実施のための人員確保の確実性を確認できる計画となっている。 事業の運営に必要な人員の確保に関する目標が設定されている。	計画どおり事業開始日までに、人員の確保が進められるよう、複数の工夫が明記されている。 また、県職員の技術承継への協力やその工夫について明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①応募者が必要と考える人員を本事業等開始日までに確保する方法について、時系列に沿って具体的に記載すること。なお、県から運営権者への派遣職員については、人員確保のための計画に含めない。	
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績（2点）						
①上水道事業の実績 ②下水道事業の実績		募集要項 3.4.3①及び3.4.3②に記載された実績を有する。	左記の実績として、日本又は日本と同等水準以上の水質基準を有する国もしくは地域における実績を有する。	浄水場における運転管理業務を元請として、以下のいずれかの一つ以上を満たす実績を同一施設で連続して3年以上有する。 (a)平成22年度以降、日本国内の上水道事業において、処理能力日量20万立方メートル以上の急速ろ過方式 (b)平成22年度以降、	①②記載すべき実績の詳細は、以下のとおり。 施設名、事業方式、契約期間、処理能力、処理実績（日最大、日平均）、実施場所（国名・地域名）、処理方式、発注者、受注者、事業への参加形態、具体的な業務内容、契約金額 ①②共同企業体として受託した業務の実績は、業務の内容を考慮し、個別に判断する。該当する業績を記載する場合には、当該業務における自社の業務内容を明確に記載すること。 ①②上水及び下水それぞれ1件記載すること。ただし、評価基準の「優」に該当する実績として追加の記載が必要な場合は、当該実績について1件記載すること（最大3件）。	

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目		標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					日本国内の上水道事業又は工業用水道事業において、処理能力日量10万立方メートル以上の高速凝集沈殿方式	①②内容を証明するために必要な資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。 ①②日本以外の国又は地域の実績を記載する場合には、内容を証明するために必要な資料（仕様書、契約書及び履行が完了したことを示す資料を含むが、これらに限らない）を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。また、当該添付資料については原文書、日本語訳及び当該日本語訳が原文書の忠実な翻訳であることの証明（第三者が発行したものに限る）を含めること。
3. 収支計画・資金調達方法（9点）						
3-1 収支計画（6点）						
①法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者提案額、貸借対照表（9個別事業を除く）、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） ②計画財務諸表における主要な前提条件 ③想定されるリスクへの対応方法		「標準」を満たしていない。	法人の計画財務諸表と9個別事業ごとの計画財務諸表が整合している。想定されるリスクへの対応方法（保険等）が明確に示されており、資金調達や改築・修繕等の施策と整合している。	下水の改築実施時期が平準化される等、財務的安定性に配慮している。想定されるリスクへの対応方法に関する工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①収支計画は各年度の計画値を記載するものとし、金額単位は千円とする。 ①様式集及び記載要領において個別掲記している項目は必ず記載するものとし、その他の項目を任意で追加することは妨げない。 ①②収支計画の内容は、他の提案項目と整合的であり、また、その内容が現実的かつ合理的であるものとする。なお、収支計画は実施契約上の義務を構成するものではなく、運営権者が計画を実現することができなかった場合であっても、実施契約違反とはしない。 ①②9個別事業の収支計画の提案においては、法人に係る共通経費及び公租公課等について、原則として運営権者が収受する料金の事業期間総額に占める9個別事業の比率で配賦した後の金額を記載することとするが、費用の発生実態を反映した合理的方法及びその配賦根

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目		標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
						拠を別途明記した場合には、他の配賦方法を用いることも差し支えない。 ①②事業報酬の額については、合理的に説明でき、妥当な水準であること。 ①②大崎広域水道用水供給事業と仙台北部工業用水道事業の共用資産に関する項目については、提案作成の便宜上、すべて大崎広域水道用水供給事業に計上すること。 ③想定されるリスクへの対応方法（保険等）の提案においては、各リスクへの対応方法を具体的に記載するとともに、保険の付保による対応を想定している場合はその内容、免責金額及び免責となる事項への対応方法についても記載すること。また、保険に代わるリスクへの対応方法を提案する場合も、本提案項目において提案すること。
3-2 資金調達方法（3点）						
①資金調達方法 ②資金調達の確実性		「標準」を満たしていない。	応募企業又はコンソーシアム構成員からの出資や金融機関等からの借入等が具体的かつ十分であり、安定性や継続性を保つための資金調達方法であるか確認する。資金調達方法について、客観的に確実性が認められる。	複数の資金調達先を確保する等、資金調達の安定性及び継続性を確保するための工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）を明確に記載すること。 ②資金調達については、融資確約書等の添付等、その調達の確実性について証明する資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。

提案項目		評価基準			記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
4. 水質管理（22 点）					
4-1 上水の水質管理（10 点）					
①法定基準及び県基準を遵守する水質管理計画 ②水質試験及び監視の体制 ③水質異常の防止に向けた管理	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、体制及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。追加提案においては、水質実績を踏まえた管理目標値設定が含まれている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①季節変動を含む原水水質の変化や施設の特性等を考慮した計画を事業別に記載すること。 ①水質管理計画として、以下の項目について記載すること。 高濁度・かび臭・消毒副生成物等への対応、受水点における残留塩素の確保 ①現行の県の水質検査計画と整合を図ること。 ①法定基準及び県基準を遵守するために、過去の水質検査実績値を十分考慮・反映した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②試験・監視位置、試験項目・頻度、従事職員の実績、精度管理、水質試験の委託先を記載すること。 ②試験結果のチェック体制、試験結果の保存・管理、試験結果の県への連絡体制（速報等）、異常値に対する再検査体制を記載すること。 ③原水における毒物、油等の監視方法及び水質事故を想定した訓練計画を記載すること。
4-2 工水の水質管理（2 点）					
①水質基準及び施設特性を考慮した水質管理計画 ②水質試験及び監視の体制 ③水質異常の防止に向けた管理	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、体制及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①県基準及び施設の特性を考慮した計画を事業別に記載すること。 ①水質管理計画として、以下の項目について記載すること。 高濁度、pH異常への対応 ①仙塩工業用水道事業においては、県基準を遵守するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
						①仙台北部工業用水道事業においては、新設する濁度低減処理施設の重要性を十分考慮した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②試験・監視位置、試験項目・頻度、従事職員の実績、試験方法及び試験結果の管理を記載すること。 ③原水における毒物、油等の監視方法及び水質事故を想定した訓練計画を記載すること。
4-3 下水の水質管理（10 点）						
①法定基準及び県基準を遵守する水質管理計画 ②水質試験及び監視の体制 ③水質異常の防止に向けた管理	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、体制及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。		①水質基準及び施設の特性を考慮した計画を事業別に記載すること。 ①水質管理計画として、以下の項目について記載すること。 高負荷水への対応 ①法定基準及び県基準を遵守するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②試験・監視位置、試験項目・頻度、従事職員の実績、試験方法及び試験結果の管理を記載すること。 ③流入水における有害物質及び事業所排水の監視方法・体制、水質事故を想定した訓練計画を記載すること。

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
5. 運転管理・保守点検（22点）						
5-1 上水の運転管理及び保守点検（10点）						
①取水から受水地点までの 運転管理計画 ②浄水施設及び排水処理施設 の運転管理方法 ③事業期間全体の保守点検 計画	「標準」を満たして いない。	要求水準を充足する ための計画，人員配置 及び管理方法が具体 的に明記されている。	現行体制以上となる 追加提案があり，具 体的かつ効果的と認 められる。	イノベーションに関 する取組が盛り込ま れており，具体的かつ 効果的で実現可能性 があると認められる。	①取水から受水地点までの施設特性を考慮した運 転管理計画を事業別に記載すること。 ①安定的な水道水の供給を確保するために，運営 権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②電力，薬品，燃料の調達・管理方法及び品質・ 規格等について記載すること。 ②季節変動を含む原水水質の変化や施設特性を考 慮した効率的な浄水施設及び排水処理施設の運 転管理方法を事業別に記載すること。 ②各浄水場の制御・監視システムを踏まえた運転 監視体制，従事職員の実績，人員配置を記載す ること。なお，配置人員数については，その根 拠を記載すること。 ②浄水発生土の適正処分及び有効利用に関する提 案を記載すること。 ③現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮し た保守点検方針を記載すること。 ③保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置を 記載すること。なお，保守点検の頻度及び配置 人員数については，その根拠を記載すること。 ③保守点検結果の情報システム化や修繕・改築へ の活用方法を記載すること。 ③コンクリート構造物の法定点検内容，方法を記 載すること。 ③老朽化施設・設備については，具体的な保守点 検内容を記載すること。 ①②③新技術の開発・導入，創意工夫といったイ ノベーションに関する提案を行う場合に は，具体的に記載すること。	

提案項目		評価基準			記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
5-2 工水の運転管理及び保守点検（2点）					
①施設特性を考慮した運転管理計画 ②浄水施設及び排水処理施設の運転管理方法 ③事業期間全体の保守点検計画	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画，人員配置及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①取水から工業用水使用者受水点までの施設特性を考慮した運転管理計画を事業別に記載すること。 ①安定的な工業用水の供給を確保するために，運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②電力，薬品，燃料の調達・管理方法及び品質・規格等について記載すること。 ②水質基準，施設特性を考慮した効率的な浄水施設及び排水処理施設の運転管理方法を事業別に記載すること。 ②各浄水場等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制，従事職員の実績，人員配置を記載すること。なお，配置人員数については，その根拠を記載すること。 ②仙台北部工業用水道事業については，濁度低減処理施設の運転（水処理・排水処理）及び排水管理方法を記載すること。また，管理目標値を達成するための施策の提案があれば記載すること。 ②浄水発生土の適正処分及び有効利用に関する提案を記載すること。 ③現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針を記載すること。 ③保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置を記載すること。なお，保守点検の頻度及び配置人員数については，その根拠を記載すること。 ③保守点検結果の情報システム化や修繕・改築への活用方法を記載すること。 ③老朽化施設・設備については，具体的な保守点検内容を記載すること。 ①②③新技術の開発・導入，創意工夫といったイ

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
						ノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。
5-3 下水の運転管理及び保守点検（10点）						
①ポンプ場から放流先までの運転管理計画 ②水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理方法 ③大雨時の異常流入や施設事故時等における水処理能力確保に向けた施設運用 ④事業期間全体の保守点検計画	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画，人員配置及び管理・運用方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①流入から放流までの施設特性を考慮した運転管理計画を事業別に記載すること。 ①安定的な水処理を確保するために，運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②電力，薬品，燃料の調達・管理方法及び品質・規格について記載すること。 ②流入水の水量・負荷変動や施設特性を考慮した効率的な水処理施設及び汚泥焼却施設の運転管理方法を事業別に記載すること。 ②各処理施設等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制及び人員配置を記載すること。なお，配置人員数については，その根拠を記載すること。 ③大雨時の異常流入に対応した管路，ポンプ場及び浄化センターの施設運用及び溢水防止対策について記載すること。 ④現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針を記載すること。 ④保守点検の頻度，従事職員の実績，人員配置，保守体制を記載すること。なお，保守点検の頻度及び配置人員数については，その根拠を記載すること。 ④保守点検結果の情報システム化や修繕・改築への活用方法を記載すること。 ④老朽化施設・設備については，具体的な保守点検内容を記載すること。 ①②③④新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には，具体的に記載すること。 ③市町村の不明水削減に向けた支援について提案	

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
						することができる。
6. 改築・修繕等（42 点）						
6-1 改築・修繕方針（6 点）						
①事業期間全体の改築・修繕方針 ②9 個別事業の改築・修繕計画	「標準」を満たしていない。	現行計画と同程度である。	現行計画以上となる追加提案であり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①改築・修繕方針の提案は，3 事業ごとに記載すること。なお，提案があれば，3 事業一体での改築・修繕方針についても記載すること。 ①②保守点検及び健全度評価の結果を踏まえた合理的な改築・修繕計画とすること。 ①②1-1 の本事業等の全体方針及び1-2 の現状分析及び課題整理を踏まえ，新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションに関する提案がある場合は，その計画についても記載すること。 ①②本事業期間終了後も継続的に使用でき，運転・操作・管理が容易なシステム及び設備であること。 ②9 個別事業ごとに改築・修繕計画を記載すること。	
6-2 上水の改築・修繕（14 点）						
①主要設備に関する修繕内容 ②主要設備に関する改築内容	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行計画以上となる追加提案があり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①②主要設備は以下とする。 中央監視設備（遠方監視設備含む），取水設備，水処理設備，薬品注入設備，脱水機，受変電設備（非常用発電機含む），増圧ポンプ設備等 ①②中峰浄水場の改築・修繕費用を最小限とする延命化への取組を記載すること。 ①②受変電設備（非常用発電機含む）については，電力需要等を考慮した計画があれば記載すること。 ①②老朽化した施設及び設備の健全性確保と延命化を考慮した修繕・更新とすること。なお，県計画より延命化を図る場合は，本事業期間終了後も運営に支障とならない根拠を記載す	

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
						ること。 ①②上水の改築・修繕において，新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には，具体的に記載すること。 ①②浄水発生土のリサイクル率の向上やＣＯ２排出量削減等，環境負荷低減に資する改築に係る提案があれば記載すること。
6-3 工水の改築・修繕（2点）						
①主要設備に関する修繕内容 ②主要設備に関する改築内容	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行計画以上となる追加提案があり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①②主要設備は以下とする。 中央監視設備（遠方監視設備含む），取水設備，沈砂・排出設備，高速凝集沈殿池設備，薬品注入設備，脱水機，受変電設備（非常用発電機含む），送水ポンプ設備等 ①②受変電設備（非常用発電機含む）については，電力需要等を考慮した計画があれば記載すること。 ①②老朽化した施設及び設備の健全性確保と延命化を考慮した修繕・更新とすること。なお，県計画より延命化を図る場合は，本事業期間終了後も運営に支障とならない根拠を記載すること。 ①②工水の改築・修繕において，新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には，具体的に記載すること。 ①②浄水発生土のリサイクル率の向上やＣＯ２排出量削減等，環境負荷低減に資する改築に係る提案があれば記載すること。	

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
6-4 下水の改築・修繕（10点）						
①主要設備に関する修繕内容 ②主要設備に関する改築内容	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行計画以上となる追加提案があり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①②主要設備は以下とする。 中央監視設備（遠方監視設備含む），水処理設備，汚泥処理設備（焼却設備含む），受変電設備（非常用発電機含む）等 ①②老朽化した施設及び設備の健全性確保と延命化を考慮した修繕・更新とすること。なお，県計画より延命化を図る場合は，本事業期間終了後も運営に支障とならない根拠を記載すること。 ①②下水の改築・修繕において，新技術の開発・導入，創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には，具体的に記載すること。 ①②汚泥のリサイクル率の維持やCO2排出量削減等，環境負荷低減に資する改築に係る提案があれば記載すること。	
6-5 下水道事業に係る改築費用（5点）						
①4 流域事業の総改築費用		5.2.3 に示す計算式を基に得点化する。			①消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。	
6-6 健全度評価（5点）						
①健全度評価の実施頻度及び方法 ②健全度評価結果の管理，情報共有	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり，具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており，具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①施設健全性の維持・確保の考え方を記載すること。 ①実施時期，頻度，方法を記載すること。 ①②改築・修繕計画に反映できる内容となっていること。 ②評価結果の管理方法，県への報告や情報共有体制について記載すること。	

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
7. セルフモニタリング（8点）					
7-1 セルフモニタリングの体制等（5点）					
①セルフモニタリングの方針、体制及び方法	「標準」を満たしていない。	要求水準の充足状況を確認できると認められる。	KPIの設定等、県に対する報告を、効率的に行うための工夫があると認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①提案にあたっては、モニタリング基本計画の内容を踏まえて記載すること。 ①以下を記載すること。 ▶セルフモニタリングの方針 ▶セルフモニタリングの体制※ ▶セルフモニタリングの主な具体的項目と達成基準及びその選定根拠※ ▶主な具体的項目ごとのセルフモニタリングを行う頻度※ ▶セルフモニタリング結果を業務改善に役立てるための方法 ▶セルフモニタリング手法の見直しの検討の頻度 ※については、上水・工水・下水に分けて記載すること。
7-2 情報公開（3点）					
①セルフモニタリング結果等の情報公開の方法及び内容	「標準」を満たしていない。	セルフモニタリング結果等、積極的に情報公開を行うものと認められる。	情報公開の方法及び内容がわかりやすさに配慮したものである。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①セルフモニタリング結果等の情報公開に係る方針、情報公開の方法、公開する情報、情報の更新の頻度を記載すること。
8. 危機管理（10点）					
8-1 災害時における対応（5点）					
①地震、津波、火山噴火が発生した場合の対応手順・体制 ②大雨時の対応手順・体制	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための手順及び体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①②各災害における対応手順及び体制は、地震（上水・工水・下水）、津波（下水）、火山噴火による降灰（蔵王山を想定とすること）（上水）、大雨（下水）に分けて記載すること。 ①地震（上水・工水）は、導水・送水・配水管の漏水等に関する監視、県への連絡及び協力体制を記載すること。 ①②各災害における3事業間のバックアップ体制等についても記載すること。

提案項目		評価基準				記載上の留意事項
記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
						②洪水時の県への連絡及び支援体制についても記載すること。
8-2 事故時における対応（3点）						
①水質事故時の対応手順・連絡体制 ②浄水処理施設、水処理施設の事故時の対応手順・連絡体制等（設備故障等含む）	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための手順及び体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。		①②3 事業ごとに施設特性を考慮して記載すること。 ①上水・工水は、原水（毒物、油等）及び浄水（基準値超過等）の水質事故について記載すること。 ①下水は、有害物質の流入等の水質事故について記載すること。 ②上水は、塩素漏洩事故について記載すること。 ②上水・工水は、送水量・配水量の確保に向けた施設運用について記載すること。
8-3 保安対策（2点）						
①本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安体制	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。		①3 事業ごとに、有人施設、無人施設に分類し、施設の機能及び立地特性を考慮して記載すること。
9. 事業継続措置（16点）						
9-1 事業継続性を確保するための対応策（8点）						
①事業継続性を確保するための財務面に関する施策	「標準」を満たしていない。	事業継続性を確保するために必要な資金の考え方及び資金ショート等のリスク対応策について、具体的に明記されている。	リスク対応策が具体的に複数明記されており、それぞれの対応策について、実行の確実性を証明する資料が添付されており、有効性が確認できる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。		①財務に対するインパクトを与える事象を想定し、整理分析すること。 ①運営権者の財務状況に過度なストレスが生じた場合の対策として、保険、金融機関によるコミットメントラインの設定等について記載すること。 ①応募企業又はコンソーシアム構成員による保証を想定する場合は提案の実効性を担保する仕組みを併せて提案すること。 ①内容を証明するために必要な資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	記載必須項目	標準未満 －	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	
9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法（8点）					
①事業継続が困難となった場合の移行施策及び体制	「標準」を満たしていない。	事業継続が困難となった場合における移行方法について、適切であるか確認する。	業務の移行が円滑に行われる創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①事業全体の移行について、具体的な手順、役割、責任分担を時系列にまとめて記載すること。 ①運転管理業務の移行について、具体的な手順、役割、責任分担を時系列にまとめて記載すること。
10. 地域貢献（10点）					
10-1 地域経済に対する取組（7点）					
①地元企業の連携・協力及び地域人材の雇用	「標準」を満たしていない。	地元企業との連携・協力、地域人材の雇用について基本方針が明記されている。	委託等を含め、地元企業の本事業等の参画や、地域人材雇用について、具体的に明記されている。 地元企業や地域人材技術力の継承が適切に行われる体制が構築されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①企業数や雇用する地域人材の人数の羅列にとどまらず、本事業等における地元企業及び地域人材の役割を記載すること。 ①3事業ごとに分けて、地元企業及び地域人材への技術の継承について記載すること。
10-2 県民等の理解醸成方針・施策（3点）					
①広報活動の方針・施策	「標準」を満たしていない。	県民等の本事業等への理解醸成に資する方針及び施策が明記されている。	県民等の本事業等への理解醸成に資する施策の内容に民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。	①広報活動の施策の内容及び実施頻度を記載すること。 ①施策に係る費用を記載すること。
11. 運営権者提案額（40点）					
11-1 運営権者提案額（40点）					
①運営権者提案額		5.2.4に示す計算式を基に得点化する。			①運営権者提案額の提案においては、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。 ①有価物の売却収入は、運営権者提案額を構成する廃棄物処理費の控除項目とすること。

**宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)**

モニタリング基本計画書

令和3年12月6日

宮城県

【 目 次 】

第 1. 総論.....	1
1.1 モニタリング基本計画の位置づけと目的.....	1
1.2 モニタリングの基本的な考え方.....	1
1.3 モニタリングの体制.....	1
1.4 三段階モニタリングと各種モニタリング計画の関係.....	2
1.5 モニタリングの対象業務.....	3
1.6 モニタリングに要する費用負担.....	3
1.7 モニタリング実施計画書の変更.....	3
1.8 モニタリング結果の公表.....	4
第 2. モニタリングの実施方法.....	5
2.1 各事業におけるモニタリングの基本的な考え方.....	5
2.1.1 義務事業.....	5
2.1.2 附帯事業.....	7
2.1.3 任意事業.....	7
2.2 モニタリング方法.....	7
2.2.1 書類による確認.....	8
2.2.2 会議体による確認.....	22
2.2.3 現地における確認.....	23
第 3. 契約内容の遵守状況に応じた措置.....	24
3.1 契約内容の遵守状況に応じた措置.....	24
3.1.1 措置.....	24
3.1.2 要求水準違反違約金.....	26
3.1.3 契約解除.....	27
第 4. 事業終了時のモニタリング.....	28
4.1 基本的な考え方.....	28
4.2 モニタリング方法.....	28
4.2.1 書類による確認.....	28
4.2.2 会議体による確認.....	28
4.2.3 現地における確認.....	28

第1. 総論

1.1 モニタリング基本計画の位置づけと目的

本モニタリング基本計画書は、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）の実施期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき選定された運営権者が、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）に定められた業務を確実に遂行し、かつ、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準を安定的に遵守すること（以下「実施契約等の履行」という。）を確認するための基本的な考え方及び内容を示すものである。

1.2 モニタリングの基本的な考え方

モニタリングは、①運営権者によるセルフモニタリング、②宮城県（以下「県」という。）によるモニタリング及び③経営審査委員会によるモニタリングからなる三段階モニタリングにより、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保する。

具体的には、運営権者は、県が設定した要求水準を遵守する運営方法を、自らの責任と判断において設定し、事業を運営する。運営権者はセルフモニタリングを行い、県にその結果を報告する。県及び経営審査委員会¹は、要求水準の遵守状況をモニタリングし、結果を運営権者にフィードバックして、運営権者は必要に応じて運営方法の見直しを行う。

1.3 モニタリングの体制

モニタリングは、運営権者によるセルフモニタリング、県によるモニタリング及び経営審査委員会によるモニタリングの三段階により構成される。

① 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、要求水準を遵守するため、自らが作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき、本事業の運営状況が要求水準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを実施する。

② 県によるモニタリング

¹ 県の条例に基づく附属機関として設置された、外部専門家等から構成される本事業等のモニタリング等を行う委員会をいう。

県は、運営権者から提出された書面及び会議体において運営権者からの報告を受け、経営状況及び要求水準の達成状況について確認・監視を行う。また、県が必要と判断した場合は、県は現地確認や抜き打ち検査を実施する。

③ 経営審査委員会によるモニタリング

経営審査委員会は、運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視を行う。経営審査委員会は、本事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる。県及び運営権者は、経営審査委員会における意見を尊重して事業運営に当たる。

1.4 三段階モニタリングと各種モニタリング計画の関係

1) セルフモニタリング実施計画書

運営権者は、モニタリング基本計画書に基づき、セルフモニタリングに関する計画として、以下の事項等を定めたセルフモニタリング実施計画書を作成する。

なお、運営権者は、当該計画書の案を本事業開始予定日の 90 日前までに県に提出し、当該計画書の内容を本事業開始予定日の 30 日前までに確定するものとする。

- ① セルフモニタリングの概要
- ② セルフモニタリングの体制等
- ③ セルフモニタリングの実施手順
- ④ 要求水準違反があった場合の改善計画等
- ⑤ セルフモニタリング結果の情報公開

2) モニタリング実施計画書

県は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書を踏まえ、運営権者との実施契約締結後、運営権者と協議し、以下の事項等を定めたモニタリング実施計画書を作成する。

- ① モニタリングの体制等
- ② モニタリングの方法
- ③ モニタリングの内容
- ④ 契約内容の遵守状況に応じた措置

三段階モニタリングと各種モニタリング計画の関係を整理して、図 1-1 に示す。

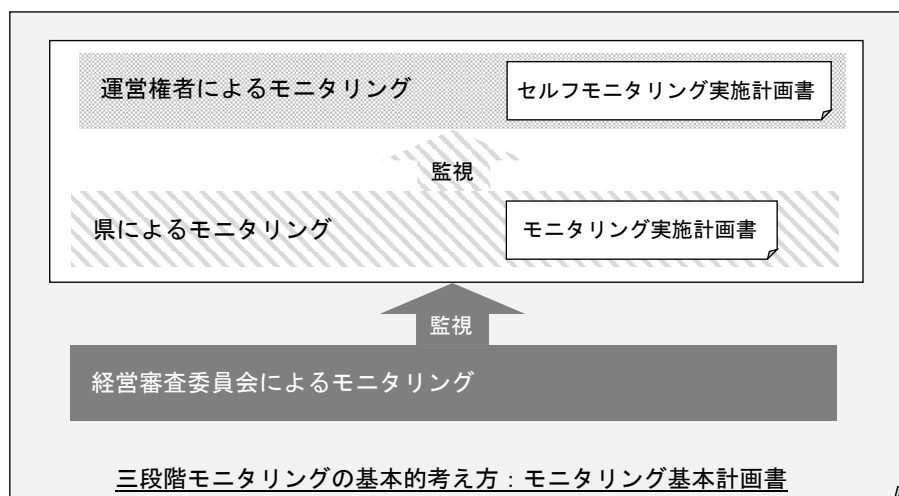


図 1-1 三段階モニタリングと各種モニタリング計画の関係

1.5 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下のとおりとする。

1) 義務事業

- ① 経営に関する業務
- ② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務
- ③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務
- ④ 本事業用地²及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務
- ⑤ 土地，建築物及び工作物等貸付業務
- ⑥ 関連業務

2) 附帯事業

3) 任意事業

1.6 モニタリングに要する費用負担

運営権者が行うセルフモニタリングに要する費用については，運営権者が負担する。

県が行うモニタリング及び経営審査委員会に要する費用については，県が負担する。

1.7 モニタリング実施計画書の変更

県は，以下の事由によりモニタリング実施計画書に変更の必要が生じた場合，適時計画の変更を行う。

- ① 実施契約が変更された場合

² 運営権設定対象施設が立地する土地をいう。

- ② 要求水準書が変更された場合
- ③ その他，業務内容の変更等によりモニタリング実施計画書の変更が必要となった場合

1.8 モニタリング結果の公表

県及び経営審査委員会が実施したモニタリング結果について，県は県ホームページにおいて公表する³。運営権者は県の公表に協力するものとする。

³ 県の情報公開条例に基づき，運営権者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ，特許等）を除き，適切に情報公開する。

第2. モニタリングの実施方法

2.1 各事業におけるモニタリングの基本的な考え方

2.1.1 義務事業

① 経営に関する業務

経営に関する業務のモニタリングでは、本事業等が、健全な経営を確保するための要求水準を満たしているか等、運営権者がセルフモニタリングを行い、県に報告する。

県は、運営権者の提出する報告書等各書類の内容が要求水準を満たしているか、適切かつ確実な業務運営が行われているかを書面にて確認するほか、会議体にて、直接、運営権者から確認するとともに、県が必要と判断した場合は、現地における確認を行う。

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 維持管理業務

維持管理業務は、a) 運転管理・水質管理業務と b) 保守点検・修繕業務から構成される。

a) 運転管理・水質管理業務

運営権者は、各業務の履行について中期、年間及び月間運転管理・水質管理計画書、セルフモニタリング実施計画書を作成し、これらの計画に基づき、業務の実施に当たる。

運営権者は、水質試験等の業務の結果作成する各書類及び実際の運転管理・水質管理状況を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、年間及び月間運転管理・水質管理報告書を作成し、県に提出する。上工下水道水質に関するモニタリングは、安全な水質確保達成のために必要な各業務が要求水準を満たすようセルフモニタリングを実施するとともに、要求水準確認結果を含むセルフモニタリング結果報告書を作成し、県に提出し確認を受ける。県は、書類、実際の運転管理・水質管理状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。また、上水道では、県は、書類、実際の運転管理・水質管理状況に加え、受水地点における水質検査を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

なお、県は、運転管理・水質管理業務の品質確保のために必要と判断した場合は、現地における運転管理・水質管理状況の確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

b) 保守点検・修繕業務

運営権者は、各業務の履行について中期、年間及び月間保守点検・修繕計画書、セルフモニタリング実施計画書を作成し、これらの計画に基づき、業務の実施に当たる。

運営権者は、保守点検・修繕業務の結果作成する各書類及び実際の保守点検・修繕状況を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、年間及び月間保守点検・修繕報告書を作成し、県に提出する。

県は、各書類及び実際の保守点検・修繕の状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

なお、県は、保守点検・修繕業務の品質確保のために必要と判断した場合は、現地における保守点検・修繕状況の確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

B) 改築業務

運営権者は、料金期間ごとに、改築計画書を作成し、県の承認を受ける。また、設計完了時には改築ごとに設計図書を作成し、県の承認を受ける。工事完成時には改築計画書及びセルフモニタリング実施計画書に基づき、要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、完成届(工事)を県に提出する。

県は、設計図書を基に、要求水準を満たしているかどうかの確認を行う。

なお、県は、改築設備の品質・性能確保のために必要と判断した場合は、現地における施工状況の確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務

運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務のモニタリングは、運営権設定対象施設における維持管理業務のモニタリングと同様に行う。

④ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務

本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務のモニタリングは、本事業等のために必要な防犯対策及び環境保全のための各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかの確認を行う。モニタリングは、運営権者がセルフモニタリングし、各保守点検・修繕報告書に含めて、県に提出する。

⑤ 土地、建築物及び工作物等貸付業務

土地、建築物及び工作物等貸付業務のモニタリングは、各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかの確認を行う。

モニタリングは、運営権者がセルフモニタリングし、貸付業務報告書を県に提出する。

⑥ 関連業務

関連業務のモニタリングは、各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかの確認を行う。

モニタリングは、運営権者がセルフモニタリングし、関連業務報告書を県に提出する。

2.1.2 附帯事業

附帯事業は、その内容を応募者の提案に委ねることとしているが、義務事業の一環として、目的達成のために必要な各業務が適切に実施されているか、県は確認する。

附帯事業に係るモニタリングは、流域下水道事業における維持管理及び改築に係る業務のモニタリングと同様に行う。

2.1.3 任意事業

任意事業のモニタリングは、各事業が要求水準を満たして適切に実施されているかの確認を行う。

モニタリングは、運営権者がセルフモニタリングし、任意事業報告書を県に提出する。

任意事業のモニタリングは、運営権者が行うセルフモニタリングを基本として、県は運営権者が関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を実施しているかの確認等を行う。

2.2 モニタリング方法

モニタリング方法は、書類による確認、会議体による確認、現地による確認から構成される。

2.2.1 書類による確認

書類による確認については、以下に掲げる書類を基本とし、セルフモニタリング実施計画書において具体化する。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

運営権者は、経営の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-1 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-1 経営のモニタリングに係る書類

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	全体事業計画書	本事業開始予定日 30 日前まで	法人		○	・ 提案内容が確実に反映された事業計画か、提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。
	中期事業計画書	第 1 料金期間：本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降：当該料金期間開始年度の前事業年度末の 30 日前まで	法人及び 9 個別事業ごと		○	・ 全体事業計画書との整合性がとれていることを確認する。 ・ 第 1 料金期間分の事業計画については、提案内容が適切に反映され、かつ 3 事業全体と 9 個別事業の整合性がとれていることを確認する。 ・ 第 2 料金期間以降の事業計画については、事業実績に基づき、必要な見直しが反映されているか確認する。 ・ 事業計画に含まれる収支計画の妥当性についても確認する。
	年間事業計画書	本事業開始予定日 30 日前まで（以降、事業年度の前事業年度末 30 日前まで）	法人及び 9 個別事業ごと		○	・ 中期事業計画書との整合性がとれていることを確認する。
	宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）業務継続計画書（運営事業 BCP）	本事業開始予定日 90 日前から協議を開始し、本事業開始予定日 30 日前まで	法人及び 9 個別事業ごと		○	・ 運営事業 BCP が県の BCP と整合性がとれているか、緊急事態を見据えた事前対策、復旧・継続のための実施計画、緊急事態に備えた組織体制、人員の訓練を含むものとなっているかを確認する。

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	危機管理マニュアル	本事業開始予定日 30 日前まで	法人及び9 個別事業ごと		○	・ 危機管理マニュアルが、災害及び事故等発生時の対応手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順等を明確に記述されているか等を確認する。
	セルフモニタリング実施計画書	本事業開始予定日 30 日前まで	法人及び9 個別事業ごと	○		・ 運営権者との協議を踏まえ、モニタリング実施計画書を作成する。 ・ 県はセルフモニタリング実施計画書について、1.4 - 1)に記載の5 項目を含むものとなっているか等を確認する。
報告に関するもの	単体作成財務諸表 ・ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ・ 事業報告書 ・ 計算書類の附属明細書 ・ 事業報告書の附属明細書 ・ キャッシュ・フロー計算書 ⁴	事業年度末から 90 日以内	法人	○		・ 株主総会で、事業計画で想定されていない又は本事業等と関係のない契約や業務を承認していないか等、安定的な事業の継続を阻害する意思決定がなされていないかを確認する。 ・ 運営権者の経営状況を確認するとともに、監査意見に特段の問題がないかを確認する。
	連結作成財務諸表 ・ 連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表） ・ 連結キャッシュ・フロー計算書 ⁴	事業年度末から 90 日以内	法人	○		
	会計監査人による監査報告書	事業年度末から 90 日以内	法人	○		
	株主総会の議事録要旨	株主総会開催後 30 日以内	法人	○		
	9 個別事業の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁴ 及び個別注記表	事業年度末から 90 日以内	9 個別事業ごと	○		・ 9 個別事業については貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表の提出を受け、確認する。
	取締役会の議事録要旨	取締役会開催後 30 日以内	法人	○		・ 取締役会で、事業計画で想定されていない又は本事業等と関係のない契約や業務を承認していないか等、安定的な事業の継続を阻害する意思決定がなされていないかを確認する。

⁴ 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第8号）」に準拠して作成すること。

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
報告に関するもの	年間業務報告書	事業年度末から 90 日以内	法人及び9個別事業ごと	○		・ 書類の内容に矛盾がないか、要求水準を満たしているかを確認し、必要に応じて現地における確認を行う。 ・ 年間業務報告書において、年間事業計画と実績の差異分析、課題認識、次期以降の見通しが示されているか確認する。 ・ 半期業務報告書において、年間事業計画と実績の差異分析、課題認識、下半期の見通しが示されているか確認する。 ・ 法人全体について、要求水準 2.3 に示す財務数値及び財務指標の報告を四半期ごとに受け、異常値がないか等、確認する。 ・ 9 個別事業について、要求水準 2.3 に示す財務数値及び財務指標の報告を四半期ごとに受け、異常値がないか等、確認する。
	半期業務報告書	第2四半期末から 45 日以内	法人及び9個別事業ごと	○		
	四半期業務報告書	各四半期末から 45 日以内	法人及び9個別事業ごと	○		
	セルフモニタリング結果報告書	年間業務報告書提出時及び月末から 30 日以内	法人及び9個別事業ごと	○		

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 運転管理・水質管理業務

運営権者は、運転管理・水質管理業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-2 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-2 水道用水供給事業の運転管理・水質管理業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位 ⁵	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	中期運転管理・水質管理計画書	第 1 料金期間: 本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降: 当該料金期間開始年度の前事業年度末 30 日前まで	2 個別事業ごと		○	・ 県は、左記の書類の提出を受け、中期運転管理・水質管理計画書の内容が全体事業計画書と整合しているか、年間運転管理・水質管理計画書の内容が中期運転管理・水質管理計画書と整合しているか及び月間運転管理・水質管理計画書の内容が年間運転管理・水質管理計画書と整合しているか等を確認する。
	年間運転管理・水質管理計画書	本事業開始予定日 30 日前まで（以降、事業年度の前事業年度末 30 日前まで）			○	
	月間運転管理・水質管理計画書	各計画書に記載する業務の開始前まで		○		
報告に関するもの	年間運転管理・水質管理報告書	事業年度末から 30 日以内 （別途県が指定する事項については、事業年度末から 60 日以内）	2 個別事業ごと	○		・ 県は、左記の書類の提出を受け、運営権者が、水源状況の把握、原水水質の把握、浄水工程における的確な水質試験による浄水管理等により受水地点の水質水準を遵守できるように管理していることについてモニタリングする。 ・ 県は、左記の書類の提出を受け、運営権者が、運営権設定対象施設を適正に、かつ効率的・継続的に運転管理していることについてモニタリングする。
	月間運転管理・水質管理報告書	月間運転管理報告書：月末から 15 日以内 月間水質管理報告書：月末から 30 日以内		○		

b) 保守点検・修繕業務

運営権者は、保守点検・修繕業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-3 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

⁵ 2 個別事業ごととは、大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業のそれぞれについて、計画書又は報告書を作成することをいう。

表 2-3 水道用水供給事業の保守点検・修繕業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	中期保守点検・修繕計画書	第 1 料金期間：本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降：当該料金期間開始年度の前事業年度末 30 日前まで	2 個別事業ごと		○	・ 県は左記の書類の提出を受け、中期保守点検・修繕計画書の内容が全体事業計画書と整合しているか、年間保守点検・修繕計画書の内容が中期保守点検・修繕計画書と整合しているか及び月間保守点検・修繕計画書の内容が年間保守点検・修繕計画書と整合しているか等を確認する。
	年間保守点検・修繕計画書	本事業開始予定日 30 日前まで (以降、事業年度の前事業年度末 30 日前まで)			○	
	月間保守点検・修繕計画書	各計画書に記載する業務の開始前まで		○		
報告に関するもの	年間保守点検・修繕報告書	事業年度末から 30 日以内 (別途県が指定する事項については、事業年度末から 60 日以内)	2 個別事業ごと	○		・ 県は左記の書類の提出を受け、運営権者の行う保守点検・修繕業務が要求水準を満たしていることについてモニタリングする。
	月間保守点検・修繕報告書	月末から 15 日以内		○		
	工事完成図書	工事完成後、速やかに	修繕ごと	○		
	故障事故報告書	発生後、速やかに	発生の都度	○		・ 故障及び事故の内容、原因及び事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。

c) 改築業務

運営権者は、改築の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表2-4に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表2-4 水道用水供給事業の改築業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類	運営権者の行為		県の行為		
	提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
改築計画書	第1料金期間： 本事業開始予定日 60日前までに案を 提出し、本事業開 始日までに承認を 受ける。 第2料金期間以 降： 各定期改定実施年 度の前々事業年度 の8月末日までに 案を提出し、9月 末日までに承認を 受ける。	2個別事業ごと		○	- 改築計画書の内容が改築提案書に基づいたものであるか、確認する。その際、性能が要求水準を満たしているか確認する。 - 改築計画書に、改築計画書（案）作成時点での健全度評価結果が反映されていることを確認する。 - 必要があれば現地において計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。
着手届（設計）	設計着手前	改築ごと	○		
完成届（設計）	設計完了後、速やかに	改築ごと	○		
設計図書	設計完了後、速やかに	改築ごと		○	
着手届（工事）	工事着手前	改築ごと	○		完成検査等を行い、計画内容や要求水準等を満たしたものであるかを確認する。
完成届（工事）	工事完成后、速やかに	改築ごと	○		
工事完成図書	工事完成后、速やかに	改築ごと		○	事故の内容、原因及び事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。
事故報告書	発生後、速やかに	発生の都度	○		

B) 工業用水道事業

a) 運転管理・水質管理業務

運営権者は、運転管理・水質管理業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-5 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-5 工業用水道事業の運転管理・水質管理業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位 ⁶	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	中期運転管理・水質管理計画書	第 1 料金期間：本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降：当該料金期間開始年度の前事業年度末 30 日前まで	3 個別事業ごと		○	・ 県は左記の書類の提出を受け、中期運転管理・水質管理計画書の内容が全体事業計画書と整合しているか、年間運転管理・水質管理計画書の内容が中期運転管理・水質管理計画書と整合しているか及び月間運転管理・水質管理計画書の内容が年間運転管理・水質管理計画書と整合しているか等を確認する。
	年間運転管理・水質管理計画書	本事業開始予定日 30 日前まで（以降、事業年度の前事業年度末 30 日前まで）			○	
	月間運転管理・水質管理計画書	各計画書に記載する業務の開始前まで		○		
報告に関するもの	年間運転管理・水質管理報告書	事業年度末から 30 日以内 （別途県が指定する事項については、事業年度末から 60 日以内）	3 個別事業ごと	○		・ 県は、左記の書類の提出を受け、運営権者が、水源状況の把握、原水水質の把握、浄水工程（仙台圏工業用水道事業を除く）における的確な水質試験による浄水管理等により浄水場出口の水質水準を遵守できるように管理していることについてモニタリングする。 ・ 県は、左記の書類の提出を受け、運営権者が、運営権設定対象施設を適正に、かつ効率的・継続的に運転管理していることについてモニタリングする。
	月間運転管理・水質管理報告書	月間運転管理報告書：月末から 15 日以内 月間水質管理報告書：月末から 30 日以内		○		

⁶ 3 個別事業ごととは、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業のそれぞれについて、計画書又は報告書を作成することをいう。

b) 保守点検・修繕

運営権者は、保守点検・修繕業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-6 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-6 工業用水道事業の保守点検・修繕業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	中期保守点検・修繕計画書	第 1 料金期間：本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降：当該料金期間開始年度の前事業年度末 30 日前まで	3 個別事業ごと		○	・ 県は左記の書類の提出を受け、中期保守点検・修繕計画書の内容が全体事業計画書と整合しているか、年間保守点検・修繕計画書の内容が中期保守点検・修繕計画書と整合しているか及び月間保守点検・修繕計画書の内容が年間保守点検・修繕計画書と整合しているか等を確認する。
	年間保守点検・修繕計画書	本事業開始予定日 30 日前まで（以降，事業年度の前事業年度末 30 日前まで）			○	
	月間保守点検・修繕計画書	各計画書に記載する業務の開始前まで		○		
報告に関するもの	年間保守点検・修繕報告書	事業年度末から 30 日以内 （別途県が指定する事項については，事業年度末から 60 日以内）	3 個別事業ごと	○		・ 県は左記の書類の提出を受け、運営権者の行う保守点検・修繕業務が要求水準を満たしていることについてモニタリングする。
	月間保守点検・修繕報告書	月末から 15 日以内		○		
	工事完成図書	工事完成後，速やかに	修繕ごと	○		
	故障事故報告書	発生後，速やかに	発生の都度	○		・ 故障及び事故の内容、原因及び事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。

c) 改築業務

運営権者は、改築の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-7 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-7 工業用水道事業の改築業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類	運営権者の行為		県の行為		
	提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
改築計画書	第 1 料金期間： 本事業開始予定日の 60 日前までに案を提出し、本事業開始日までに承認を受ける。 第 2 料金期間以降： 各定期改定実施年度の前々事業年度の 8 月末日までに案を提出し、9 月末日までに承認を受ける。	3 個別事業ごと		○	- 改築計画書の内容が改築提案書に基づいたものであるか、確認する。その際、性能が要求水準を満たしているか確認する。 - 改築計画書に、改築計画書（案）作成時点での健全度評価結果が反映されていることを確認する。 - 必要があれば現地において計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。
着手届（設計）	設計着手前	改築ごと	○		
完成届（設計）	設計完了後、速やかに	改築ごと	○		
設計図書	設計完了後、速やかに	改築ごと		○	
着手届（工事）	工事着手前	改築ごと	○		
完成届（工事）	工事完成后、速やかに	改築ごと	○		完成検査等を行い、計画内容や要求水準等を満たしたものであるかを確認する。
工事完成図書	工事完成后、速やかに	改築ごと		○	
事故報告書	発生後、速やかに	発生の都度	○		事故の内容、原因及び事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。

c) 流域下水道事業

a) 運転管理・水質管理業務

運営権者は、運転管理・水質管理業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-8 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-8 流域下水道事業の運転管理・水質管理業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位 ⁷	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	中期運転管理・水質管理計画書	第 1 料金期間: 本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降: 当該料金期間開始年度の前事業年度末 30 日前まで	4 個別事業ごと		○	・ 県は左記の書類の提出を受け、中期運転管理・水質管理計画書の内容が全体事業計画書と整合しているか、年間運転管理・水質管理計画書の内容が中期運転管理・水質管理計画書と整合しているか及び月間運転管理・水質管理計画書の内容が年間運転管理・水質管理計画書と整合しているか等を確認する。
	年間運転管理・水質管理計画書	本事業開始予定日 30 日前まで（以降、事業年度の前事業年度末 30 日前まで）			○	
	月間運転管理・水質管理計画書	各計画書に記載する業務の開始前まで		○		
報告に関するもの	年間運転管理・水質管理報告書	事業年度末から 30 日以内 （別途県が指定する事項については、事業年度末から 60 日以内）	4 個別事業ごと	○		・ 県は、左記の書類の提出を受け、運営権者が、浄化センター入口での流入水質監視、適切な処理工程による浄化センター出口の水質水準を遵守できるように管理していることについてモニタリングする。 ・ 県は、左記の書類の提出を受け、運営権者が、運営権設定対象施設を適正に、かつ効率的・継続的に運転管理していることについてモニタリングする。
	月間運転管理・水質管理報告書	月間運転管理報告書：月末から 15 日以内 月間水質管理報告書：月末から 30 日以内		○		

⁷ 4 個別事業ごととは、仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業のそれぞれについて、計画書又は報告書を作成することをいう。

b) 保守点検・修繕業務

運営権者は、保守点検・修繕業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2-9 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-9 流域下水道事業の保守点検・修繕業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類		運営権者の行為		県の行為		
		提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
計画に関するもの	中期保守点検・修繕計画書	第 1 料金期間: 本事業開始予定日 30 日前まで 第 2 料金期間以降: 当該料金期間開始年度の前事業年度末 30 日前まで	4 個別事業ごと		○	・ 県は左記の書類の提出を受け、中期保守点検・修繕計画書の内容が全体事業計画書と整合しているか、年間保守点検・修繕計画書の内容が中期保守点検・修繕計画書と整合しているか及び月間保守点検・修繕計画書の内容が年間保守点検・修繕計画書と整合しているか等を確認する。
	年間保守点検・修繕計画書	本事業開始予定日 30 日前まで（以降、事業年度の前事業年度末 30 日前まで）			○	
	月間保守点検・修繕計画書	各計画書に記載する業務の開始前まで		○		
報告に関するもの	年間保守点検・修繕報告書	事業年度末から 30 日以内 （別途県が指定する事項については、事業年度末から 60 日以内）	4 個別事業ごと	○		・ 県は左記の書類の提出を受け、運営権者の行う保守点検・修繕業務が要求水準を満たしていることについてモニタリングする。
	月間保守点検・修繕報告書	月末から 15 日以内		○		
	工事完成図書	工事完成後、速やかに	修繕ごと	○		
	故障事故報告書	発生後、速やかに	発生の都度	○		・ 故障及び事故の内容、原因及び事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。

c) 改築業務

運営権者は、改築の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2 - 10 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-10 流域下水道事業の改築業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類	運営権者の行為		県の行為		
	提出期限	提出する書類の単位	確認	承認	県のモニタリング手順
改築計画書	第 1 料金期間： 本事業開始予定日の 60 日前までに案を提出し、本事業開始日までに承認を受ける。 第 2 料金期間以降： 各定期改定実施年度の 前事業年度の 5 月 末日までに案を提出し、6 月末日までに承認を受ける。	4 個別事業ごと		○	- 改築計画書の内容が改築提案書に基づいたものであるか、確認する。その際、性能が要求水準を満たしているか確認する。 - 改築計画書に、改築計画書（案）作成時点での健全度評価結果が反映されていることを確認する。 - 必要があれば現地において計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。
着手届（設計）	設計着手前	改築ごと	○		
完成届（設計）	設計完了後、速やかに	改築ごと	○		
設計費内訳書	設計完了後、速やかに	改築ごと		○	
設計図書	設計完了後、速やかに	改築ごと		○	
着手届（工事）	工事着手前	改築ごと	○		
施工計画書	現場施工着手前	改築ごと	○		
完成届（工事）	工事完成後、速やかに	改築ごと	○		完成検査等を行い、計画内容や要求水準等を満たしたものであるかを確認する。
工事完成図書	工事完成後、速やかに	改築ごと		○	
事故報告書	発生後、速やかに	発生の都度	○		事故の内容、原因及び事業遂行への影響について確認し、対応を運営権者と協議する。

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務

運営権者は、運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2 - 2、表 2 - 3 及び表 2 - 5 に示す書類に含めて県に提出して確認等を受ける。

④ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務

運営権者は、本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2 - 3、表 2 - 6、表 2 - 9 に示す各保守点検・修繕報告書に含めて、県に提出して確認等を受ける。

⑤ 土地，建築物及び工作物等貸付業務

運営権者は，土地，建築物及び工作物等貸付業務について，当該業務の実施計画を策定し，遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ，表 2 - 11 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-11 土地，建築物及び工作物等貸付業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類	運営権者の行為	県の行為		
	提出期限	確認	承認	県のモニタリング手順
貸付業務計画書	貸付業務開始前	○		・ 県は左記の書類の提出を受け，運営権者の行う土地，構築物及び工作物等貸付業務が要求水準を満たしていることについてモニタリングする。
貸付業務契約書	貸付業務契約締結後，速やかに	○		
年間貸付業務報告書	事業年度末から 60 日以内	○		
貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁴ 及び個別注記表 ⁸	事業年度末から 90 日以内	○		
貸付業務終了報告書	貸付業務終了後，速やかに	○		

⑥ 関連業務

運営権者は，関連業務について，当該業務の実施計画を策定し，遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ，表 2 - 12 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-12 関連業務のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類	運営権者の行為	県の行為		
	提出期限	確認	承認	県のモニタリング手順
関連業務計画書	関連業務開始前	○		・ 県は左記の書類の提出を受け，運営権者の行う関連業務が要求水準を満たしていることについてモニタリングする。
年間関連業務報告書	事業年度末から 60 日以内	○		

2) 附帯事業

運営権者は，附帯事業の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ，表 2 - 8，表 2 - 9 及び表 2 - 10 に示す書類に含めて，県に提出して確認等を受ける。

⁸ 関連業務を含めた財務諸表を作成すること。

3) 任意事業

運営権者は、任意事業について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表 2 - 13 に示す書類を県に提出して確認等を受ける。

表 2-13 任意事業のモニタリングに係る書類及び県の行為

書類	運営権者による 書類の提出期限	県の行為		
		確認	承認	県のモニタリング手順
任意事業計画書	任意事業開始前		○ ⁹	・ 任意事業計画書の内容が法令に抵触するものでないか、義務事業、附帯事業に影響を及ぼすものとなっていないか、独立採算事業となっているか確認する。 ・ 年度ごとに貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表の提出を受け、確認する。
年間任意事業報告書	事業年度末から 60 日以内	○		
貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 ⁴ 及び個別注記表	事業年度末から 90 日以内	○		
任意事業終了報告書	任意事業終了後、速やかに	○		・ 任意事業終了時の状況について確認する。

⁹ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務を除く。

2.2.2 会議体による確認

1) 事業報告会

県は、表 2-14 に示す事業報告会を設置する。県はこれらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の遵守状況、経営の遂行状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、県又は運営権者が必要と認める場合は、県と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途臨時の報告会を設けるものとする。

表 2-14 事業報告会の概要

会議体名	議題	頻度
年度事業報告会	・ 事業実績（経営の遂行状況、要求水準の遵守状況）の確認 ・ 課題の確認 ・ 報告年度の次年度の年間事業計画の確認	1 回／年
半期事業報告会	・ 事業実績及び見通し（経営の遂行状況、要求水準の遵守状況）の確認 ・ 課題の確認	1 回／年 (第 2 四半期終了後)
月例報告会	・ 業務進捗状況、要求水準の遵守状況 ・ 課題の確認	1 回／月

2) 経営審査委員会によるモニタリング会議

県は、表 2-15 に示す経営審査委員会によるモニタリング会議を設置する。経営審査委員会は、県、運営権者の双方がそれぞれの役割を適正に果たしていることを監視し、上工下水道水質が良好に保たれていること等を第三者の観点で確認する。

表 2-15 経営審査委員会によるモニタリング会議の概要

会議体名	議題	頻度
経営審査委員会によるモニタリング会議	・ 運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視 ・ 本事業等の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析	2 回／年及び臨時

2.2.3 現地における確認

1) 水質に関するモニタリング

上水道水質について、県は、市町村の受水地点において水道法第 20 条に基づく水質検査を実施し、受水地点における要求水準を満たしているかどうかの確認を行う。県の水質検査及び運営権者の水質試験の実施に当たって、県は、各事業年度開始前までに、運営権者と協議し、原水から受水地点にわたる水質検査計画書を作成・公表し、水質検査の結果を水質検査報告書として公表する。水道法に定められている水道水質基準及び県基準については別紙参照のこと。また、県は、水質管理に関し、運営権者が適正な体制で運転管理していることを監視し、さらに年 1 回以上、抜き打ちで検査を行うこととする。

流域下水道事業の放流水の水質について、水質検査の実施に当たり、県は、水質等試験実施計画基本方針を作成・公表し、放流水質検査の結果を維持管理年報等として公表する。また、県は、放流水質管理に関し、運営権者が適正な体制で運転管理していることを監視し、さらに年 1 回以上、抜き打ちで検査を行うこととする。

2) 改築業務のモニタリング

県は、立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で県が必要と判断したときには、改築業務の実施内容が設計図書、要求水準に従っているか、現地における確認を行う。

県が現地における確認を行う場合には、運営権者は立ち会うものとする。

なお、この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とし、当該検査又は復旧に要した県及び運営権者の人件費は、各自の負担とする。

3) 上記以外のモニタリング

書類及び会議体における確認の結果、県が必要と判断した場合、または運営権者が現地における確認を要請した場合、県は現地における確認を行う。運営権者は県の現地における確認に必要な協力を行う。

第3. 契約内容の遵守状況に応じた措置

3.1 契約内容の遵守状況に応じた措置

3.1.1 措置

県は、第 2. に定めるところに従って実施したモニタリングの結果、運営権者が、要求水準（実施契約において定義する意味を有する。）を遵守していないと判断される事象（以下「要求水準違反」という。）を確認した場合、表 3-1 に基づき、要求水準違反レベルを判断し、運営権者に通知した上で、以下の措置を行うものとする。

表 3-1 要求水準違反レベル別の事象

違反レベル	事象		
	水道用水供給事業	工業用水道事業	流域下水道事業
レベル 1 軽微な不備	・ 業務における軽微な不備		
レベル 2 外部に影響が及ばない中程度の要求水準違反	・ 要求水準違反の影響が県と運営権者間または運営権設定対象施設内に留まるもの		
レベル 3 水質に関する県基準未達等	- 水道水質に関する県基準未達 - 運営権者事由での送水量に関する要求水準違反	- 工業用水道の水質に関する県基準未達 ※原水供給である仙台圏工業用水道事業は対象外 - 運営権者事由での送水量に関する要求水準違反	放流水質に関する県基準未達（水質日常試験・中試験結果の月平均値が県基準未達である場合、ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く）
レベル 4 重度の要求水準違反（法令違反）	- 運営権者事由での法定水質基準未達（送水停止により、法定水質基準を満たさない水は市町村受水槽に供給されていない） - 法令違反	・ 法令違反	- 放流水質に関する法定基準未達（ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） - 法令違反
レベル 5 安定的な水の供給を阻害する要求水準違反	・ 運営権者事由で法定水質基準を満たさない水を市町村受水槽に供給	—	—

1) 勧告

県は、要求水準違反がレベル 1 に該当すると判断した場合、運営権者に対して、文書にて改善の勧告を行う。

運営権者は、県から勧告を受けた場合、改善対策及び改善期限について定めた改善計画を策定し、県の承認を得るものとする。運営権者は、当該計画に基づき改善を行う。

県は、随時モニタリングするとともに、当該計画に定めた改善期限の到来又は運営権者の改善完了の通知を受け、当該改善が行われたか確認する。

なお、県は、必要と判断した場合、勧告の内容を公表することができる。

2) 命令

県は、3.1.1-1) の改善が行われていない場合、3.1.1-1) の改善が一定期間内に行われたものの、要求水準違反が改善した後、違反を再発しないか監視する期間（以下「再発監視期間¹⁰」という。）に要求水準違反が再発した場合及び要求水準違反がレベル2又はレベル3に該当すると判断した場合、運営権者に対して、文書にて改善の命令を行う。この場合、県は、運営権者に当該改善対象の行為を即座に中止するよう指示することができる。

① 勧告に基づく改善が行われていない場合

運営権者は、県の指示に従うとともに、改善が行われていない理由及び再度の改善対策と改善期限について定めた改善計画を策定し、県の承認を得るものとする。運営権者は、当該計画に基づき改善を行う。

県は、随時モニタリングするとともに、当該計画に定めた改善期限の到来又は運営権者の改善完了の通知を受け、当該改善が行われたか確認する。

なお、県は、必要と判断した場合、命令の内容を公表することができる。

② 要求水準違反がレベル2又はレベル3に該当すると判断された場合

運営権者は、要求水準違反がレベル2又はレベル3に該当すると判断された場合、改善対策と改善期限について定めた改善計画を策定し、県の承認を得るものとする。運営権者は、当該計画に基づき改善を行う。

県は、随時モニタリングするとともに、当該計画に定めた改善期限の到来又は運営権者の改善完了の通知を受け、当該改善が行われたか確認する。

なお、県は、必要と判断した場合、命令の内容を公表することができる。

3) 命令（支払命令）

① 要求水準違反がレベル1～4に該当すると判断された場合

県は、3.1.1-2) の改善が行われていないと判断した場合、3.1.1-2) の改善が一定期間内に行われたものの再発監視期間に要求水準違反が再発した場合及び要求水準違反がレベル4に該当すると判断した場合、運営権者に対して、要求水準違反違約金の支払命令を行う。運営権者が県から要求水準違反違約金の支払命

¹⁰ 県との協議を踏まえて策定される改善計画に規定される。

令を受けた時点で要求水準違反違約金が発生し、県は運営権者に対して、要求水準違反違約金を請求し、運営権者はこれを支払うものとする。これらの場合、県及び運営権者は経営審査委員会へ事象の内容を報告し、実施契約の継続について意見を受けることができる。また、県は、運営権者に当該改善対象の行為及び県がレベル 4 に該当すると判断した行為を即座に中止するよう指示することができる。

運営権者は、県から支払命令を受けた場合、改善対策と改善期限について定めた改善計画を策定し、県の承認を得るものとする。運営権者は、当該計画に基づき改善を行う。県は、随時モニタリングするとともに、当該計画に定めた改善期限の到来又は運営権者の改善完了の通知を受け、当該改善が行われたか確認する。

なお、命令（支払命令）については、県が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

② 要求水準違反がレベル5に該当すると判断された場合

水道用水供給事業において、要求水準違反がレベル 5 に該当すると判断された場合、県及び運営権者は経営審査委員会へ事象の内容を報告し、実施契約の継続について意見を受けることができる。

3.1.2 要求水準違反違約金

1) レベル 1～4

要求水準違反に係る違約金額は、表 3-2 の一日当たり要求水準違反違約金の額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間（日単位）を乗じて算定する。

2) レベル 5

水道用水供給事業において、要求水準違反がレベル 5 に該当すると判断された場合、運営権者は、2 個別事業ごとの要求水準違反違約金を支払わなければならない。県は、要求水準違反違約金の請求について、その内容を公表する。なお、2 個別事業ごとの一件当たりの要求水準違反違約金は表 3-2 のとおりである。

表 3-2 要求水準違反違約金額

	レベル 1 軽微な不備	レベル 2 外部に影響 が及ばない 中程度の要 求水準違反	レベル 3 水質に関す る県基準未 達等	レベル 4 外部に影響 が及ぶ重度 の要求水準 違反	レベル 5 安定的な水の供給を阻害 する要求水準違反
水道用水 供給事業	4 万円 ／日	13 万円 ／日	220 万円 ／日	440 万円 ／日	大崎広域水道用水供給 事業：3 億円／件
					仙南・仙塩広域水道用 水供給事業：4 億円／件
工業用 水道事業			40 万円 ／日	70 万円 ／日	
流域下水道 事業			190 万円 ／日	370 万円 ／日	

3.1.3 契約解除

1) 改善未達による解除

レベル 1～4 の事象が生じ、3.1.1.-3)の命令（支払命令）にも関わらず、改善が行われていない場合、県は、実施契約を解除することができる。

なお、県及び運営権者は、実施契約の解除にあたり、経営審査委員会に意見を受けることができる。

2) 故意による県への信用失墜行為による解除

上記 1)に関わらず、故意による県への信用失墜行為として、県の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（例：水質試験結果の虚偽報告）や、要求水準違反がレベル 5 に該当する場合等本事業等の運営に重大な影響を与える法令違反等が認められた場合、県は実施契約を解除することができる。

なお、県及び運営権者は、実施契約の解除にあたり、経営審査委員会に意見を受けることができる。

第4. 事業終了時のモニタリング

4.1 基本的な考え方

運営権者は、要求水準書に定めるとおり、施設機能確認報告書及び引継ぎ文書を作成し、県に提出する。県は施設機能確認報告書及び引継ぎ文書の内容について確認し、本事業終了時における施設機能確認や引継ぎの状況についてモニタリングを行う。また、必要に応じて、会議体や現地においても確認する。

4.2 モニタリング方法

4.2.1 書類による確認

運営権者は、本事業終了に際して以下に示す書類を県に提出して確認を受ける。

表 4-1 本事業終了時のモニタリングに係る書類

書類	提出期限
施設機能確認報告書	本事業終了日の1年前の応当日から本事業終了日の180日前までの間に施設機能確認を行い、確認完了後10日以内
引継ぎ文書	本事業終了日まで（ただし、暫定版を本事業終了日の180日前までに提出）
その他県が必要とする書類等	本事業終了日まで

4.2.2 会議体による確認

県と運営権者は要求水準書に定められる施設機能確認や技術指導、引継等に必要な協議を適宜実施する。

4.2.3 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、県が必要と判断した場合、または運営権者が現地における確認を要請した場合、県は現地における確認を行う。運営権者は県の現地における確認に必要な協力を行う。

**宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)**

審査講評

令和3年3月12日

宮城県民間資金等活用事業検討委員会

は じ め に

宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）は、令和２年３月１３日に公募を開始した宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る事業者提案について審査を行ってまいりました。

この度、委員会による審査が終了し、最優秀提案者及び次点優秀提案者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

宮城県民間資金等活用事業検討委員会
委員長 増田 聡

第1. 委員会の構成

委員会は、以下の9名により構成されている（委員長・副委員長以下、50音順）。

（委員）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長） 東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

大森 克之 宮城県総務部長

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

（臨時委員）

大村 達夫 東北大学名誉教授

東北大学未来科学技術共同研究センター シニアリサーチ
フェロー

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

第2. 委員会の審査経緯

事業者の募集及び審査は、第一次審査及び第二次審査の2段階で行い、第一次審査における資格審査及び第二次審査における提案内容の審査を行った。

第一次審査では、県において参加資格要件の充足の確認が行われ、結果が委員会に報告された。

第二次審査では、委員会において優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ審査を行った。

第二次審査に関する審査経緯は、以下のとおりである。

令和2年度	開催日	議 事
第1回	令和2年7月22日	利害関係、今後の進め方、実施契約書等
第2回	令和2年10月27日	利害関係、実施契約書等、第二次審査の進め方
第3回	令和2年12月23日	実施契約書等、第二次審査の進め方
財務会計 ワーキンググループ	令和3年2月2日	財務・会計に係る提案項目の整理
技 術 ワーキンググループ	令和3年2月5日	技術に係る提案項目の整理
第4回	令和3年2月12日	第二次審査の論点整理
第5回	令和3年2月24日	プレゼンテーション・審査

第3. 応募者の名称

応募者の名称は次のとおりである。ただし、客観性及び公平性を確保するため、委員会における審査では、応募者が特定できないよう名称を伏し、括弧内のアルファベットによるコンソーシアム名を使用した。

JFE エンジ[®]・東北電力・三菱商事・明電舎・水 ingAM・ウォーターエージェンシー[®]・NJS・DBJ グループ (A コンソーシアム)

代表企業	JFE エンジニアリング株式会社
コンソーシアム構成員	東北電力株式会社
コンソーシアム構成員	三菱商事株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社明電舎
コンソーシアム構成員	水 ingAM 株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社ウォーターエージェンシー
コンソーシアム構成員	株式会社 NJS
コンソーシアム構成員	株式会社日本政策投資銀行

みやぎアクアイノベーション (B コンソーシアム)

代表企業	前田建設工業株式会社
コンソーシアム構成員	スエズウォーターサービス株式会社
コンソーシアム構成員	月島機械株式会社
コンソーシアム構成員	東芝インフラシステムズ株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社日本管財環境サービス
コンソーシアム構成員	日本工営株式会社
コンソーシアム構成員	東日本電信電話株式会社
コンソーシアム構成員	東急株式会社
コンソーシアム構成員	月島テクノメンテサービス株式会社

メタウォーターグループ (C コンソーシアム)

代表企業	メタウォーター株式会社
コンソーシアム構成員	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
コンソーシアム構成員	オリックス株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社日立製作所
コンソーシアム構成員	株式会社日水コン
コンソーシアム構成員	メタウォーターサービス株式会社
コンソーシアム構成員	東急建設株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社復建技術コンサルタント
コンソーシアム構成員	産電工業株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社橋本店

第4. 審査結果

1) 優秀提案者の選定

委員会は、審査によって決定した得点をもとに、最も得点の高い応募者を最優秀提案者に、次点の応募者を次点優秀提案者に選定した。

最優秀提案者：メタウォーターグループ（Cコンソーシアム）

次点優秀提案者：みやぎアクアイノベーション（Bコンソーシアム）

※Aコンソーシアムについては、「標準未満」となった項目があることから、優先交渉権者選定基準に基づき失格となった。

2) 各コンソーシアムの得点

得点化の方法は、委員が優先交渉権者選定基準に基づき各コンソーシアムの提案項目ごとに「優」、「良」、「標準」又は「標準未満」により評価し、評価に応じた得点を与えた。

評価	得点
優	配点×1.0
良	配点×0.8
標準	配点×0.6
標準未満	—

委員会は、提案項目ごとに委員の得点の平均点を算出し、平均点を合計したものを委員会の得点結果とした。なお、合計得点においては、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求めた。

委員会における評価の結果、各コンソーシアムの得点は以下に示すとおりである。Aコンソーシアムについては、「標準未満」となった項目があることから、優先交渉権者選定基準に基づき失格となったが、参考に各提案項目の得点を括弧で記載した。

		配点	A コンソーシアム	B コンソーシアム	C コンソーシアム
		200	—	156.33	170.41
1. 全体事業方針		10	(6.933)	7.689	8.378
	1-1 本事業等の全体方針	7	(4.667)	5.289	5.911
	1-2 9 個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策	3	(2.267)	2.400	2.467
2. 事業実施体制		11	(9.333)	8.400	9.467
	2-1 役割分担及び機関設計	3	(2.533)	2.267	2.600
	2-2 9 個別事業の遂行能力	3	(2.400)	2.133	2.467
	2-3 人員確保の確実性	3	(2.400)	2.000	2.400
	2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績	2	(2.000)	2.000	2.000
3. 収支計画・資金調達方法		9	—	6.133	7.133
	3-1 収支計画	6	—	4.133	4.800
	3-2 資金調達方法	3	(2.400)	2.000	2.333
4. 水質管理		22	(19.422)	16.089	19.067
	4-1 上水の水質管理	10	(8.889)	7.333	8.667
	4-2 工水の水質管理	2	(1.644)	1.422	1.733
	4-3 下水の水質管理	10	(8.889)	7.333	8.667
5. 運転管理・保守点検		22	(17.600)	15.289	18.400
	5-1 上水の運転管理及び保守点検	10	(8.000)	7.333	8.667
	5-2 工水の運転管理及び保守点検	2	(1.600)	1.511	1.733
	5-3 下水の運転管理及び保守点検	10	(8.000)	6.444	8.000

		配点	A コンソーシアム	B コンソーシアム	C コンソーシアム
6. 改築・修繕等		42	(25.989)	29.419	31.656
	6-1 改築・修繕方針	6	(4.133)	3.867	5.200
	6-2 上水の改築・修繕	14	(9.956)	9.333	11.511
	6-3 工水の改築・修繕	2	(1.422)	1.333	1.600
	6-4 下水の改築・修繕	10	(6.889)	6.667	8.000
	6-5 下水道事業に係る改築費用 (※1)	5	(0.033)	4.552	1.567
	6-6 健全度評価	5	(3.556)	3.667	3.778
7. セルフモニタリング		8	(5.911)	6.911	6.756
	7-1 セルフモニタリングの体制等	5	(3.778)	4.444	4.222
	7-2 情報公開	3	(2.133)	2.467	2.533
8. 危機管理		10	(7.889)	7.600	8.178
	8-1 災害時における対応	5	(4.000)	3.778	4.111
	8-2 事故時における対応	3	(2.333)	2.267	2.467
	8-3 保安対策	2	(1.556)	1.556	1.600
9. 事業継続措置		16	(12.800)	11.200	12.622
	9-1 事業継続性を確保するための対応策	8	(6.400)	5.511	6.222
	9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	8	(6.400)	5.689	6.400
10. 地域貢献		10	(7.867)	7.600	8.756
	10-1 地域経済に対する取組	7	(5.600)	5.133	6.222
	10-2 県民等の理解醸成方針・施策	3	(2.267)	2.467	2.533
11. 運営権者提案額		40	(40.000)	40.000	40.000
	11-1 運営権者提案額 (※2)	40	(40.000)	40.000	40.000

(表記の便宜上、各提案項目の得点は小数点第4位を四捨五入して表記していることから、各提案項目の合計得点とコンソーシアムの合計得点は一致しない。A コンソーシアムの提案項目「3-1 収支計画」については、「標準未滿」の評価となったことから、その小計である「3. 収支計画・資金調達方法」とともに得点を「－」で表記した。)

(※1) 6-5 下水道事業に係る改築費用の得点の算定方法及び算定結果

①算定方法

優先交渉権者選定基準 5.2.3 に基づき、流域下水道事業に係る改築費用提案額（税抜）の合計額を用いて、次の算式により算出した。

なお、改築費用提案額が県の設定した改築費用の基準額を下回る場合であっても、流域下水道事業に係る改築費用の得点は5点が上限である。

$$5 \times (\text{改築費用の上限額} - \text{改築費用提案額}) / (\text{改築費用の上限額} - \text{改築費用基準額})$$

②算定結果

上限額	基準額	提案額		得点
26,500,000,000 円	24,900,000,000 円	A	26,489,450,631 円	0.033 点
		B	25,043,259,145 円	4.552 点
		C	25,998,514,770 円	1.567 点

(表記の便宜上、得点は小数点第4位を四捨五入して表記している)

(※2) 11-1 運営権者提案額の得点の算定方法及び算定結果

①算定方法

優先交渉権者選定基準 5.2.4 に基づき、運営権者提案額(税抜)の合計額を用いて、次の計算式により算出した。

なお、運営権者提案額が県の設定した運営権者提案額の基準額を下回る場合であっても、運営権者提案額の得点は40点が上限である。

$$40 \times (\text{運営権者提案額の上限額} - \text{運営権者提案額}) / (\text{運営権者提案額の上限額} - \text{運営権者提案額の基準額})$$

②算定結果

上限額	基準額	提案額		得点
140,300,000,000 円	131,500,000,000 円	A	127,700,000,711 円	40 点
		B	114,000,000,000 円	40 点
		C	130,478,999,999 円	40 点

3) 提案項目ごとの講評

項目		講評	
1. 全体事業方針			
	1-1 本事業等の全体方針	A	本事業等の特性や、基本運営方針を十分に理解し、3 事業一体運営の方針が明確に示されている点を評価した。
		B	本事業等の特性や、基本運営方針を十分に理解し、3 事業一体運営の方針が明確に示されており、また、統合プラットフォームにより事業情報全てを一元管理する等、イノベーションに係る創意工夫が示されている点を評価した。
		C	本事業等の特性や、基本運営方針を十分に理解し、3 事業一体運営の方針が明確に示されており、また、継続的なイノベーションを起こす仕組みづくりや環境負荷低減に係る施策が示されている点を高く評価した。
	1-2 9 個別事業ごとの現状分析，課題整理及び対応策	A	個別事業ごとの現状分析及び課題整理が的確であり、有効な対応策が提案されている点を評価した。
		B	個別事業ごとの現状分析及び課題整理が的確であり、対応策について提案者独自の創意工夫が示されている点を高く評価した。
		C	個別事業ごとの現状分析及び課題整理が的確であり、有効な対応策が多数提案されている点を高く評価した。
2. 事業実施体制			
	2-1 役割分担及び機関設計	A	本事業等を実施するために必要な実績やノウハウが示されており、特に既存施設の運転管理業務に精通した構成員が運転維持管理業務を行う体制となっていることから事業の安定性を高く評価した。
		B	本事業等を実施するために必要な実績やノウハウが示されており、特に世界的水運営企業の子会社が構成員となることによりグローバルな知見に基づく効率的・効果的な運営を行う体制となっている点について評価した。
		C	本事業等を実施するために必要な実績やノウハウが示されており、また地域人材育成や事業継続性等の観点から新OM会社（※）を設立するなど、新たな運営方法が示されている点を高く評価した。 （※）C コンソーシアムが SPC に加えて設立を計画する新会社で、運転管理（Operation）や維持管理（Maintenance）に関する業務を担う会社。
	2-2 9 個別事業の遂行能力	A	業務遂行に必要な専門的能力や資格が的確に示されており、特に現状を熟知した人材の配置が行われる点を高く評価した。
		B	業務遂行に必要な専門的能力や資格が的確に示されている点を評価した。
		C	業務遂行に必要な専門的能力や資格が的確に示されており、特に維持管理業務を S P C 統括の下で新OM会社が効率的かつ効果的に遂行する体制を高く評価した。

項目		講評	
2-3 人員確保の確実性	A	各個別事業を熟知した人員を既に必要数確保済みである点を高く評価した。	
	B	構成員及び協力会社からの出向や業務委託により必要人員数を確保済みである点を評価した。	
	C	転籍や新規採用も予定しているが、想定を下回った場合の構成員からの出向等、バックアッププランが示されている点について高く評価した。	
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績		各コンソーシアムともに、上水道事業及び下水道事業において募集要項に規定する実績要件を充足した上で、上水道については処理能力日量20万立方メートル以上の急速ろ過方式の施設で連続3年以上の実績を有することが確認されたことから、優先交渉権者選定基準に基づき「優」と評価した。	
3. 収支計画・資金調達方法			
3-1 収支計画	A	収支計画について、一部の流域下水道事業において事業期間を通して突出した損失を計上する計画であった。個別事業ごと総括原価の考え方に基づいた提案となっておらず、個別事業ごとの健全運営に懸念が残ることから、「標準未満」の評価となった。	
	B	SPCと9個別事業の計画財務諸表が整合しており、想定されるリスクに対し保険等による対応方法が示されている点を評価した。	
	C	SPCと9個別事業の計画財務諸表が整合しており、全ての個別事業において黒字を確保する計画となっている点や厚い現預金残高を維持し財務の健全性や安全性を確保している点を高く評価した。	
3-2 資金調達方法	A	出資及び金融機関等からの借入等が具体的であり、自己資本比率は事業期間を通じて概ね30%以上を確保するなど安全性や継続性を保つための確実性のある資金調達方法である点を高く評価した。	
	B	出資及び金融機関等からの借入等が具体的であり、借入条件の工夫等により安定性や継続性を保つための資金調達方法である点を評価した。	
	C	出資及び借入ともに代表企業の信用力を前提とした資金調達計画となっているが、代表企業の格付けは一定水準以上であり、また、自己資本比率は事業期間を通じて概ね30%以上を確保するなど安全性や継続性を保つための確実性のある資金調達方法である点を評価した。	
4. 水質管理			
4-1 上水の水質管理	A	これまでの管理実績を踏まえた新たな管理体制や具体的な管理目標値の設定についての提案がある点を高く評価した。	
	B	統合プラットフォームの活用による効率的な水質管理を行う点を評価した。	

項目		講評	
		C	デジタル技術による運転監視と水質モニタリングを強化する点を高く評価した。
	4-2 工水の水質管理	A	アルカリ度の常時監視等，水質測定頻度を向上する点を高く評価した。
		B	取水場毎に油分モニターの新設等による連続監視の提案がある点を評価した。
		C	厳しい管理目標値の設定や，ユーザー企業とリアルタイムに水質情報の共有を行う点を高く評価した。
		4-3 下水の水質管理	A
	B		水処理フローの運用変更による監視強化がある点を評価した。
	C		施設特性を考慮した具体的な水質管理計画や，センサー類の設置による監視体制の強化が見られる点を高く評価した。
5. 運転管理・保守点検			
	5-1 上水の運転管理及び保守点検	A	これまでの運転管理実績を踏まえた堅実的な運転管理計画である点を高く評価した。
		B	運転管理の自動化と遠隔監視による効率化を図る点や，センサー等を活用した状態監視により点検人員の省力化を行う点を評価した。
		C	統合型広域監視制御システム及び独自の診断ツールの導入により，監視の強化と運転管理の効率化を図る点を高く評価した。
	5-2 工水の運転管理及び保守点検	A	エリア別監視システムやスマートメータによる業務の効率化がある点を高く評価した。
		B	各施設の運用方法を最適化することにより省エネ運用に切り替える点を評価した。
		C	センシング技術による施設の長寿命化対策や移動脱水車導入による発生土の有効利用の提案がある点を高く評価した。
	5-3 下水の運転管理及び保守点検	A	これまでの管理実績を踏まえた管理目標値の設定や，エリア別監視システムによる業務の効率化，大雨時の溢水対策がある点を高く評価した。
		B	自動化・遠隔監視による運転管理の効率化や，水処理フロー変更による放流水質の安定性を向上する提案がある点を評価した。
		C	統合管理プラットフォームの様々なデジタル技術を活用した監視強化や処理プロセスの効率化を図る点を高く評価した。

項目		講評	
6. 改築・修繕等			
6-1 改築・修繕方針	A	コスト削減に効果の高い設備や、環境負荷低減に寄与する設備の改築を優先する点や、AI/IoT 技術の導入により効率化を図る点を評価した。	
	B	適時の健全度評価に基づく改築・修繕計画の策定やダウンサイジングによる稼働率の向上を行う点を評価した。	
	C	統合管理プラットフォームに蓄積した情報を活用したアセットマネジメントの実施や、エリア別の保守点検・修繕専門組織を構築する点を高く評価した。	
6-2 上水の改築・修繕	A	監視拠点の集約や耐震性及び維持管理性に優れた機器の採用等、施設規模に応じた改築と修繕のバランスがとられている点を評価した。	
	B	薬品注入設備の更新における新技術の導入や改築と修繕を一体として捉え必要な改築を厳選することで合理的な投資となる提案を評価した。	
	C	統合型広域監視制御システムの構築に加え、高効率化や環境負荷低減に資する水処理設備の更新等、新規性の高い提案となっている点を高く評価した。	
6-3 工水の改築・修繕	A	監視拠点の集約や施設のダウンサイジングを図り、更新範囲を最適化する点を評価した。	
	B	稼働率の低い施設のダウンサイジングや集約化を図る点を評価した。	
	C	主要設備の改築計画が具体的である点を高く評価した。	
6-4 下水の改築・修繕	A	汚泥焼却施設を集約し新たな発電によりエネルギー回収を行う点や、消費エネルギーの低減による効率化・環境負荷低減が図られる点を評価した。	
	B	現地での健全度の把握に基づき、修繕対応とすることで長寿命化による LCC の最適化を図る点を評価した。	
	C	リアルタイムでの健全度評価による予防保全により、不具合の兆候を早期に把握し、また、設備の高効率化による更新を行い低動力化を図る点を高く評価した。	
6-5 下水道事業に係る改築費用		優先交渉権者選定基準 5.2.3 にて定めた方法により得点を算出した。	
6-6 健全度評価	A	主要設備へ常設型センサーを導入し設備劣化の予測精度向上を図る点を評価した。	
	B	具体的な健全度評価の実施頻度向上や県との情報共有体制がある点を評価した。	
	C	センサー類を活用したオンライン診断技術の活用等、実効性及び速効性のある施設健全度を確保する施策がある点を評価した。	

項目		講評	
7. セルフモニタリング			
7-1 セルフモニタリングの体制等	A	K P I の設定に加え、分野ごとの会議体を設置した上で県との窓口を一元化するなど県に対する報告を効率的に行うための工夫が示されている点を評価した。	
	B	K P I の設定のほか、第三者モニタリングや統合プラットフォームの活用、グローバルな知見を活かした事業評価手法等による業務改善の取組を高く評価した。	
	C	K P I の設定のほか、第三者モニタリングを含む三次モニタリング体制の構築や統合型プラットフォームを活用した県への報告の効率化について高く評価した。	
7-2 情報公開	A	セルフモニタリング結果をステークホルダーへ共有する等、積極的な情報公開の取組を評価した。	
	B	経営計画や日常の水質データ等に係る情報公開を積極的に行う取組について高く評価した。	
	C	ホームページのほか機関紙の発行やイベントでのブース出展等、多様な方法によりわかりやすい情報公開を積極的に行う取組を高く評価した。	
8. 危機管理			
8-1 災害時における対応	A	構成員である水と電力の重要インフラ企業の親和性を活かしたマルチハザード型 B C P とする点や、県との災害時相互支援協定に基づく体制を高く評価した。	
	B	構成員の近隣県拠点や地域の協力会社を含む支援体制の構築をする点を評価した。	
	C	東日本大震災で構成員各社が緊急調達支援や移動式水処理設備による支援を行った実績を有しており、また、全国拠点からの従業員派遣による迅速な復旧を行う体制を高く評価した。	
8-2 事故時における対応	A	構成員による過去の事故事例を踏まえた体制を構築済みであり、さらに対応能力の向上に向けた取組を行う点を評価した。	
	B	監視装置や水質計器等により早期に事故を発見する体制を構築し迅速な対応を図るとともに事象別に対応が示されている点を評価した。	
	C	事象レベルに応じた配備体制を構築するとともに、事象別に具体的かつ効果的な対応が示されている点を高く評価した。	
8-3 保安対策	A	画像監視システムや機械警備の導入による保安体制の強化を評価した。	
	B	監視カメラ増設や構成員のテロ対策・サイバー犯罪対策の知見を活かした体制強化を評価した。	
	C	重点警備対象施設の警備業務の一括委託による保安体制の強化や国際基準に準拠した情報セキュリティ管理手法の採用について高く評価した。	

項目		講評	
9. 事業継続措置			
	9-1 事業継続性を確保するための対応策	A	1 5 7 項目に及ぶリスクを掲げてリスク管理を行うことなどリスク対策が詳細かつ具体的に複数示されており，実行の確実性や有効性が示されていることを高く評価した。
		B	事業を継続するために必要な資金の考え方や資金ショート等のリスク対応策について具体的に明記されており，実行の確実性や有効性が示されていることを評価した。
		C	過去実績を踏まえたリスク分析を行った上で，リスク対応策等について具体的に明記されており，実行の確実性や有効性が示されていることを評価した。
	9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	A	複数のパターン別に具体的な手順，役割・責任分担が示されており，さらに移行時に災害が発生した場合も想定されていることを高く評価した。
		B	事業移行チームと運転管理移行チームの2チームを編成し，具体的な計画が示されている点について評価した。
		C	S P C が事業継続困難となった場合の新OM会社を活用した円滑な移行方法が示されている点を高く評価した。
10. 地域貢献			
	10-1 地域経済に対する取組	A	地域人材の雇用に関して高い実現性があり，地元企業との連携・協力について具体的に示されている点を高く評価した。
		B	地域人材の雇用について基本方針が示されており，地元企業及び地域人材への技術継承に係る計画が示されている点の評価した。
		C	新OM会社による持続的な地域人材の雇用と育成及び地元企業や県及び市町村職員を対象とした研修計画が示されている点を高く評価した。
	10-2 県民等の理解醸成方針・施策	A	複数媒体による多様な世代への情報発信の県民理解醸成に資する施策が示されている点の評価した。
		B	広報媒体の拡充や県民会議の開催等による県民理解醸成に資する施策が示されている点を高く評価した。
		C	次世代育成プログラムや異分野活動を通じた多角的なアプローチ等による県民理解醸成に資する具体的な施策が示されている点を高く評価した。
11. 運営権者提案額			
	11-1 運営権者提案額	優先交渉権者選定基準 5.2.4 にて定めた方法により得点を算出した。	

第5. 総評

本事業の公募には3コンソーシアムからの応募があった。委員会では、応募者が提出した第二次審査書類に含まれる提案審査書類及び委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む）を基に審査を行った。

Aコンソーシアムについては、既存施設の運転管理業務に精通した構成員が運転維持管理業務を担う体制を基本とした提案であった。現状を熟知した水質管理や、経験を活かした詳細なリスク分析による事業継続性を確保するための対応策について高く評価した。

しかしながら、収支計画について、一部の流域下水道事業において事業期間を通して突出した損失を計上する計画であった。個別事業ごと総括原価の考え方に基づいた提案となっておらず、個別事業ごとの健全運営に懸念が残ることから、「標準未滿」の評価となり優先交渉権者選定基準に基づき失格となった。

Bコンソーシアムについては、世界トップクラスの水事業運営企業のグローバルな知見を活かしたイノベーティブな提案が多数盛り込まれた提案であった。特にセルフモニタリングにおいて統合プラットフォームや独自の事業評価手法を活用し業務改善に繋げる取り組みを高く評価した。

Cコンソーシアムについては、構成員の共同出資による新OM会社（運転管理・維持管理会社）を宮城県内に設立し、安定的な事業の運営と、雇用創出を図る体制を掲げており、全体事業方針や事業実施体制において高く評価した。水質管理においては、現行よりも厳しい水質管理目標値と管理指標値を設定し安全・安心な水を確保する体制を評価した。また、運転管理においては、統合型広域監視制御システムをはじめとした最先端技術の導入により効率化を図る点を高く評価した。改築・修繕においては、高度な健全度評価や劣化予測を行い、アセットマネジメントを最適化する取り組みを高く評価した。

運営権者提案額及び下水道事業に係る改築費用は、いずれのコンソーシアムの提案も県が期待した以上の削減を実現する提案となっており、民間ならではの創意工夫により効率的な事業運営が立案されたものと考ええる。

最後に、本事業等が運営権者による新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションにより効率的かつ効果的な新たな運営方法が確立されるとともに、県民及び地域に対して新たな価値が創出され、またその知見及び知識の活用が厳しい経営環境にある全国の水道事業における課題解決の一つのモデルとなることを期待し、総評とする。